

令和7年2月27日（木）

令和7年（2025年） 第1回

川崎市議会定例会会議録

【速報版】

（第3日）

この会議録は速報版です。速報版は、正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

議事日程

第1

令和7年度施政方針

第2

- 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第2号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

- の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第29号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
- 議案第40号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第41号 中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事請負契約の締結について
- 議案第42号 一級河川平瀬川背水堤防整備工事請負契約の締結について
- 議案第43号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
- 議案第44号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第45号 大師地区複合施設の建物の取得について
- 議案第46号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
- 議案第47号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
- 議案第48号 堤根余熱利用市民施設整備事業の契約の締結について
- 議案第49号 川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- 議案第50号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について
- 議案第51号 川崎市恵楽園の指定管理者の指定について

- 議案第52号 中央療育センターの指定管理者の指定について
- 議案第53号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第54号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について
- 議案第56号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
- 議案第57号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第58号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第59号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第60号 訴えの提起について
- 議案第61号 令和7年度川崎市一般会計予算
- 議案第62号 令和7年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第63号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第64号 令和7年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第65号 令和7年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第66号 令和7年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第67号 令和7年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第68号 令和7年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第69号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第70号 令和7年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第71号 令和7年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第72号 令和7年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第73号 令和7年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第74号 令和7年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第75号 令和7年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第76号 令和7年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第77号 令和7年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第78号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第79号 令和7年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第80号 令和6年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第81号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第82号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
- 報告第1号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

付議事件

議事日程のとおり

出席議員 (60人)

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 三浦 | 恵美 | 40番 | 野田 | 雅之 |
| 2番 | 飯田 | 満 | 41番 | 原 | 典之 |
| 3番 | 三宅 | 隆介 | 42番 | 青木 | 功雄 |
| 4番 | 嶋 | 凌汰 | 43番 | 橋本 | 勝 |
| 5番 | 井土 | 清貴 | 44番 | 山崎 | 直史 |
| 6番 | 田倉 | 俊輔 | 45番 | 宗田 | 裕之 |
| 7番 | 枝川 | 舞 | 46番 | 井口 | 真美 |
| 8番 | 柳沢 | 優 | 47番 | 石川 | 建二 |
| 9番 | 加藤 | 孝明 | 48番 | 木庭 | 理香子 |
| 10番 | 山田 | 瑛理 | 49番 | 堀添 | 健 |
| 11番 | 月本 | 琢也 | 50番 | 岩隈 | 千尋 |
| 12番 | 吉沢 | 章子 | 51番 | 織田 | 勝久 |
| 13番 | 齋藤 | 温 | 52番 | 雨笠 | 裕治 |
| 14番 | 小堀 | 祥子 | 53番 | 田村 | 伸一郎 |
| 15番 | 那須野 | 純花 | 54番 | 浜田 | 昌利 |
| 16番 | 高戸 | 友子 | 55番 | かわの | 忠正 |
| 17番 | 仁平 | 克枝 | 56番 | 松原 | 成文 |
| 18番 | 高橋 | 美里 | 57番 | 石田 | 康博 |
| 19番 | 長谷川 | 智一 | 58番 | 浅野 | 文直 |
| 20番 | 嶋田 | 和明 | 59番 | 大島 | 明 |
| 21番 | 工藤 | 礼子 | 60番 | 嶋崎 | 嘉夫 |
| 22番 | 浦田 | 大輔 | | | |
| 23番 | 平山 | 浩二 | | | |
| 24番 | 上原 | 正裕 | | | |
| 25番 | 各務 | 雅彦 | | | |
| 26番 | 本間 | 賢次郎 | | | |
| 27番 | 矢沢 | 孝雄 | | | |
| 28番 | 末永 | 直郎 | | | |
| 29番 | 市古 | 次郎 | | | |
| 30番 | 後藤 | 真左美 | | | |
| 31番 | 渡辺 | 学 | | | |
| 32番 | 岩田 | 英高 | | | |
| 33番 | 重富 | 達也 | | | |
| 34番 | 鈴木 | 朋子 | | | |
| 35番 | 林 | 敏夫 | | | |
| 36番 | 押本 | 吉司 | | | |
| 37番 | 春 | 孝明 | | | |
| 38番 | 川島 | 雅裕 | | | |
| 39番 | 河野 | ゆかり | | | |

出席説明員

市長
副市長
副市長
副市長
上下水道事業管理者
病院事業管理者
教育長
総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
危機管理監
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
会計管理者
交通局長
病院局長
消防局長
市民オンブズマン事務局長
教育次長
市選挙管理委員会委員長
選挙管理委員会事務局長
代表監査委員
監査事務局長
人事委員会委員長
人事委員会事務局長

福田紀彦
加藤順一
藤倉茂起
三田村有也
大澤太郎
金井歳雄
小田嶋満之
白鳥滋尚
斎藤禎司
高岸堅司
久万竜司
菅谷政昭
石渡一城
井上純哉
宮崎伸哉
福田賢一
森賢一
玉井一彦
柴田一雄
中山健一
赤坂慎一
板橋茂夫
高橋友弘
齋藤正孝
佐藤直樹
山本奈保美
青山博之
水澤邦紀
森有作
望月廣太郎
相澤照代
池之上健一
廣田健一
田中眞一
大村研一
大畑達也
瀧峠雅介
柳下裕次

出席議会局職員

局長
石塚秀和
総務部長
渡辺貴彦
議事調査部長
鈴木智晴
庶務課長
大磯慶記
議事課長
渡邊岳士
政策調査課長
榎本陽治
議事係長
田村健太郎
議事課担当係長
蟬川千代
議事課課長補佐
龍口真
外関係職員

午前10時0分開議

〔局長「ただいまの出席議員議長とも60人」と報告〕

○議長 青木功雄 休会前に引き続き、会議を開きます。

○議長 青木功雄 本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元の議事日程第3号のとおりであります。(資料編*ページ参照)

○議長 青木功雄 これより日程に従い、本日の議事を進めたいと思いますが、その前に御報告を申し上げます。

既に皆様方に御報告を申し上げておきましたが、地方公務員法第5条第2項の規定に基づきまして、議案第1号のうち、川崎市職員の分限に関する条例の一部改正外2件に関する部分及び議案第6号につきまして人事委員会の意見を求めておりましたところ、異議ない旨の回答が議長宛てにありましたので、ここに改めてお知らせをいたします。(資料編*ページ参照)

○議長 青木功雄 それでは日程に従い、本日の議事を進めます。

○議長 青木功雄 日程第1及び日程第2の各案件を一括して議題といたします。

直ちに、各会派の代表質問を行います。自民党代表から発言を願います。41番、原典之議員。

〔原典之登壇、拍手〕

○41番 原典之 おはようございます。私は、自由民主党川崎市議会議員団を代表して、令和7年第1回定例会に提出された諸議案並びに市政一般について質問します。

昨年、川崎市は市制100周年を迎え、秋の全国都市緑化かわさきフェアや全国都市緑化祭をはじめ、これまで多くのイベントが行われるなど、155万オール市民で盛り上がりを見せ、様々な機会を通じて多くのコミュニケーションが図られたと思います。現在、その集大成と言っても過言ではない春の緑化フェアに向けても準備が着々と進められていると思います。これについては市内外だけでなく、インバウンド対策を兼ねて本市の魅力をアピールする好機と考えます。川崎に来てよかった、川崎に泊まってよかったと思われる行政運営に、これからも惜しみなく協力をさせていただきたいと存じます。そして、向上したシビックプライドをレガシーとしながらも、次の100年に向けて動き出す準備をしていかなければなりません。今年が戦後80年の節目であり、阪神・淡路大震災から30年の節目でもあります。この間、紛争は我が国では起きていないものの、東日本大震災をはじめ、未曾有の大震災が数多く発生している現状は、災害は忘れる前にやってくるといった認識が必要なのかもしれません。南海トラフ地震臨時情報が発表されるといった状況を踏まえると、いつ起きても想定外ということがないように、引き続き災害対策に取り組んでいかなければなりません。顔が見え、話ができる関係といった地域コミュニティを促進することが市民にとって一番の災害対策だと、中原区総合防災訓練で消防署長よりお話がありました。我々、自由民主党川崎市議会議員団も、地域に根を張り、触れ合いなくしてまちの発展なしと胸に刻み、市政を発展させていくことをお誓い申し上げ、以下、質問をまいります。

初めに、令和7年度当初予算と財政運営について伺います。一般会計の予算規模は8,927億円となり、対前年度比215億円の増で過去最大となっています。行政に対する市民ニーズは複雑化、多様化する中で、税収増から予算規模の増は一定の理解ができます。しかしながら、財政健全化への取組が見られる一方で、税収増に頼った財政運営とも言えます。税源涵養の取組を考慮した税収見込みについて伺います。歳出増が続く傾向にありますが、プライマリーバランスの均衡を目標にするのであれば、税収増の局面でも歳出改革を進める必要があります。個々の事業規模と歳出規模について予算調整の考え方について伺います。

令和7年度予算は「生命(いのち)を守る安全・安心予算」とされ、防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを重点施策とし、重点的に予算を配分したとのことですが、その内容やスピード感は十分なものではないと感じます。災害対策へのスピード感、重点的な予算配分の考え方を伺います。また、「国がやるべきこと、国の動向を注視し」ではなく、他都市の実情も踏まえ、重点的な予算措置と内容の充実を図るべきと考えますが、市長の見解を伺います。

今回の予算では、経済・物価動向に十二分に配慮することが重点施策として位置づけられておりませんが、市内経済や企業の実情、雇用、失業及び求人、求職の状況、労働時間や賃金の動向など現状認識について伺います。また、現状を踏まえ、最大限の対応策の検討と予算措置がなされたのか伺います。

社会資本の老朽化対策ですが、我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後、築50年以上の施設割合は加速度的に上がっていき、老朽化するインフラを戦略的に維持、管理、更新することが求められます。施設老朽化は立地条件や維持管理状況などによって異なってくるわけですが、市内の道路、橋、トンネル、河川、水道、港湾など本市が維持管理する社会資本の現状と将来予測と今後の対応について伺います。

今後の財政運営の基本的な考え方ですが、令和4年3月の改定時には、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込んでおりましたが、その後の環境変化への認識と収支フレームに与える影響と対応について伺います。

持続可能な行財政基盤の構築に向けて、収支フレームに沿った財政運営を進めています。国においては昨年6月、経済財政運営の指針——骨太方針が閣議決定され、プライマリーバランスを来年度に黒字化させる財政再建の目標が3年ぶりに明記されております。財政黒字化を目標の一つとして掲げることは理解しますが、これを過度に重視すると行政による責任を放棄しかねません。財政負担を恐れて防災機能の強化を怠れば、多くの市民が被害を受けることになりかねません。地域と市民生活を守ることが行政の大事な役割です。安定的な黒字の確保について市長の見解を伺います。

予算編成におけるPDCAサイクルの取組ですが、施策評価、事務事業評価の結果を予算に的確にフィードバックすることが重要です。来年度予算への反映状況について伺います。

次に、川崎市長選挙について伺います。市長任期も残り半年余りとなり、本年は市長選挙が実施されることとなります。前回、前々回と衆議院総選挙と同日実施となり、日程変更が行われたこともありました。総選挙は昨年実施されましたので、本年は重なることは

想定されませんが、夏には参議院選挙も執行予定です。町内会・自治会をはじめとする地域団体等は、各種行事、イベントの予定を立てていくことから、選挙日程はなるべく早く知らせることが必要です。選挙日程についていつ頃決定するのか伺います。

出馬の是非について、現時点での考えや出馬要請など受けているのか伺います。自身の公約の評価についてはどのように考えているのか伺います。市制101年目となり、新たな時代を見据え、今後の本市の展望等を鑑みたとき、市長に求められるリーダー像についてどのように考えているのか伺います。市長は自身の去就について、前回は議会にて表明、前々回は記者会見にて表明されました。以前より申し上げていますが、自身の去就については二元代表である議会にて表明するべきですが、今回の対応について伺います。

次に、出資法人の運営施設における減免措置について伺います。本市が直接運営している各種施設においては減免措置の制度がありますが、出資法人が運営する施設においては減免措置が図られていない状況です。子どもの健全育成団体、障害者の社会参加団体等への減免措置は、公共サービスの公平な利用機会の確保、市民の文化、教育、スポーツの促進、健康増進や社会参加の促進など多くの意義があります。減免措置の意義を鑑み、誰もが公平に市の関連施設も利用できる環境は重要ですが、見解を伺います。

次に、本市ツーリズムについて伺います。訪日外国人が過去最高の約3,600万人に達し、今後は6,000万人を超える想定の中、アドベンチャーツーリズムが注目されています。例えば、キャッスルステイでは高額であっても天守閣に宿泊し、甲冑を身にまとい、その時代の食事や文化を体験できるなど、そのまちの価値を含め全てを体験して、観光客がそれぞれの国に帰るときに、そのまちのファンになって帰ります。川崎市が考える体験型のツーリズムについて、企画や価格設定も含めて具体的に伺います。また、どのように力を入れていくのか伺います。

次に、区役所への公用スマホの配置について伺います。2月10日に情報提供された来年度以降の公用スマホの配置ですが、主たる目的は出張中の職員が連絡をするためであることが資料から読み取れますが、伺います。7区合計で1,050台、管理職にはそれぞれ1台支給されるとのこと。令和6年度の区役所職員の出張回数、人数の内訳を各区それぞれ伺います。区内、区外、本庁への移動についての内訳についても併せて伺います。市役所の内線と接続、連携するための環境構築等の初期費用が4,257万円、ランニングコストは来年度が約2,000万円、令和8年度以降は約3,000万円とされていますが、算定根拠を伺います。また、複数業者にヒアリングを行ったのか伺います。連絡を取るだけならインターネットを使用できなくても可能だと考えます。既にスマホが支給されている本庁職員からのヒアリングをしたところ、インターネットはほとんど使わないとの声もあります。見解を伺います。また、関連して伺いますが、重要なのは本庁等で市民等からの問合せに対し、レスポンスをよくすることだと考えますが、見解を伺います。

次に、扇島地区先導エリアの土地利用開始に向けた基盤整備について伺います。先般、カーボンニュートラル拠点や高度物流拠点、港湾物流拠点、高速道路アクセス及び一般道路アクセスに関する主な取組状況が報告されました。高度物流拠点は令和10年度一部供用開始予定とのことですが、物流センター機能を想定しているのか、または冷凍倉庫等の拠点となるのか、計画の具体的な内容を伺います。

また、港湾物流拠点はカーボンニュートラル拠点へのエネルギーの受入れとして活用す

る予定なのか、詳細を伺います。加えて、それ以外のバス活用は計画されているのか、併せて伺います。

高速道路アクセスでは4ランプ整備を目指すとのことですが、令和10年度一部供用に際してはスマートインターとして先行整備する考えはないのか伺います。また、一般道路アクセスは国道357号の一部区間整備を予定していますが、東扇島と将来の浮島までをつなぐ357号の整備に関する計画は示されていません。今後の道路整備に向けた計画概要はいつ頃示されるのか伺います。

次に、かわさき強靱化計画の令和5年度評価結果の取りまとめについて伺います。令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする本計画の152ある強靱化事業のうち、ほぼ目標どおりの強靱化事業が145事業と95.4%であり、全体として順調に計画が進捗していると報告を受けています。先般、八潮市の県道松戸草加線中央一丁目交差点において道路陥没事故が発生したことは記憶に新しいところです。強靱化事業の中に緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持、道路のり面等の対策等、盛り込まれており、川崎市道路維持修繕計画に基づき道路擁壁点検を市内80か所実施したということで、ほぼ目標どおりの評価3がついていますが、点検内容について伺います。また、緊急輸送道路のみならず、本市の道路が陥没等するおそれはないのか、点検状況についても伺います。

関連して、八潮市で発生した道路の下を通る下水道管の破損が陥没の原因とされる事故を受け、国交省が要請した緊急点検とその結果について伺います。また、従来下水道管渠内の点検方法と点検頻度を伺います。点検を行う際の課題及び異常判定を行う際の課題について伺います。全管渠に占める耐用年数が超過している下水道管渠の割合とその延長数について伺います。下水管渠の再整備を進める上で管渠再整備重点地域を設定していますが、重点地区を設定した理由について伺います。また、重点地区、重点地区以外それぞれの再整備率について伺います。

上下水道管の老朽化といった情報を建設緑政局と上下水道局との間でどのように共有するのか、見解を担当の藤倉副市長に伺います。

次に、感震ブレーカー普及の取組について伺います。近年、首都直下地震など大規模地震の発生リスクが指摘される中、地震時の通電火災を防止するための感震ブレーカーの設置推進が重要となっています。例えば横浜市や東京都では感震ブレーカーの普及促進に積極的に取り組んでおり、設置費用の一部補助や広報活動を展開しています。能登半島地震において感震ブレーカーの設置が通電火災の防止に効果があったとの報告もありますが、本市における感震ブレーカーの普及状況を伺います。また、今後の感震ブレーカーの設置促進に関する見解について伺います。

次に、今後の保育、幼児教育の事業運営に関するアンケート調査結果について伺います。本年1月、同調査に関する報告書が公表されました。調査した背景には、就学前児童数の減少、保育需要の伸びの鈍化、結果として空きのある施設が年々増加し、今後、事業継続が困難となる施設の増加への懸念とされています。幼児教育においては保育受入枠の確保が課題とされています。本市の保育、幼児教育についての課題について改めて見解を伺います。調査結果では、保育、幼児教育に関わる各施設の園庭保有率はおおよそ5割です。保育、幼児教育における園庭の利用実態と重要性について見解を伺います。また、定員充足状況と園庭保有率の関連の分析では、保護者にとっては園庭の重要性の高さがうかがえ

ます。見解を伺います。調査項目内に土地の所有状況、建物の所有状況の回答を求めた経緯について伺います。とりわけ土地については定期借地の期限を迎える施設の事業運営の継続の確認を行うとのことですが、確認された内容について伺います。認定こども園化についての意向調査では、私学助成幼稚園の回答では、独自教育の維持への不安のほか、長期休業対応や応諾義務、利用調整など、行政対応への不安が多く見られます。本市の見解と対応を伺います。とりわけ歴史のある私立幼稚園の建学の精神など、その独自教育に共感し、我が子を通園させている保護者も多いと考えられますが、認定こども園化しても維持することは可能か、市内私立幼稚園の実態を踏まえ見解を伺います。特筆すべきは、保育ニーズについては私学助成幼稚園や幼稚園型認定こども園のほうがニーズが高いという結果となりました。幼児教育では預かりニーズも高い一方で、補助なしの預かりでは保護者負担が大きく、気軽に利用できない実態もあります。保育所に通わせる保護者と同程度の措置を求めますが、見解を伺います。また、一方で、保育所等からも保護者の幼児教育へのニーズがうかがえます。実態についての見解と今後の方針を伺います。事業運営に支障がないと回答した施設が7割を占める結果となりました。一方で、立ち行かなくなり、事業売却あるいは閉業を考える事業者も出始めていますが、今後の市内の施設展開方針について伺います。

また、既存施設・事業者へのてこ入れを行うことで、今後の少子化を踏まえた施設構成が重要と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について伺います。就学前児童の将来人口推計では、1号または2号認定に該当する3歳から5歳までの児童数が向こう6年間で2割以上減少するとの推計結果となりました。コーホート変化率法に基づいて推定児童数を推定しています。都市部にあつて、特に社会的流出要素の大きい本市において、過去における変化率を基とした推定法によって行政の前提数値を決める妥当性について見解を伺います。保育園が大幅に増加基調にあつた時期を参照して、需要が高止まりした現在時点以降では環境が異なります。これら前提数値を大きく見誤った場合、受入れ施設の過不足により市民利益が損なわれるだけでなく、無駄な支出を生む可能性も生じます。特に、過剰に施設を展開すると、既存の施設の受入れ数の減少、場合によっては安定的な運営を阻害します。推計が大きく外れた際の見直しを柔軟に行えるよう、制度設計することが有用と考えます。見解を伺います。教育、保育の量の見込みと確保策の前提となる、子どものための教育・保育給付の認定区分ごとのニーズ割合ですが、全国的な傾向と大きく乖離しています。推計方法と結果に関する見解を伺います。放課後児童健全育成事業ですが、全市で6万人の小学生に対して1万人ほどしか供給がありません。今後、令和11年には1万4,000人超を見込んでいます。児童数減少の中、なぜ放課後児童健全育成事業の対象児童の数が伸びる推計をしているのか、算定根拠を伺います。一時預かり事業では幼稚園型での減少傾向を見込んでいますが、今後の認定こども園化を進めたい本市の方針が実現すれば、推計値に変化が生じると考えます。見解を伺います。一方で、保育所における一時預かりでは6年で4割減を見込んでいます。背景を伺います。

次に、川崎認定保育園に対する助成制度について伺います。多様な保育ニーズを受皿として、その役割を担うなど、本市の保育施策に大きく寄与している川崎認定保育園は、人件費や物価高騰により、その経営環境は以前にも増して厳しい状況となっています。本市

は川崎認定保育園に対し助成を行っていますが、その助成費は主に施設運営の基礎となる保育士等の職員に対する人件費に充当されていると考えますが、見解を伺います。現在の川崎認定保育園に対する助成制度は、昨今の人件費や物価高騰の影響等を即座に反映できる制度にはなっていません。一方、認可保育所は、川崎市保育所子どものための教育・保育給付費等支給要綱で支給する額及びその算出方法等は国基準に基づく公定価格及び市加算運営費で定められており、その国基準は人事院勧告により見直され、当該年度の4月に遡って適用されるものです。主に人件費に充当されている川崎認定保育園に対する助成制度は、公定価格と連動する、または見直しをする基準を設けるべきです。見解と対応を伺います。

次に、母子健康DXについて伺います。母子健康システムの標準化に取り組むこととなった背景について伺います。標準化に伴い過失防止、効率化、それぞれに見込まれる効果を具体的に伺います。電子母子健康手帳については、国の母子保健法改正に合わせ実装するものと考えます。本市はこれまで独自開発の子育てアプリから、民間開発の母子モをベースとした、かわさき子育てアプリに切り替え、サービスを展開してきました。民間開発アプリをベースとしたことにより、母子健康手帳の電子化対応も容易となったと考えられますが、見解を伺います。また、新たに電子母子健康手帳として、向上する保護者の利便性について伺います。母子健康手帳の電子化と合わせ、健診アプリの構築等も行うとのことです。保護者の利便性向上に資する3歳児健診等、健診の効率化については提言してきましたが、今後見込まれる改善内容を伺います。また、アプリ構築の際、本市の子ども、保護者の持つ特徴を踏まえるために保護者の声を取り入れることが必要と考えます。見解と対応を伺います。電子化されたデータを本市の特色の分析、地域性の分析、そして未来予測を行うことも重要です。とりわけ母子分野では3歳児健診へのSVS導入は先進的であり、本市のみならず、横浜市なども導入に向けた動きがあるとのことです。弱視、斜視の早期発見に資する取組ですが、そのデータの分析、活用については未着手である理由を伺います。国においては、いわゆる3年ごとの見直しなどにおいて議論されている個人情報保護法の今後の改正を踏まえ、子どもの未来のために母子分野での健康診断などのデータを活用する方針について子ども未来局長に見解を伺います。

次に、授業時数不足となった中学校生徒への対応について伺います。本件は、宮崎中学校での不足が確認されたため、他の市立中学校でも調査を行ったとのことです。宮崎中学校での不足が発覚した経緯について伺います。また、ほか6校でも不足があったとのことです。各校の授業時数の確認体制、教育委員会事務局での確認及び指導体制はどのようになっていたのか伺います。また、再発防止策を徹底すべきですが、対応を伺います。卒業式は公立教育9年間の最後を締めくくる大事な行事です。卒業式後に時数確保するのか、時数確保後、卒業式を開催するのか、伺います。卒業した後の高校進学あるいは就職までの限られた時間は進学・就職先に向けた準備に当たり、これまでの友情を確かめるなど、卒業生にとって貴重な限られた時間です。本市の見解と対応を伺います。

次に、今後の自然教室の方向性等について伺います。長きにわたり八ヶ岳少年自然の家は愛着を持って利用されてきた方々は多いだけに、新たな候補地への期待は高く、選定において市に課せられた責任は小さくありません。これまで自然教室以外でどのような利用がされてきたのか、今後、施設の存廃を検討するに当たり、利用者に対しどのようなフォ

ローを行っていくのか、具体的に伺います。中間報告によれば、現地での再編整備及び富士見町内での移転整備については、長期的な安全性やコスト比較の観点から一旦検討を凍結することです。凍結するに至った経緯を伺います。また、年度当初の入札不調の原因とされた運転手不足は社会的にも深刻です。解消のめどが立たないことから、今後3年間をめどに他施設において自然教室を全校実施できるよう、アウトソーシング手法の検証を中心に取り組むとのことですが、令和7年度における具体的な内容と今後3年間の見通しを伺います。今後の存廃についていつまでに結論を出すのか、また、廃止となった際の跡地活用に対する見解も伺います。

次に、市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告について伺います。さきの文教委員会において、市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告についての報告がありました。本市には5つの市立高等学校があり、政令市の中でも多様な専門学科を抱える特色を有しております。子どもたちにとっても、高等学校は受験という手段を通して学校を選ぶことになり、今後、検証結果のとおり、選ばれる立場がより鮮明になってまいります。そもそも高等学校は市に設置義務があるものではないと認識していますが、県との役割分担について伺います。また、全国的にも定員割れや私学流出傾向が報じられておりますが、今年度の市立高等学校5校の入学者選抜における競争率について伺います。検証報告では、川崎の強みを生かしながら全校の魅力化、特色化に取り組み、選ばれる高等学校づくりを目指していくとありますが、これまでどのような魅力化、特色化を図り、どのような成果があったのか、具体的に伺います。また、今後はどのような魅力化、特色化を検討されるのか伺います。定時制課程については、平成28年度まで全校に設置されていましたが、現在は幸高校を除く4校での設置となっております。全国的にも勤労青年が減少している現状を踏まえ、検証報告では、多様な学び方から、生徒が学びを選べる高校づくりを目指していくとのこと。定時制課程における現状と課題について伺います。また、課題に対し今後どのような対応を図っていくのか伺います。県をはじめ他都市においても、少子化を見据え、高等学校の再編統合が積極的に行われており、今後も少子化が進むことを鑑みれば検討は必要であるものの、母校が再編統合され、学校や校舎がなくなることは、卒業生もさることながら、地域にとっても沈痛な思いであります。市立5校は長い歴史の中で、歌手やプロスポーツ選手をはじめ、社会から求められる人材を多く輩出してきました。急速な社会状況の変化を受け、歴史ある市立5校についても、その在り方について検討していくのか伺います。国においては高等学校の無償化について議論されておりますが、無償化された際の本市への影響についてどのように考えているのか伺います。

次に、市立小学校のプールにおける水の流出事故について伺います。市から示された再発防止策は手詰まり感が拭えない上に、止水装置の新設などは設置費用が1校当たり200万円程度との試算が示されましたが、あまりにも現実離れしており、過度な追及が逆に道を誤らせる事例は少なくありません。止水を失念した行為は過失に違いありませんが、プールの維持管理における負担ばかりが取り沙汰されるあまりにプール悪玉論に陥るのは本末転倒です。歪曲した解釈につながらないように願うものですが、学校施設としてのプールに対する基本認識とともに、水泳授業、水泳部の存続に対する教育長の見解を伺います。

次に、市内小学校、中学校及び高等学校における宿題について伺います。自主性が身につかないなどの理由で、いわゆる毎日の宿題を廃止する学校が全国各地で増えています。

市内小学校、中学校及び高等学校において宿題を廃止している学校があれば、その校数を伺います。宿題を出すか否かは担任または教科担当教諭それぞれの判断か伺います。また、学校長の判断により、当該校全体で宿題を廃止することが可能か伺います。宿題の内容や頻度、教職員が宿題を必要と考えているか否かなどの実態を把握しているか伺います。また、宿題の内容や出し方について議論したことがあるか伺います。

子どもに必要とされている学力が変わる中、宿題の在り方も問い直す時期に来ています。教育長に見解を伺います。

次に、中学校1年生男子生徒殺害事件を受けたその後の対応について伺います。平成27年2月に本市で発生した中学校1年生の男子生徒が犠牲となった痛ましい事件から10年が経過しました。この事件を受け、当時、本市は事件の検証と再発防止に向けた報告書をまとめました。そこには、長期欠席傾向のある児童生徒への包括的対応、情報モラル教育の推進、生命尊重・人権尊重教育の充実、相談機関の有効活用と児童生徒指導体制の見直し、保健、福祉と各機関の連携強化、要保護児童対策地域協議会の機能充実、児童相談所の専門的支援の充実、子どもの居場所の充実と、多くの重要な取組を挙げています。この10年間、本市はどのような具体的な取組を進め、子どもたちの安全を確保するための環境整備を行ってきたのか伺います。同様の事件を二度と発生させないという決意の下、現在の課題をどのように認識し、今後どのような対策を講じていくのか、見解を伺います。

次に、学校歯科保健指導推進事業について伺います。我が会派は以前より、川崎市の将来を担う子どもたちに、生涯にわたり健康な歯を残してもらうために、小中学校でのフッ化物洗口の実施を長年にわたり強く求めてきました。それは、自宅ではなかなか続かない虫歯予防に有効なフッ化物での洗口だからこそ、学校での実施こそが効果があるとされ、全国で導入が拡大する取組であるからです。令和4年度、103万円余の予算を計上して以来、学校でのフッ化物洗口液の配付を行う新たな取組をスタートさせました。その取組は3年間継続され、このたび295万円余に増額された令和7年度予算が示されましたが、取組内容を伺います。

次に、民生委員児童委員の一斉改選に向けた取組について伺います。本年12月に一斉改選を迎える民生委員児童委員については、高齢者や子ども等の見守りを行い、孤立、孤独を防ぐほか、地域の身近な相談役となることや、地域福祉活動への参加などをしていただいています。しかし、深刻な担い手不足から、国が要件としている75歳未満を上回る独自の基準を設けている自治体もあるようですが、本市の現状と人材確保の取組について伺います。現任の民生委員児童委員を対象としたアンケート調査では、民生委員児童委員の活動についてとても負担、やや負担が、合わせて50%を超えていたとのこと。また、民生委員児童委員を選出する町内会・自治会にも多くの負担がかかっている現状を踏まえると、負担軽減策が必要であると考えますが、本市の取組について伺います。民生委員児童委員はボランティア活動であり、報酬支給はなく、必要な交通費や通信費などが活動費として支給されています。近年の活動量の増加と物価高騰を踏まえ、実態に見合った活動費の見直しが必要と考えますが、本市の活動費についての見解を伺います。

次に、葬祭場運営管理システムの機器更新等に伴う葬祭場の全面休苑に係る代替措置について伺います。システムの更新に伴い、本年2月16日から17日にかけて全面休苑を予定していたところ、火葬需要の高まりから、2月中の火葬受入枠の増設や友引日の開苑を実

施し、代替措置を講じたとのこと。そもそも2月は火葬需要が高まる月です。その需要が高い月に全面休苑にすると混乱が生じると予想できてしかるべきと考えますが、今回の計画の経緯について伺います。また、関連事業者の意見は聴いていたのか伺います。今回のシステム更新は繁忙期を避けるべきと考えますが、見解を伺います。関連して火葬の対応について伺います。近年、本市における死亡者数は増加傾向にあります。それに伴い、市内の火葬場の火葬対応能力についても十分に確保されているのかが懸念されます。特に、ピーク時や災害時において円滑な火葬対応が可能なのか、市としてどのように対応を考えているのか、それぞれ伺います。今後の死亡者数と火葬対応能力の予想動態について伺います。また、本市の火葬料金は、12歳以上で本市市民は6,750円、川崎市外は6万円と価格の差をつけているものの、市外利用者のために本市市民が火葬対応待ちをしている状況が発生しています。まずは市民優先という考えも重要と考えますが、見解を伺います。

次に、アピアランスケアに対する助成制度について伺います。全会一致で採択された請願第16号、川崎市におけるアピアランスケアに関する助成制度の早期検討開始を求める請願を機に本格的な検討が進み、このたび新たな制度が創設されることになりました。治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化による心理的、経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図る上で、本助成制度が果たす役割は大きいものと考えます。継続して要望してきた会派として感謝申し上げます。指定都市では初めてがん以外の方も対象者とするなど、充実した助成制度となっています。がん以外の方も対象とした理由と目的を伺います。また、他都市と比較した場合の制度の特徴を伺います。がんによる影響と判断するための対象者の基準について伺います。また、先天性、事故、がん以外の病気の方の場合は健康保険適用の傷病名に限定しています。対象者となるかの判定は医師による診断書等によるのか伺います。

次に、HPVワクチンについて伺います。まず、定期予防接種について現状の接種数を伺います。接種率の向上と本ワクチンの啓発のために行っている施策について伺います。情報提供については学校との連携も重要と提言してまいりましたが、その後の取組について伺います。キャッチアップ接種の実施期間が本年3月31日までと迫ってきましたが、本市の状況を伺います。HPVワクチン接種後の症状に係る相談窓口への相談数とその内容について伺います。

次に、社会福祉法人に対する監査等について伺います。社会福祉法人母子育成会元理事長の不正が発覚して約10か月が経過し、運営していた高齢者施設や認可保育所等は別の社会福祉法人に移管され、同法人も今年解散となる見込みです。元理事長に対する捜査や同法人への監査等に係る検証は引き続き実施されておりますが、これまでに発覚している被害総額、同法人の累積赤字とその責任の所在について伺います。

次に、令和6年中の火災・救急件数等の概況速報及び消防体制について伺います。令和6年中の火災件数及び救急出場件数は過去10年間で最多となりました。火災による死者数は逃げ遅れが半数を占めました。住宅火災による死者の急増を背景として消防法が改正され、平成18年から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられておりますが、火災のあった282件の火災報知設備の設置状況、消火器具類の設置状況、火災発生時の初期対応についてそれぞれ伺います。また、市内全域の住宅用火災警報器の設置状況とその現状について見解を伺います。令和6年中の救急出場件数についてですが、約9万件中、搬送

人員は7万人余であり、搬送人員のうち入院を必要としない軽症者は全体の52%でした。過去10年のうち、コロナ禍の2年を除くと、全ての年で50%を超えています。消防局としてもこの事態を受け止め、救急車の適時適切な利用に御協力くださいと広く呼びかけており、救急要請に迷った際は、かながわ救急相談センター、川崎市救急医療情報センターで電話アドバイスを受けることができますが、現状と課題、今後の取組について伺います。その上で、今後の救急業務の効率化、強化策、拡充についての考え、その取組について伺います。また、中原消防署に配置したデイトタイム救急隊の出場状況、その効果、課題、今後の配備予定について伺います。消防本部・署所における消防職員、ポンプ車等についてありますが、総数はどのように決定しているのか、その方法と根拠並びに算定数、現有数、充足率とそれぞれについての見解を伺います。航空隊については、総務省消防庁が示した新基準では、操縦士2人体制のほか、運航責任者及び運航安全管理者の配置の確立が求められておりました。本市の状況について伺います。また、全国的に操縦士不足と言われておりますが、現状をどのように受け止めているのか伺います。加えて、機種限定免許所持者をいかにして確保していくのか、今後の取組について伺います。

次に、自動運転バスの実証実験について伺います。令和9年度のレベル4の運用開始を目指して、いよいよ自動運転バスの実証実験が動き始めました。今回の実証実験を体験した川崎市民の数を伺います。また、その数は適当かどうか、見解を伺います。都県またぎが初となり、全国では25か所目の実証実験です。実証に当たり、運行事業者はもちろんのこと、通信事業者や保険業者等、多様な事業者が関わっています。本市の負担額とそれぞれの事業者の費用負担割合について伺います。また、課題等があれば伺います。

次に、交通政策について伺います。現在、市タクシー協会に所属する事業者が所有するUDタクシーは366台で、全保有数の約4分の1を占めていますが、2年前に10%を超えた時点で市からの補助金は打ち切られている現状です。昨年アンケートでは、障害者の方々の移動に制約を生じていることもうかがわれます。横浜市ではUDタクシーに対して現在も補助金を継続しており、隣接都市間での格差が生じていますが、市長の見解を伺います。市内の交通空白地区の解消を目的に実験的に運行しているデマンド・コミュニティ交通ですが、過去、実証実験後に2路線が本実施に至りませんでした。バスの減便や路線廃止により移動手段を持つことが困難な高齢者がいる一方で、運行する事業者は人手不足や燃料費の高騰等により、公費負担なくして運行を継続することはできないとの声も寄せられています。公共交通は社会資本であり、運営に対する行政の判断が問われています。市長の見解を伺います。また、運転手不足に対し、研修や未経験者採用時の助成金等、新たに講ずべきと考えますが、併せて伺います。

次に、京浜急行大師線連続立体交差事業について伺います。このたび、東門前駅から鈴木町駅区間の約1.2キロを地下化する工事の着工に向けて、事業認可や都市計画変更手続を進めることが発表されました。これまで工事再開に向けた見通しも立たない状況に対して、沿線住民からは行政に対する不信の声も寄せられ、沿線町会長で構成される協議会からも市長並びに京急電鉄に対して、工事再開と川崎大師駅踏切に伴う交通渋滞の解消及び障害者や高齢者の駅舎の利便性向上、構内踏切の解消等に対する要望活動が粘り強く続けられてきました。概要説明では、現線直下から既設線路の脇に仮線路を敷く仮線工事に変更したことにより、事業費を約200億円縮減できるとしています。今後は設計図面を含めた丁寧

な説明が求められます。沿線協議会に対する説明会の開催時期を伺います。また、川崎縦貫道路対策協議会に対する説明も必要ですが、開催時期を伺います。

大師橋駅前広場工事も実施されています。羽田空港アクセスや臨海部との新たな交通結節点として活用が期待されますが、バス路線の詳細は未定です。沿線住民や事業所等のヒアリングを実施するなど地域と進める姿勢が重要です。今後の取組を伺います。

また、旧自動車学校跡地を含む再開発事業が計画されていますが、近接する本町踏切の除却はどのように考えているのか伺います。

次に、東京外かく環状道路計画検討協議会第7回開催について伺います。令和6年11月29日に、国の合同庁舎において国土交通省、東京都、本市を構成機関とした会議が開催されました。本市からは建設緑政局長が構成員となり出席しました。会議は非公開で、計画の具体化に向けて意見交換する場となっています。国土交通省関東地方整備局と本市のホームページで会議資料が公開されています。東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)は首都機能を強化し、災害時に緊急輸送路となり、多機能な役割を担います。首都圏ネットワークの環状道路である中央環状、圏央道に次ぐ3路線目となる重要な道路です。本市の道路網の渋滞解消にも貢献し、早期実現が待たれるところであります。第7回の資料によると、検討箇所周辺を取り巻く状況および整備効果について協議しています。当該路線は調査中の区間となっています。そこで、調査状況と主な検討状況について伺います。湾岸道路との接続位置に関する検討では、案1として東京側で湾岸道路に接続するものと案2として川崎側で湾岸道路に接続する比較案が示されました。川崎縦貫道路の計画と一本化の検討も進められているようですが、両案に対する本市の見解について伺います。

次に、等々力緑地再編整備事業について伺います。先月末に開催されたまちづくり委員会にて、等々力緑地再編整備事業の今後の方向性について本市の考えが示されました。本市は、物価変動の影響等を受け、令和3年3月当初の事業費を大幅に上回る想定が示された中、現事業契約の解除、一時休止を含めた検討を行った結果、現事業の契約の継続が最も有効と判断しました。まず、この判断に至った詳細な理由と川崎とどろきパーク株式会社——K T Pから提示があった整備内容に対する市の評価を伺います。K T Pから提示があった事業費用について、市として確実な検証を実施するという方針を示しており、具体的な検証手法について伺います。検証に当たって必要な費用、体制及び期間について伺います。また、確実な検証を実施することで本市としてどのような成果を期待するのか伺います。本事業における財源の内訳について伺います。今回、事業費の大幅増額となっている要因は、整備事業における関係団体等からの要望への対応と物価変動があります。仮にK T Pとの契約金額である約633億円のまま進めた場合の整備可能範囲を伺います。費用増額を最小限にするため、整備範囲を変更していくこと等を含め、今後検討すべきです。見解を伺います。また、確実な検証を実施した後、本年中に契約変更議決に進むことが見込まれますが、仮に議決が通らなかった場合、どのような事態となるのか伺います。

等々力緑地における災害対策について伺います。令和元年東日本台風により、市民ミュージアムを筆頭に等々力緑地は甚大な被害を受けました。当時、大量に排出された浸水家財などの災害ごみの処分に苦慮し、催し物広場は仮置場として使われました。今後も発生する可能性がある災害対策はもちろん、地震、火災、台風、大雨に加えて感染症など、予期せぬ複合災害にも対応した等々力緑地全体の防災対策の充実は必須です。現在の再編整

備計画における防災対策について伺います。川崎市地域防災計画における等々力緑地の位置づけにもあるとおり、等々力緑地は様々な役割を有しています。現在、等々力緑地内各施設に割り当てられている帰宅困難者用一時滞在施設、遺体安置所、ヘリコプター臨時離着陸場、自衛隊の活動拠点、警察の活動拠点、ライフライン事業者の活動拠点、救援物資市集積場所等の役割は、再編整備ではどのように位置づけられているのか伺います。あわせて、その機能は強化されるのか伺います。令和3年度川崎市災害時支援物資受援体制検討委員会報告書によると、救援物資市集積場所として指定されている等々力陸上競技場内走路に対して、例えば搬出入効率の低さ、床荷重が救援物資の高積みを想定したレベルとなっていないことなど、具体的な指摘がされています。同じく救援物資市集積場所として指定されている等々力球場屋内練習場においても同様の指摘がされています。これらは再編整備計画で改善されるものと考えてよいのか伺います。再編整備計画全体に関する川崎市災害時支援物資受援体制検討委員会からの意見や指摘等があれば伺います。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについて伺います。春開催が23日後に迫ってまいりました。昨年の秋開催に続き2回目の開催となります。桜の開花の時期とも重なり、桜花らんまんのすばらしいシーズンを迎えての開催となります。「花満開！春に、逢いに行こう。」のキャッチフレーズの入った広告を見た市民より、多くの期待の声が寄せられているところであります。全国都市緑化かわさきフェアに関連した令和7年度予算案では、関連経費として3億7,714万円余を計上しています。そこで、春開催の予算の概要と全体の概算事業費について伺います。また、オフィシャルアイテム9品の販売状況と売上金の活用について伺います。まちづくり委員会の報告では春開催において交通輸送の強化を図るとしています。強化策について伺います。本市が実施した来場者アンケートの集計結果が示されました。秋開催の市域外の来場者は全体の30%との結果になりました。市民向けのPRも重要ですが、全国に向けての情報発信も拡充する必要があると考えます。春開催の広報PRについて伺います。また、同計画の基本的事項には「川崎らしいみどりを全国に向けて発信していきます」と記しています。4つの生態系サービスを表し、あえて平仮名表記の「みどり」としているのは理解します。そこにあえて「川崎らしい」の表記を加えた意図を伺います。春開催のコンセプトについても伺います。緑の継承をこれまでの100年からこれからの100年につないでいくことは重要であります。春開催後のレガシーの考え方について伺います。

次に、2027年国際園芸博覧会について伺います。次年度予算案には新規として、横浜市旭区・瀬谷区で開催される2027年国際園芸博覧会への出展が掲げられています。国際園芸博覧会は、国際的な園芸、造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域、経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を趣旨に開催される世界的イベントです。本博覧会の開催概要を伺います。日本では37年ぶりに開催されますが、横浜市開催に至った経緯を伺います。世界中から約1,500万人の参加者を見込む国際園芸博覧会に本市としてどのように関わっていくのか伺います。間もなく春開催期間を迎える全国都市緑化かわさきフェアを通じ、加速してきた緑のまちづくりに向けた取組を有機的に国際園芸博覧会につなげていくべきです。見解と今後の取組を伺います。

次に、三沢川流域の水害対策について伺います。三沢川流域の水害対策の一環として、主に内水に関わる菅・菅稻田堤地域の浸水対策が進められており、焦点として菅第3公園

へのポンプ場の設置策が示されました。昨年の原案は住民感情とは相入れず、新たに今年度、これら課題を踏まえて新案を検討されているかと思いますが、進捗を伺います。ポンプ場ではなく、大型のポンプ車での対応も有用と考えますが、見解を伺います。ポンプ場であろうと、ポンプ車であろうと、浸水が危ぶまれる際にはポンプの起動が必要となります。現地入りするためのアクセスは十分か、見解を伺います。

また、流域の浸水を三沢川に押し出すための施策は高い評価に値しますが、その能力を十分に生かすためには、三沢川から多摩川に対して水を押し出し、三沢川の水位低減の工夫が必要です。国、県への要望に一層の努力が求められますが、見解と対応を伺います。

次に、本市の廃棄食品の有効活用について伺います。先日、我が会派有志にて相模原市の民間企業「日本フードエコロジーセンター」にて廃棄食品の有効活用について視察をしてまいりました。同社は食品関係事業者から食品廃棄物を受け入れ、発酵過程を経て飼料化することでリサイクルを行っており、サーキュラーエコノミーの先進事例として世界的にも注目されています。現在、本市においては、各食品事業者の多くは一般廃棄物として焼却していますが、食品リサイクル法にのっとると飼料化が第一選択肢となります。本市における食品関係事業者等からの食品廃棄物の受入れ量について伺います。

また、学校給食の残食も課題となりますが、その量について伺います。

今後、本市においても食品廃棄物の飼料化などの取組が求められます。見解を伺います。また、飼料化に向かない油脂などの食品廃棄物のメタン発酵によるエネルギー化及び肥料化の取組事例もあります。本市は川崎未来エネルギーにおいて再エネ普及に努めており、次なる事業展開として食品廃棄物のエネルギー化と販売も考えられますが、見解を伺います。

次に、かわさきファズ株式会社との市有地賃貸借契約の更新等について伺います。先日の環境委員会にて、同社に貸し付けている市有地の普通財産貸付契約及び事業用借地権設定契約の契約更新等について報告がありました。当初の契約期間について伺います。また、今回の契約更新等で契約期間を30年とした理由について伺います。同社の業績は、近年は入居率100%を維持していることに加え、テナントの契約更新時期等を捉えた賃料改定や効率的な事業運営により安定しています。令和元年度決算において累積赤字を解消し、令和2年度決算以降は株主配当も実施しています。同社は現在もなお有利子貸付金等のリスクを行っている最中ですが、有利子貸付金等の返済や支払いではなく、株主配当の実施を優先した理由について伺います。その決定はどのように行われ、金融機関を含め、その同意は得られているのか伺います。本市は株主であるとともに、借入金37億円及び長期未払い費用の権利金185億円の債権者でもあります。借入金37億円については、金融機関からの借入金の完済後の令和10年度から返済を開始、令和12年度に完済するとしています。その後、借入金の返済完了年次の翌年次から長期未払い費用である権利金185億円の支払いを開始するとしています。現在の年間有利子負債返済額相当である12億7,000万円余を支払いに充当した場合であっても、支払い完了には単純計算で15年かかります。今後、施設の老朽化による修繕費の増額も想定されます。テナントの退去リスクや社会経済情勢の激変などによる業績悪化リスクを鑑みれば、株主配当ではなく債権回収を優先すべきと考えます。債権者として株主配当を優先することを同意した理由について伺います。また、その同意に議会の同意を必要としない理由について伺います。

次に、交通局における相次ぐ不祥事について伺います。今年度内に環境委員会に報告の

あった件を含め、交通局内では8人の免職などの処分が行われました。それぞれ公表された時期は、7月に1人、11月に5人、そして年明け2月に2人と、次から次へと職員の処分が行われている状況です。コンプライアンスの遵守が当然求められ、市民から常に視線を向けられる公務員の不祥事は、市行政に緩みが生じていると言わざるを得ません。こうした事態をどのように受け止めているのか、委員会への報告や議会への情報提供のたびに再発防止に努める旨を示しながら、不祥事が相次いでいる背景は何と考え、実際に対策を行っているのか伺います。

また、今後の再発防止について、市行政全体の緩みの是正が必要と考えますが、担当の加藤副市長の見解を伺います。

次に、議案第3号、川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について伺います。今回の改正内容は教育委員会及び消防職員を対象として増員することとなっています。その目的と期待する効果について伺います。

特に教員採用は全国的に苦戦しておりますが、優秀な人材を獲得するための戦略を伺います。

本市と神奈川県を構成団体としている神奈川県川崎競馬組合において、次年度に職員4名の増員を予定していると説明を受けています。当該組合は神奈川県及び川崎市の職員によって構成され業務を行っています。本市から組合に派遣されている職員数とその所属について伺います。組合は今後、河川敷競走馬練習場の移転が計画されており、それに伴う業務を行うための職員について県及び本市に増員を2名ずつ求めているものです。要請に対する対応について伺います。

次に、議案第36号、川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について伺います。本件についてはパブリックコメントを実施し、検討の結果、公園内は原則禁煙とし、常駐管理者のいる18公園については喫煙可能なスペースを設けるが、原則その他の公園は禁煙とし、令和7年7月からの実施を目指すというものです。ただし、自治会や町内会などのお祭りや行事、あるいは公園を利用するイベント等で主催者が一時的に喫煙スペースを設けることができるとしています。しかし、公園とは公衆が憩い、遊び、スポーツなどを行うための場所です。多彩な人々による多様な利用形態が見られる公園の規制については慎重でなければなりません。子どもの利用が比較的少ない公園まで禁煙にする必要があるのか、また、多様性を唱える本市として、何ゆえ禁煙としたのか伺います。パブリックコメントの意見には分煙を求める意見も複数あったとのこと。非喫煙者の意見を尊重するばかりに喫煙者の声が聞こえていないとも捉えられますが、見解を伺います。

次に、議案第45号、大師地区複合施設の建物の取得について伺います。本事業は、施設運営に関しては民間事業者を指定管理者に指定するB T MプラスO方式が採用されています。地域コミュニティの中核として機能する本施設では、地域住民のニーズに理解があり、適切なサービスの提供が求められることを考慮すれば、過去の運営実績や評価など、公正な評価が求められます。過去、旧大師健康ランチの利用運営に際しては、町連や社協、民協並びに施設利用団体から構成される運営会がありましたが、いつの間にか立ち消えとなり、利用にも支障が生じました。本来は施設管理に直接関係ない大師支所が仲裁に入らざるを得ない状況を生じるなど、行政機関の縦割りの弊害も考慮すれば、事業者選定に地域の代表者も入れるべきです。見解と対応を伺います。

大師支所は、様々なサービス業務が支所から区役所へ転換され、窓口に来所された市民の方々が不自由されないようにと、モニターを利用した相談コーナーが設置されましたが、移転からの利用者数並びに相談内容について伺います。また、利用者からはどのような声が寄せられ、改善に向けてどのような方策を講じてきたのか伺います。

次に、議案第48号、堤根余熱利用市民施設整備事業の契約の締結について及び議案第49号、川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者の指定について伺います。堤根余熱利用市民施設は、昭和57年の運用開始以来、余熱を生かし市民の健康増進や文化振興に貢献してきました。令和5年3月には施設を休館し、今後、令和11年度の施設開設に向け動き出しています。新たにできる施設の果たす役割と期待する効果、今までの施設との違いについて伺います。今回の事業スキームはPFI-BTO方式を採用し事業者を募り、議案第48号として契約の締結議案も提出されております。様々な事業手法がある中、この方式を採用した理由を伺います。議決後の契約締結を経た後に施設整備、施設整備後の令和11年4月から令和26年3月末までの指定期間の指定管理者を指定する本議案ですが、以前の施設における指定管理期間は5年間とされていた中、今回は15年間にわたる長期間の指定管理者を指定することになります。長期にした理由とそれらのメリット、また、考えられるリスクについて伺います。選定についてです。本市発注の工事や指定管理業務においては、市内企業を元請として積極的に活用し、市内経済の活性化に資する取組とすることが極めて重要です。今回の取組、議案第48号、議案第49号におけるその考え方、評価におけるポイントを伺います。

次に、議案第56号、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について伺います。本事業は、市内の小学校103校及び中学校51校の空調設備等の一斉更新と事業期間を通して更新対象設備、新設等設備及び更新対象外設備の維持管理を実施するもので、令和5年11月に落札が公表され、現在、関電エネルギーソリューションを代表企業とする特別目的会社「株式会社川崎スクールエアクオリティ」が約264億円で担っている事業です。本年3月までは設計期間となっており、本年4月から令和11年3月までの4年間で対象校全ての施工を進めていく予定となっています。設計期間を経て、施工計画内容となったのか伺います。あわせて、令和7年度施工予定の学校を伺います。4月以降、各学校における工事が進む中で、当初の提案内容どおり事業が進んでいるのか伺います。また、本事業に関する附帯決議では、一層の地元活用、地元調達に向けた取組につき、市として適切に対応するとともに、モニタリングや進行管理を適切に行い、適宜議会に報告すること等が付されています。議会への報告時期等、附帯決議事項に対する取組と今後の予定を伺います。また、当該事業者と協定を結んだ上で災害対応を図るとのことですが、今回の契約から除外されている事業対象外校においても同水準もしくはそれ以上の対応を求めるものですが、現状と今後の対応を伺います。

関連して、市立学校の体育館空調設備の整備について伺います。さきの文教委員会において市立学校の体育館空調設備の整備についての計画案が示されました。市長の施政方針でも、災害時及び暑熱対策について急務であり、全校への空調設備の導入に向けて検討を進めるとありました。昨年12月議会にて全会一致で採択された公立学校施設への空調設備の整備促進を求める決議に真摯に伝えていただいたと理解します。しかしながら、3か年で15校ではスピード感に不満を感じます。今後のスケジュールはどのように考えているの

か伺います。現在本市は市立学校体育館等空調整備方針策定業務支援委託公募型プロポーザルにて事業者募集をしていますが、内容と目的について伺います。文科省から通達があった空調設備整備臨時特例交付金の内容について伺います。また、先ほどのプロポーザルとはどういった連携をしているのか伺います。予算案の中に高校体育館空調について1,200万円余が計上されていますが、具体的な内容について伺います。また、市内高等学校には全国的に有名なスポーツ校——橘高校もあります。スポーツのまち・かわさきに相当な貢献をいただいていることを鑑みれば、快適な環境をつくり、さらに活躍いただく施策も必要と考えますが、見解を伺います。

次に、議案第75号、令和7年度川崎市病院事業会計予算について伺います。診療報酬改定により医業収益は僅かに増加したものの、依然として厳しい経営状況が続いております。不採算医療等を提供する役割を担っているとはいえ、地方公営企業の原則は独立採算制です。昨年3月に策定された川崎市立病院中期経営計画2024-2027では、市立3病院を合わせた経常収支の計画期間中の黒字化が目標として示されました。医療従事者不足や受療動向の変化など課題は山積ですが、収益確保と支出削減に向けた取組を伺います。

以上で質問を終わりますが、答弁によっては再質問させていただきます。(拍手)

○議長 青木功雄 市長。

[市長 福田紀彦登壇]

○市長 福田紀彦 それでは私から、ただいま自民党を代表されました原議員の御質問にお答えいたします。

予算についての御質問でございますが、令和7年度予算につきましては、近年の気候変動の影響によるリスクが高まる中で自然災害が激甚化、頻発化するとともに、治安をめぐる情勢も厳しい状況にあることから、防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策をはじめとした事業に重点的に予算を配分したところでございます。中でも昨年1月に発生した能登半島地震における被災地の状況などを踏まえ、携帯用トイレの備蓄を拡充するほか、猛暑などの気候変動に対応するため、市立学校の体育館の空調設備について、令和7年度から工事、設計に着手するなど、市民の命を守る安全・安心の確保に向けて可能な限り速やかに取り組むことといたしました。災害対策に限らず、施策全般の事業内容や予算規模につきましては、他都市の取組も踏まえながら、本市に求められる役割を主体的に判断した上で、制度拡充など必要な対応を講じているところでございます。これまでも様々な社会経済状況の変化に的確に対応するため、財政の健全化に十分留意しながら「最幸のまち かわさき」の実現に向け、必要な施策、事業を切れ目なく推進してきたところでございます。今後も臨海部の大規模土地利用の転換や量子イノベーションパークの実現をはじめ、成長が見込まれる分野の産業振興など、市内経済を活性化させる取組をしっかりと進めて税源を涵養することなどにより、市民サービスの安定的な提供と持続可能な行財政基盤の構築の両立を図ってまいります。

私の去就等についての御質問でございますが、本市を取り巻く状況が刻々と変化する中、引き続き市民の命と暮らしを守るための取組をはじめ、各施策を推進していくことに全力を尽くしていくことが現在の私に課せられた使命であり、これらの責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。なお、現時点において具体的な要請はいただいております。いずれにいたしましても、私の去就は、しかるべき時期に議会の場で明らかにし

ていきたいと存じます。また、市民の皆様とお約束した公約につきましては、任期中の着実な実現につなげるため、おおむね総合計画第3期実施計画に位置づけた上で取組を進めておりまして、既に一定の成果をお示しすることができていると考えております。市長に求められるリーダー像につきましては、先を見通すことが困難な激動の時代においても、本市が抱える課題に適切に対応しながら、柔軟な発想の下、強いリーダーシップを持って、将来を見据えた新しい挑戦を続けていくことが求められると考えております。

今後の保育・幼児教育施策についての御質問でございますが、共働き世帯や支援を必要とする家庭の増加などに対応するために、安心して子育てできる環境をつくる取組として待機児童対策を推進してまいりましたが、依然として、保育所等の申請者数、申請率は伸びております。その一方で、就学前児童数の減少等の影響で、地域や年齢によっては定員に空きが生じている施設もあり、今後、保育、幼児教育の適切な提供体制や多様なニーズに応じた施策の検討を進めることにより、中長期的に安定した保育・幼児教育事業を展開できるようサポートしていくことが重要であると考えております。

交通政策についての御質問でございますが、初めに、UDタクシーにつきましては、高齢者や子育て世代、車椅子利用者をはじめとした、誰もが利用しやすい交通手段の確保に向け、令和2年度末までに10%の導入を本市の目標として掲げ、令和2年度末時点で約14.3%となったため、本市の補助制度を終了したものでございます。現在UDタクシーの導入は着実に進み、令和5年度末時点で約24.9%となっている状況でございます。本市におきましては、タクシー事業者と連携した乗り合いによるコミュニティ交通の取組も進めておりますので、令和7年度から新たな取組として、多くの利用者が乗車できるワゴンタイプの車両導入経費の支援を行ってまいりたいと考えております。次に、デマンド交通等の導入におきましては、採算性の確保が課題と考えておりますので、持続可能な取組となるよう、実証実験等における運行経費への支援を拡充するなど、サービスとコストのバランスを検証した上で本格運行に必要な支援を検討してまいります。また、公共交通を支える運転手不足による市民生活への影響が懸念されるなど、身近な交通の確保に向けた一層の取組が重要であると認識しておりますので、交通事業者をはじめ多様な企業や団体と連携して様々な啓発活動を進めるとともに、国や他都市等と連携しながら運転手の養成等に向けた取組を検討してまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 不祥事防止についての御質問でございますが、職員の不祥事防止に向けましては、市長通達による注意喚起や全ての管理職を対象とした不祥事防止研修、職場単位での自主考査の実施など、様々な機会を捉えて服務規律の確保に努めているところでございますが、職務上及び私生活上における不祥事が続いている現下の状況を鑑みますと、一層の対応が必要であると考えております。不祥事を生まないためには職員一人一人が自分事として意識し、自覚を持って取り組むことが重要でございますので、今後、研修内容の充実や再発防止策を含む事例共有の拡充などを通して、改めて全ての職員がその意識を共有して行動につなげられるよう、不祥事防止に向けた取組を徹底してまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 管路施設の老朽化情報の共有についての御質問でございますが、管路施設の布設年度などの情報につきましては道路管理システムで共有しているところがございます。建設緑政局が実施する路面下空洞調査の結果についても上下水道局などと共有しているところがございます。こうした情報の共有は道路陥没事故等の未然防止につながるものと考えておりますので、引き続き関係局区間の連携の強化に努めてまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 教育長。

〔教育長 小田嶋 満登壇〕

○教育長 小田嶋 満 初めに、水泳授業等についての御質問でございますが、児童生徒が水泳を学ぶ機会を確保することは、自らの命を守るという観点からも重要なことと考えておりますので、今後も学習指導要領に基づき、適切に水泳授業等に取り組むことで、子どもたちの生きる力を育む教育の充実に努めてまいります。

次に、宿題についての御質問でございますが、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を育むためには、家庭との連携を図りながら学習習慣を確立することが必要であると考えており、児童生徒の発達の段階に応じて指導目標を明確にしながら、宿題等の家庭での学びも視野に入れた学習を計画的に行うことで、生涯にわたって学び続ける基盤が培われるものと認識しております。以上でございます。

○議長 青木功雄 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 大澤太郎登壇〕

○上下水道事業管理者 大澤太郎 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、下水管渠内の点検等についての御質問でございますが、国土交通省から要請があった緊急点検につきましては、流域下水道を対象としたものであり、本市は対象外でございますが、この要請に準じて、1月31日から口径2,000ミリメートル以上の延長38キロメートルの管渠、マンホール483か所を対象に目視による緊急点検を実施したところでございます。この緊急点検は2月20日に完了しており、陥没につながる腐食等の不具合は確認されておられません。次に、従来の下水管渠の点検方法につきましては、管渠の清掃時などに流下状況や堆積物の有無、管路施設の腐食等の不具合などについて目視で確認しているところがございます。また、頻度につきましては、硫化水素が発生しやすく腐食のおそれの大きい箇所については、法令に基づき5年に1度の点検を実施しており、一般的な箇所につきましては5年から10年に1度、管渠の清掃に合わせて点検をしているところがございます。次に、点検及び異常の有無の判定を行う際の課題につきましては、下水管渠内の水位が高いなど、マンホールに入孔することが困難な箇所における調査方法が課題となっておりますので、新技術の開発動向などを踏まえ、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、耐用年数が超過している下水管渠につきましては、令和5年度末における総延長3,162キロメートルのうち、標準耐用年数である50年を経過した下水管渠の割合は約11%、延長は333キロメートルでございます。次に、管渠再整備重点地域につきましては、アセットマネジメントのリスク評価に基づき、管渠の不具合に伴い発生する道路陥没や流下能力の低下などのリスクが高い地域を設定したものでございまして、令和5年度末の再整備率

は37.7%となっております。なお、管渠再整備重点地域以外の再整備率は算出しておりませんが、点検等で異常が確認された箇所については、適宜修繕や再整備を行っているところでございます。

次に、三沢川地区の浸水対策についての御質問でございますが、菅第3公園内に設置を計画しているポンプ施設につきましては、令和6年2月に開催した住民説明会においてレイアウト案を提示したところ、住民の皆様から、公園としての機能確保を求める御意見をいただいたところでございまして、これまで公園機能を最大限確保できる設備の配置等について改めて検討を進めてきたところでございます。現在の進捗といたしましては、公園としての面積を現在の公園とほぼ同程度に確保した新たなポンプ施設のレイアウト案を作成したところでございまして、今後、新たなポンプ施設のレイアウト案について、菅稲田堤3丁目にお住まいの方に御理解いただけるよう説明会を開催する予定でございます。次に、排水ポンプ車での対策につきましては、当該地区の浸水対策には1秒間当たり8.5立方メートルの排水能力を持つポンプ施設が必要となりますので、この能力を排水ポンプ車で確保する場合、現在製造されている最も大きなポンプ車を導入した場合でも、9台のポンプ車を現地に配置し、さらに、それぞれのポンプ車に8台搭載されている排水ポンプと排水ホースを設置する必要がございます。このポンプ車につきましては全長10メートルを超える大型車両であり、住宅が密集する当該地区への車両の配置やポンプの設置については困難であるものと考えております。次に、降雨時のポンプ施設の起動につきましては、新たに設置を計画しているポンプ施設は、あらかじめ設定した大丸用水の水位を検知し、自動で起動する施設とする予定であり、無人で効果が発現できるものでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 総務企画局長。

〔総務企画局長 白鳥滋之登壇〕

○総務企画局長 白鳥滋之 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

社会資本の老朽化対策についての御質問でございますが、本市のインフラ施設につきましては、その多くが整備から数十年が経過しており、今後、施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う課題の顕在化が見込まれる状況でございます。また、引き続き見込まれる人口増加により、多様化、増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、将来の人口減少への転換や少子高齢化のさらなる進展を見据えた対応も必要でございます。インフラ施設につきましては、市民生活や都市基盤等に必要不可欠な施設であることから、計画的な維持管理が必要でございますので、事業費の平準化にも留意しながら、施設の状況に応じた効率的かつ効果的な老朽化対策に各所管局と共に引き続き取り組んでまいります。

次に、出資法人が運営する施設についての御質問でございますが、出資法人は、自主的、自立的な経営に向けた取組を推進しながら、公共サービスの担い手として役割を果たすよう求められている中、経営状況や抱える課題は様々であり、運営する施設の利用料金の減免につきましては、設置目的や利用状況に応じて、その対応が異なるものと認識しております。つきましては、各施設の状況について法人の経営健全化の視点と併せて調査してまいります。

次に、区役所への公用スマートフォンの導入についての御質問でございますが、この取組は、出張時等における関係機関や職場との連絡手段の確保とともに、区役所におきまし

ても、テレワークやオンライン会議などのワークスタイル変革を推進するため実施するものでございます。次に、区役所職員の出張回数等についてでございますが、旅費管理システムにおける令和6年4月から12月までの9か月間の入力データによりますと、出張回数、人数はそれぞれ、川崎区は5,743回、565人、幸区は3,972回、338人、中原区は4,313回、362人、高津区は4,942回、376人、宮前区は4,884回、363人、多摩区は5,042回、374人、麻生区は4,683回、321人となっております。また、その内訳でございますが、同システムでの旅費区分は市内、市外となっております。区内、区外、本庁への移動、これらを機械的に算出することはできませんが、約94%が市内の移動となっております。次に、導入にかかる経費についてでございますが、既存の市役所内線網に組み込むための機器や内線番号の追加等に必要な経費を初期費用として、回線利用料等をランニングコストとして計上したものでございます。また、見積事業者についてでございますが、本庁舎へのスマートフォン導入に当たりまして、令和4年度にプロポーザルを実施して事業者を選定しております。今般の区役所への導入につきましては、この本庁舎と同一の市役所内線網に組み込む形で整備を行う必要があることから、当該事業者に見積りを依頼したものでございます。

次に、インターネットの活用についてでございますが、スマートフォンで市役所内線網を使用するに当たっては、インターネットを介して制御を行っております。また、インターネットを活用することで、チャットツールでの職場との連絡をはじめ、各種情報の閲覧やオンライン会議への参加、現場写真等の画像のやり取りなど、業務の効率化に寄与する様々な活用も可能でございます。引き続き、さらなる効果的な活用に向けて庁内に周知してまいります。次に、スマートフォン導入に伴う応答時間についてでございますが、マニュアルの周知徹底や実機を使ったトレーニングなど、基本的な操作を確実にこなせるよう引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 青木功雄 財政局長。

〔財政局長 齋藤禎尚登壇〕

○財政局長 齋藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、予算についての御質問でございますが、令和7年度予算における市税収入は4,048億円で4年連続の増となり、初めて4,000億円を超え、過去最大となったところでございます。これは、所得や納税者数の増による個人市民税の増、家屋の新增築や地価の上昇による固定資産税の増などによるものでございまして、これまでの市内経済を活性化する取組の成果が現れたものと認識しております。今後も将来の自主財源の確保に向け、臨海部の大規模土地利用の転換や量子イノベーションパークの実現をはじめとした成長が見込まれる分野の産業振興など、税源涵養につながる取組を推進してまいります。予算の調整に当たりましては、予算編成方針において総合計画等との整合を図りながら、施策、事業の重点化や徹底した既存事業の見直しに取り組むことなどを基本的な考え方としていることを踏まえて、個々の事業の規模や見積額などについて精査した上で適切に計上したものと考えております。

次に、今後の財政運営の基本的な考え方についての御質問でございますが、現行の収支フレームにおきましては、高齢化の進展や生産年齢人口の減少、社会保障関連経費の増加など、厳しい財政環境が中長期的に継続するものと見込んでいるところでございます。現在こうした状況に加え、直近の国の骨太方針において、デフレからの完全脱却や成長型の

新たな経済ステージへの移行が示されるなど、財政を取り巻く環境は大きな分岐点にあるものと認識しております。現時点におきましては、税収増につながる賃金の上昇が物価の上昇に完全には追いついておらず、歳出の増加が歳入の増加を上回る状況にございますので、こうした社会経済状況も十分に踏まえた上で、来年度、総合計画の改定作業等と連携を図りながら収支フレームの改定作業を進めてまいります。次に、施策評価等の予算への反映についての御質問でございますが、予算編成におきましては、施策評価等の結果などを活用し、事業所管局と連携を図りながら、個別事業のヒアリング等を通して課題を把握し、進捗状況や今後の事業の方向性等を確認しているところでございます。例えば、協働の取組による緑の創出と育成の施策におきましては、より一層の事業進捗が必要と評価されたことから、令和7年度予算におきましては、全国都市緑化フェア事業やグリーンコミュニティ形成事業について、緑への市民の関心の高まり、多様な主体の関わり、人材の発掘、育成などに向けて必要な予算を計上したところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

大師地区複合施設整備等事業についての御質問でございますが、本事業につきましては、川崎市民間活用推進委員会大師地区複合施設整備に関する民間事業者選定部会におきまして、地域の代表の方に委員として参画していただき、事業者を選定したところでございます。今後選定される大師コミュニティセンターの指定管理予定者につきましても、身近な活動の場や居場所として、子どもから高齢者までの多様な地域の皆様に安心して御利用いただける、優れた提案をした事業者が選定されることが重要であると考えており、川崎市川崎区民間活用事業者選定評価委員会大師コミュニティセンター部会においても、地域を代表する方に参画いただいているところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 経済労働局長。

〔経済労働局長 久万竜司登壇〕

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、経済・物価動向等への対応についての御質問でございますが、本市が令和6年8月に実施した川崎市内中堅・中小企業経営実態調査におきましては、約6割の企業が人手不足との認識を示すとともに、約3割の企業が賃上げに踏み切れないなど、中小企業を取り巻く状況は厳しいことから、賃上げや人手不足への対応等に必要な経営の効率化や付加価値の高い製品の創出など、様々な取組が進められるよう多面的な支援をしていくことが重要であると認識しているところでございます。こうしたことから、厳しい経営環境にある市内中小企業への対応として、資金繰りの円滑化や働き方改革、生産性向上の取組等、経営の安定化や競争力の強化に向けた総合的な支援に必要な予算を計上したところでございます。今後につきましても、国の交付金等を有効に活用しながら、市内中小企業の経営基盤の強化が図られるよう支援してまいります。

次に、訪日外国人向けの体験型ツーリズムについての御質問でございますが、本市は羽田空港に隣接し、訪日外国人が多く訪れる渋谷、新宿などに近いことから、これらの地域から誘客するためには川崎ならではの体験を提供することが効果的であると考えているところでございます。これまでに市観光協会と連携し、川崎大師における護摩や写経体験な

どのツアー造成を行ってきたほか、新たに工場夜景をタクシーで巡るツアーや幸区にある世界的に有名な映画の剣術指導を行った道場における古武道体験などのツアー造成に向けた調整を行っておりまして、価格は他の訪日外国人ツアーの実施状況等を踏まえて検討しているところでございます。今後につきましても、市内事業者等と連携しながら、川崎の強みであるものづくりや川崎ならではの食文化を体験できるツアーを造成し、誘客につなげるとともに、本市への訪日外国人の来訪状況や消費動向等を踏まえ、付加価値の高いツアーの造成に向けて取り組んでまいります。

次に、神奈川県川崎競馬組合への職員派遣についての御質問でございますが、川崎競馬組合への職員派遣につきましては、経済労働局から8名を派遣しておりまして、業務部長及びきゅう舎管理課長のほか、総務課、開催サービス課、施設整備推進室に各1名、競走課に3名が配属されています。川崎競馬小向厩舎及び練習馬場につきましては、令和元年東日本台風の際に大きな被害を受けたことなどから、川崎競馬組合において複数の候補地への移転について検討を進めており、昨年5月には神奈川大学湘南ひらつかキャンパス跡地売却に向けた優先交渉権者に選定され、移転に係る様々な課題の調整等を行っていると同っております。そのような中、川崎競馬組合から派遣職員の増員要求がございましたが、競馬組合の事業の進捗状況や神奈川県の対応状況、本市職員の勤務状況等を考慮し、現時点で本市職員の派遣増員の予定はございませんが、今後も引き続き、競馬組合の事業の進捗状況や神奈川県の対応等を注視し、関係局と連携しながら対応を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 青木功雄 環境局長。

〔環境局長 菅谷政昭登壇〕

○環境局長 菅谷政昭 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、食品廃棄物の有効活用についての御質問でございますが、本市における食品廃棄物の受入れ状況につきましては、日量30キログラム以上の排出事業者から提出される実績を基に推計いたしますと、令和5年度は、飲食業、食品小売業等の食品関係事業者から年間約2万トンの食品廃棄物を本市処理センターで受け入れている状況でございます。食品廃棄物の飼料化等につきましては、循環型社会を形成する上で重要な取組の一つと考えておりますので、排出事業者に対し食品リサイクル法における飼料化等について、市ホームページや様々な機会を捉えて広報に取り組んでいるところでございます。食品廃棄物のエネルギー化につきましては、食品廃棄物が2000年度比で半減していることや、本市周辺には飼料化などのほかに、メタン発酵による発電を行う食品リサイクル施設がございまして、市内事業者から排出される食品廃棄物もこれらの施設でリサイクルされております。そのため現時点では本市が事業を行い、川崎未来エネルギー株式会社に電力を供給することは課題があるものと考えておりますが、食品廃棄物を資源として有効活用することは大変重要でございますので、食品廃棄物の排出状況、国や他都市の動向等を注視するとともに、食品リサイクル法における登録再生利用事業者への誘導を排出事業者に行ってまいります。

次に、堤根余熱利用市民施設についての御質問でございますが、新たな堤根余熱利用市民施設につきましては、市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用することを目的に整備するものでござい

す。これまで同様、多くの市民の方々に親しんでいただけるよう、コンセプトとして「誰もが生き生きと過ごせる健“幸”のたまり場」を掲げ、各世代のライフステージに合わせた健康増進と体力向上に資するとともに、世代の違いや障害等の有無に関係なく、誰もが気軽に利用でき、生きがいを感じられる地域の交流拠点となることを期待しております。本施設は、これまでの余熱を活用した温水プールに加え、新たに運動機能としてトレーニングルームやスタジオ、地域の交流拠点として会議室や多目的室などを整備してまいります。

事業スキームにつきましては、設計及び建設をそれぞれ発注し、維持管理運営を指定管理とする従来方式とBTOも含めたPFIの各種方式について比較検討した結果、市の財政負担を約4%削減できることを確認したほか、民間ノウハウを活用することで公共サービスの水準向上等も期待できることから、PFI-BTO方式を採用したものでございます。指定期間につきましては、サウンディング型市場調査において、運営等に係る事業の採算性や大規模修繕の観点から、期間を15年間としております。また、期間を長期とすることにより運営ノウハウを蓄積することで市民サービスの向上に寄与することや、計画的に維持管理及び修繕を行うことで施設の長寿命化が期待できるものと考えております。リスクにつきましては物価変動などが考えられますが、人件費や光熱水費、施設修繕費などの指標を設定しており、増減した場合には、指定管理者と協議の上、適切に対応してまいります。事業者の選定につきましては、本契約はWTO適用案件であり、市内事業者優先とすることができないものとなっておりますが、総合評価落札方式の加点項目として地域経済への貢献を設けることで、施設建設、運営維持管理の全事業期間を通して市内事業者の参入が促進されるよう、事業者公募を行ったところでございます。その結果、施設建設と運営維持管理のそれぞれについて市内事業者の参画が得られたところでございます。以上でございます。

○議長 青木功雄 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、民生委員児童委員についての御質問でございますが、年齢要件につきましては、原則、新任は委嘱日時点で72歳未満、再任は75歳未満としておりますが、地域の実情等に応じて、より多くの候補者を選出できるよう、例外としてそれぞれ75歳未満、77歳未満と定めております。今回の一斉改選における年齢要件につきましても、全民生委員を対象とした直近のアンケートで、現行の年齢要件を適切とした回答が最も多かったことや年齢を上げることが民生委員の負担増につながるといった御意見等を踏まえ、昨年12月の川崎市民生委員推薦会・各区民生委員推薦区会合同会議における協議の結果、変更しないことを決定したところでございます。人材確保につきましては、地域に関心がある方の活動の実践につながるよう、地域支え合い人財づくりツアーを実施するとともに、アニメーション動画やリーフレット、漫画のほか、SNSや公共施設のデジタルサイネージなどを活用した広報を行うなど、若年層を含む幅広い担い手の発掘に取り組んでおります。民生委員候補者の推薦を行う地区世話人会の負担軽減策といたしましては、開催に必要な委員定数を緩和するほか、帳票の簡略化、様式の電子化を行うなど、推薦しやすい環境整備を進めているところでございます。また、民生委員の負担軽減を図るため、地域の実情を踏まえて

作成した地域版活動強化方策を基に活動のポイントが見える化し、サポート役としての福祉協力員の養成に向けた検討やオンライン配信を活用した研修など、好事例の横展開に取り組んでおります。民生委員の活動費につきましては、活動の実費弁償として、活動しやすい環境づくりに向けて、昨今の多様化、複雑化する地域福祉活動等に対応するため、国や他都市の動向も勘案しながら、本年12月の一斉改選に合わせて6,000円増額し、年額7万200円に改定するための予算を計上したところでございます。

次に、葬祭場等についての御質問でございますが、葬祭場運営管理システムの機器更新計画の経緯につきましては、前回の機器更新が行われた令和2年2月から5年を経過し、リース期間が満了を迎えたことから実施したものでございます。前回の機器更新においては友引日を含め3日間の全面休苑を実施しておりましたが、昨今の火葬需要を踏まえ、今回は友引日を含む2日間に短縮して実施いたしました。次回の機器更新の際には、それまでの実績を踏まえ、火葬需要の高い時期を避けるとともに、関連事業者からの御意見をいただきながら対応を検討してまいりたいと存じます。火葬需要への対応につきましては、川崎市総合計画第3期実施計画策定に向けた将来人口推計において、死亡者数が令和47年まで増加していくことが想定されていることから、ピーク時の対応も含め円滑な運営となるよう、友引日開苑や時間延長等による火葬受入枠の増について引き続き検討してまいりたいと存じます。災害時への対応につきましては、通常火葬受入枠とは別の時間帯に受入枠を設けるなどの想定をしているほか、東日本大震災を契機として、県内や関東甲信越静岡ブロックにおける広域火葬の枠組みで、毎年通信訓練等を実施しているところでございます。また、斎苑の予約につきましては、市民は10日前から、市外利用者は3日前からの予約を可能としておりまして、市民の皆様が優先して御利用できるよう配慮しているところでございます。

次に、アピアランスケア助成制度についての御質問でございますが、傷病や治療による外見の変化は、がん以外の疾患や事故によっても生じるものであり、それに伴う社会生活上の支障も共通していることから、他の指定都市はがん患者のみを対象とした助成制度としておりますが、本市はがん以外の方も助成制度の対象といたします。さらに、他都市ではウィッグ等の購入費用が助成の対象となっておりますが、試用した上で購入したいという声もあることから、本市ではレンタル費用についても助成の対象といたします。また、助成対象者の判断に当たりましては、がん患者の場合は、がんの診断・治療内容が分かる治療計画書等の写しを提出いただくこととしております。一方、傷病以外の理由によっても外見の変化は生じることから、がん患者以外の場合は医師が作成した意見書を提出いただくことで、特定の疾患に限定することなく、医学的に必要性が認められる傷病を助成対象としてまいりたいと考えております。

次に、HPVワクチン接種についての御質問でございますが、令和6年度における定期接種の対象年齢である小学校6年生から高校1年生に相当する女子の接種回数につきましては、令和6年12月末時点で約1万5,500回となっております。接種率向上の取組といたしましては、中学校1年生及び最終年齢に相当する高校1年生に対し、個別通知を発送するとともに、キャッチアップ接種の対象者である高校2年生から今年度27歳になる方向けには、市政だよりやSNSによる広報と合わせて、接種を確認できていない方に向けた個別通知を毎年度発送しております。加えて、学校と連携した取組といたしましては、市内の

大学等におけるポスター掲示を通じて、正しい知識の普及に努めているところでございます。キャッチアップ接種につきましては、制度が開始された令和4年4月から令和6年12月末時点で約5万6,000回となっております。なお、昨年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、令和7年3月末までに1回以上接種している方については、1年間、公費での接種を継続する経過措置を設ける予定が厚生労働省から示されたことから、昨年12月末時点で初回接種が確認できていない対象者宛てに、本年3月末までの初回接種を勧奨する個別通知7万2,644通を発送したところでございます。ワクチン接種後の症状に係る相談につきましては、令和6年度は17人の方から体の痛みや倦怠感、頭痛等の相談が寄せられております。

次に、社会福祉法人母子育成会に対する監査等についての御質問でございますが、本市においては、当該法人に係る過去の監査の適正性、当該法人における本市退職職員の役員等就任状況と影響、当該法人に対する市有地無償貸付けの適正性について、3月末までに公表するよう検証作業を進めているところでございます。また、当該法人の財務状況につきましては、令和6年3月31日時点の決算書類によりますと、令和5年度中に特別損失を7億9,540万2,867円計上しており、特別損失額も含め、次期繰越活動増減差額はマイナス12億3,912万9,786円であることを確認しております。なお、本市の検証対象とはしていない、元理事長による法人の被害及びその責任等につきましては、告訴後の警察の動向を引き続き見守ってまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 青木功雄 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、今後の保育、幼児教育の事業運営に関するアンケート調査についての御質問でございますが、本市の保育、幼児教育の課題につきましては、依然として保育所等の申請者数、申請率が伸びている一方で、定員割れや閉園する施設が生じるなど地域によっては運営に影響を及ぼす可能性があるほか、幼稚園においても利用児童数が年々減少しており、安定した保育・幼児教育事業を継続するための対応策等が必要であると認識しております。そのための取組といたしましては、本アンケートや他都市の取組状況に加え、保育所等の利用に関する地域分析なども参考に、定員に空きのある保育所等への対応や保育の質の維持向上などについて検討を行っているところでございます。次に、保育・幼児教育施設の園庭につきましては、市内533施設中370施設が有しており、日常生活の中で自然と触れ合い、好奇心や感情を育むことが期待されるなど、子どもの心身の成長や発達を促す上で重要な環境であると認識しております。園庭を有する施設の定員充足率は、園庭のない施設に比べて高い割合を維持している傾向もあることから、園庭は保護者が保育所等を選択する上で重要性が高いものと考えております。本市では、これまでも保育所の新規整備に当たって可能な限り園庭を確保することを基本とし、事業者に対して園庭の確保を促すとともに、民間事業者活用型保育所等整備法人の選定においては、園庭を確保する場合には加点の対象としております。また、定員90人以上の保育所で認可基準を満たす園庭を整備する場合には、補助額の上限を引き上げ、事業者の負担軽減を図ってきたところでございます。

次に、土地建物の所有状況につきましては、定期借地契約の契約期限が到来した場合、

その後の事業運営に支障が生じる可能性も考えられることから、本アンケート調査において現状の把握を目的として回答を求めたものでございます。定期借地契約であることが確認できた施設に対しましては、定期借地の期限を迎える時点での当該地域の保育・幼児教育ニーズを見極めるとともに、運営法人の意向等も丁寧に確認しながら、期限到来後の事業運営について適切に対応してまいります。次に、幼稚園から認定こども園への移行につきましては、多様化する保育ニーズへの対応が可能となることや質の高い幼児教育が提供されることから、本市の保育・幼児教育施策において重要であると考えております。そのため、幼稚園に対しては、毎年度、認定こども園等に関する相談希望調査を行っており、興味をお持ちの幼稚園には担当者が個別に訪問し、各園の実情等を把握した上で、移行に際して抱えている課題や不安等の解消を図りながら移行支援を行っているところでございます。私立幼稚園の建学の精神等につきましては、各園が独自に掲げている教育方針や理念により様々でございますが、認定こども園に移行した場合も学校としての法的位置づけが変わることはないため、引き続き建学の精神を生かした教育方針や教育内容とすることが可能となっております。

次に、幼稚園における預かり保育につきましては、特色ある教育、保育の内容等に応じて各園が任意で保護者負担額を設定し、国の幼児教育・保育の無償化により保育の必要性の認定を受けた場合、毎月1万1,300円を上限に無償化を行っているところでございます。本市におきましては、こうした国の制度に加え、地域型保育事業の卒園児が幼稚園型一時預かり事業を利用した場合に、無償化の上限額を超えて保護者に補助を行う取組や、幼稚園が長期休業日に幼稚園型一時預かり事業を実施した場合、幼稚園に対して本市独自の補助を上乗せする取組なども行っているところでございますが、引き続き国の動向等を注視してまいりたいと考えております。次に、幼児教育ニーズにつきましては、本アンケートでは、認可保育所において幼児教育のニーズがあると感じるとの回答率が92.1%であったことから、子育てと社会参加の両立を目指す家庭の増加等により保育所等の利用児童が増えると同時に、保護者の保育ニーズも多様化していることが背景にあるものと考えております。今後につきましては、こうした実態も踏まえながら、多様なニーズを的確に捉え、保育・幼児教育施策の在り方等について検討してまいりたいと考えております。次に、今後の施設整備につきましては、就学前児童数の減少等により、地域や年齢によっては定員に空きが生じている施設もあることから、既存施設の有効活用を前提とし、保育所等の新規整備を行う際には、より限定的に地域設定を行うなど、需要と供給を見極めながら柔軟に対応してまいります。

次に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についての御質問でございますが、第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版の策定に際し、就学前児童の将来人口推計の手法として採用したコーホート変化率法は、同じ年または期間に生まれた人々の集団を示すコーホートについて、過去における実績人口の社会増減も含んだ動勢から変化率を求め、それに基づき人口を推計する方法でございます。人口推計の手法には、ほかにコーホート要因法等がございますが、本プランは計画期間が5年であり、計画策定に係る国の手引におきましても、近い過去に特殊な人口変動がなく、また、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、コーホート変化率法を用い

ることができるかとされておりますので、今回採用したところでございます。次に、保育受入枠の確保につきましては、本市においては、地域や年齢によっては保育所等の定員割れが発生し、運営に影響を及ぼす可能性があることから、既存の保育資源の活用を前提として受入枠の確保に努めているところでございます。今後につきましては、基本的には、本プランに定める令和7年度から令和11年度までの教育、保育の量の見込みと確保方策に基づき保育所等の整備を進めてまいります。地域ごとの需給バランスを丁寧に分析しながら、状況に応じて柔軟に対応していくことが重要であると考えております。次に、ニーズ割合につきましては、国の手引において、教育、保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること、保育の受皿整備の進捗による潜在的ニーズの顕在化や女性の就業率の上昇傾向等に留意することとされていることから、過去の区別、年齢別の就学前児童数や認可保育所等の利用申請数、川崎認定保育園や幼稚園における一時預かり事業の利用者の潜在的保育ニーズ、女性の就業率等に基づき量の見込みを算出したところでございます。なお、本市の女性の就業率は国に近い傾向となっており、女性の就業率と保育所等の利用申請率の上昇には一定の相関関係があることを確認した上で量を見込んでおりますが、国は今後も女性の就業率が上昇すると推計していることから、本プランの計画期間のニーズ割合についても引き続き上昇するものと見込んでおります。

次に、放課後児童健全育成事業の量の見込みにつきましては、市立小学校の現行推計においては、児童数は減少傾向にあるものの、直近5年間の在校児童数に対する対象児童の数が増加傾向にあることから、本プランの計画期間である令和11年度までは放課後児童健全育成事業の対象児童の数は増加するものと見込んでおります。次に、幼稚園における一時預かり事業の利用者数につきましては、教育、保育の量の見込みや過去の利用実績を基に、幼稚園を対象に行っている施設型給付幼稚園や認定こども園への移行等に関する個別相談の状況等も勘案し算出しておりますが、実際の認定こども園への移行状況等に応じて利用者数の増減が見込まれるところでございます。次に、保育所等における一時預かり事業の利用者につきましては、対象者が保育所等に通っていない児童となりますので、就学前児童数から保育所等を利用する児童数を差し引いて算出しており、保育所等を利用する児童数よりも就学前児童数の減少幅が大きいことから、一時預かり事業の量の見込みが大きく減少しているものでございます。一方で、潜在的な需要や利用を希望しながら実際の利用につながっていないケースなどもあることから、今後につきましては、需給バランスの改善に向けて利用状況の分析等を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、川崎認定保育園に対する助成制度についての御質問でございますが、川崎認定保育園につきましては、市が定めた基準を満たすことで認定し、認可保育所と並び、本市の保育の質の向上とともに多様な保育ニーズの受皿としての役割を担っていることから、入所児童の処遇向上と安定的な運営を支援するために、児童の昼食等の提供、保育従事者の人件費、冷暖房費、児童の保育材料費等に充当するものとして運営費の一部を助成しているものでございます。令和7年度につきましては、さらなる保育の質の向上のため、3歳以上児の職員配置基準を認可保育所と同水準に引き上げるとともに、3歳以上児配置改善加算費を新設して助成費の引上げを予定しているところでございます。今後につきましては

も、認可保育所等に対する公定価格の設定状況を踏まえた川崎認定保育園の助成費の在り方などの課題について、引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、母子保健DXについての御質問でございますが、初めに、母子保健システムの標準化につきましては、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、健康管理の母子保健分野が標準化対象事務として政令で特定されたことによるものでございます。標準化による効果につきましては、システム機能の統一化により制度解釈の誤りが防止されるなど、安定した運用が可能となり、また、制度改正のたびに行っていた自治体独自のシステム改修等が不要になることから、業務の効率化が図られるとともに、自治体間でのデータ連携や一元管理が可能となるものです。次に、電子母子健康手帳につきましては、現在運用している子育てアプリのリニューアルにより実装することを想定しておりますが、令和7年度に国が発出予定である電子版母子健康手帳に係るガイドラインを踏まえるとともに、アプリ開発事業者の創意工夫や技術力も活用しながら対応できるものと考えているところでございます。

次に、利用者の利便性の向上につきましては、電子母子健康手帳においては、紛失等のおそれがなく、スマートフォン等から乳幼児健診等の結果を適時確認できることや、将来的には国の母子保健DXにおいて紙の受診券等が不要となることが見込まれております。次に、乳幼児健診のDX化による効果につきましては、今後は集団健診における問診票をスマートフォン等から時間や場所を問わず入力できることや、紙と異なり、問診票の紛失等のおそれなくなることなどが見込まれております。また、区役所においては、タブレット等を活用することにより、問診票等のペーパーレス化や職員が健診結果を健康管理システムへ入力していた時間の削減が図られるものと考えております。利用者の意見の反映につきましては、検討を進めるに当たり利用者の声を聴くことは重要であると認識しておりますので、3か所の地域子育て支援センターにおいて座談会を実施し、健診システムを含む新たな子育てアプリに関する御意見を伺ったところでございまして、今後につきましては、いただいた御意見も踏まえて仕様を検討してまいりたいと存じます。

次に、3歳児健康診査におけるSVS検査後のデータ分析等につきましては、この検査の目的である弱視や斜視等の早期発見、早期治療を達成するために、検査やその後のフォローアップを正しく行うことが重要であることから、これまでその仕組みの構築に努めてきたところでございます。乳幼児健診等による検査結果データの活用や疾病の発生率等の傾向を分析することは、子どもの疾病の早期発見や早期支援に役立つものと考えておりますので、専門機関等と情報共有を行いながら健診データの活用方法について検討してまいりたいと存じます。

次に、中学生死亡事件に係る再発防止の取組についての御質問でございますが、平成27年2月に発生した中学生死亡事件の再発防止・未然防止策として、平成28年3月に策定した川崎市子ども・若者ビジョンにおいて、特に児童虐待、不登校、いじめ、非行対策に重点を置いた重点アクションプランを位置づけ、取組を進めてまいりました。現在も重点アクションプランを第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランに継承し、推進しているところでございまして、具体的には子ども、若者の居場所の充実や子ども、若者がSOSを発信しやすい仕組みづくり、専門的な相談支援体制の充実や専門的支援ネットワークの構築等を進めてきたところでございます。こうした子ども、若者を見守り支える体制の強化

や複雑困難な課題を持つ子ども、若者や家庭への専門的な支援の充実により、重点アクションプランに掲げた子ども、若者が安全・安心で、健やかに成長するまちづくりが一定程度進んできたものと認識しておりますが、児童虐待や不登校など困難な状況にある子ども、若者は依然として多いことから、このような事件が二度と起きることがないように、子ども、若者や家庭のそれぞれの状況をしっかりと踏まえ、取組を一層推進していくことが必要であると考えております。今後につきましては、各施策・事業の進捗管理を適切に行うとともに、来年度、次期川崎市子ども・若者の未来応援プランを策定する過程において、子どもや子育て家庭への支援の充実に向け、困難を抱える学齢期の子どもを把握する方法や具体的な方策などについて、教育委員会事務局をはじめとした関係局区と連携して検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長 青木功雄 原議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思っておりますので、御了承を願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 青木功雄 御異議ないものと認めます。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時1分休憩

午後0時59分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも56人」と報告〕

○副議長 岩隈千尋 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、自民党の代表質問に対する答弁を願います。まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

自動運転バスについての御質問でございますが、一般向けの試乗会につきましては、羽田連絡線及び川崎病院線の2つのルートにおける試乗者数は約670名であり、このうち川崎市民は約550名であったことから、多くの市民の方々に御参加いただき、非常に有意義であったと考えております。次に、今年度の事業費につきましては約1億5,000万円であり、このうち国庫補助額が1億円、市の負担額が約5,000万円として取組を進めているところでございまして、本事業は本市が実証実験の事業主体として委託しており、民間事業者の負担金は計上しておりません。次に、今回の実証実験では、交通量の多い道路環境において、路上駐車回避や車線変更の際などに、交通状況によっては自動運転から手動運転に切り替える場面もあったことから、技術の研さんや社会受容性の醸成などが課題と認識しているところでございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 福田賢一登壇〕

○建設緑政局長 福田賢一 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、扇島地区の基盤整備についての御質問でございますが、高速道路アクセスにつきましては、扇島地区で予定している土地利用を鑑み、スマートインターではない形態で整備を考えており、令和6年11月に調査設計に関する協定を首都高速道路株式会社と締結

し、設計に着手しているところでございます。なお、首都高速道路株式会社では料金所のE T C専用化を進めており、本地区で整備する料金所についてはE T C専用入り口として検討していくものと認識しております。次に、今後の道路整備に向けた計画概要につきましては、先導エリア以外の概成を見据えて必要な基盤整備に取り組んでまいりたいと考えており、引き続き関係機関と調整を進めてまいります。

次に、道路施設の点検についての御質問でございますが、道路擁壁につきましては、川崎市道路維持修繕計画に基づき、道路交通の安全かつ円滑な状態を確保するため、擁壁の規模や緊急輸送道路等の重要度に応じて、5年に1回または10年に1回の周期で点検を実施しており、点検方法といたしましては、道路土工構造物点検要領に基づき、近接目視によるクラックや鉄筋露出の確認を行うほか、打音検査等を行い、健全性の評価に応じて補修を行っているところでございます。次に、道路の陥没を未然に防ぐ取組につきましては、道路下の空洞を把握するため、緊急輸送道路などの約210キロメートルを対象に、6年間に分けて計画的に路面下空洞調査を実施しております。また、調査対象以外の道路におきましては、各区役所道路公園センターによる道路パトロールや市民からの通報により路面の変状等を把握しており、状況に応じて補修等の対応を行っているところでございます。

次に、京浜急行大師線連続立体交差事業についての御質問でございますが、初めに、東門前駅から鈴木町駅間の1期②区間につきましては、令和8年度の工事着手に向けて令和7年度から詳細設計に着手する予定でございますが、事業の推進に当たりましては、沿線住民の御理解を得ることが必要なことから、大師連立第1期沿線協議会において、設計の進捗に合わせ適宜説明してまいりたいと考えております。次に、川崎縦貫道路対策協議会に対する説明につきましては、詳細設計及び関係者との協議の進捗に合わせて調整してまいりたいと考えております。次に、京急川崎(大)第2踏切、通称本町踏切につきましては、川崎大師駅から京急川崎駅間の2期区間事業中止に伴う代替案として、平成31年に本町踏切部分の鉄道を地下化することを基本に検討を進めることを公表し、現在、深度化を図っているところでございまして、今後、1期②区間の工事着手に向けた手続に合わせ、代替案の検討結果をお示ししてまいりたいと考えております。

次に、東京外かく環状道路計画検討協議会についての御質問でございますが、初めに、第7回協議会における調査状況と主な検討状況でございますが、調査状況といたしましては、羽田空港や京浜3港の貨物取扱量の増加に対応する機能強化が行われていることや、東名高速から湾岸道路間の主要な道路が渋滞している状況などについて報告がございました。また、検討状況といたしましては、湾岸道路との接続位置について、東京側で接続する案と川崎側で接続する案についての時間短縮効果や周辺道路の渋滞緩和など、様々な視点での報告がされたところでございます。次に、両案に対する本市の見解につきましては、それぞれ羽田空港や京浜3港へのアクセスが強化されることや、周辺道路の渋滞緩和などが期待されるものと考えておりますが、引き続き、国や東京都と連携しながら、川崎縦貫道路との一本化などを含め、計画の基本的な方針の取りまとめに向けて協議検討してまいります。

次に、等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、初めに、本事業につきましては、これまで有識者や市民も参加する委員会において検討を重ね、財政負担の削減を見込むことが可能な現在の事業手法を整理したものでございまして、緑地内

施設の老朽化や社会環境の変化による新たな課題等への対応として必要な取組と認識しているところでございます。このたび本市の想定を超える建設物価の高騰などを踏まえ、改めて今後の再編整備事業の進め方について、事業契約の解除や一時休止などを検討したところ、工事着手の遅れに伴う物価高騰へのさらなる影響や事業者に対する補填、補償等が必要となることから、現事業契約の継続が有効と判断したところでございます。また、事業者から提示のあった整備内容につきましては、当初提案の項目については要求水準に沿ったものとなっており、団体要望等の追加項目については、公共施設としての必要性の検討、精査などが必要と考えております。次に、工事費の検証につきましては、公共工事の積算基準等により本市が工事費を算定する方法、いわゆる官積算による精査を想定しておりまして、専門家等の助言を受けながら精査方法について整理してまいります。次に、増額への検証体制等につきましては、PFI事業や建設工事、法務、会計等の専門家に助言を受けながら、官積算により再編整備の期間中、事業者の実施設計に合わせた段階的な検証を想定しており、令和7年度はこれらの費用として約3,500万円を見込んでいるところでございまして、期待する成果につきましては、事業者が提案する増額内容の妥当性の把握と透明性の確保が図られるものと考えております。また、本事業の財源につきましては、令和2年度の検討では、国の交付金を約40億円、その他を市費で見込んでいたところでございまして、現在、交付金のほか、各種補助金制度や基金等の活用について検討を進めているところでございます。次に、現契約金額のまま事業を進める場合につきましては、等々力緑地の目指すべき将来像の実現が困難になるものと考えております。次に、事業内容の変更につきましては、緑地全体の再編整備と維持管理運営を一体の事業としていることから、整備内容等の変更と、その収益への影響を踏まえて検討していく必要があると考えております。次に、本事業の契約変更議案の議決につきましては、その可否によって、法務関係の専門家の助言を受けながら、契約上の定めに基づき本市の対応を整理していくものと考えております。

次に、再編整備実施計画における防災機能につきましては、地域防災計画上の位置づけを継承し、災害廃棄物保管場所や応急仮設住宅の設置など多様な利用ができるオープンスペースを確保するとともに、釣り池やグラウンド等については雨水貯留機能としての活用を図っていくこととしております。次に、再編整備後の地域防災計画の位置づけにつきましては、施設の再編に合わせ、公園における防災機能について関係部局と連携しながら整理してまいります。また、既存の防災機能につきましては維持拡充を図ってまいります。次に、既存の防災機能の改善につきましては、緑地全体で災害の状況等に応じた柔軟な対応ができる機能の整理に向けて、関係部局と事業者において協議調整を進めているところでございます。次に、緑地全体の防災機能につきましては、関係部局と連携しながら、今後、協議調整してまいります。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でありますが、かわさきフェアの開催に係る令和6年度及び令和7年度の概算事業費につきましては、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会への負担金として、令和6年度に債務負担行為を設定し、その執行見込額を約25億円としたもので、このうち令和7年度予算案では、当該年度分の会場運営費用など約3億2,000万円を計上したほか、新たにレガシーに関連するものとして、フェアを契機とした取組等の継続、発展にかかる経費約6,000万円を

計上しております。次に、かわさきフェアのオフィシャルアイテムにつきましては、フェアの広報や多くの方々とのつながりを増やすツールとして、ピンバッジやネックストラップ、トートバッグ等を制作しているところでございます。これらのアイテムの秋開催中における約145万円の売上金については制作費等へ充当しているところでございまして、春開催においても多くの方に身に着けていただけるよう御案内してまいりたいと考えております。

次に、交通輸送の強化につきましては、かわさきフェアの各会場に会場される方々の多様なニーズに対応できるよう取組を進めているところでございまして、生田緑地会場につきましては向ヶ丘遊園駅からのシャトルバスを、秋開催では朝のみの運行であったところを春開催では終日の運行として実施してまいります。また、等々力緑地会場につきましては引き続き路線バスの増便を実施してまいります。次に、全国に向けての春開催の広報につきましては、秋に引き続き、公式SNSやウェブサイトできめ細やかな情報発信を行うとともに、新たに羽田空港を活用した取組についても、関係局と連携を図りながら検討を行っているところでございます。また、関東近郊における関係機関、団体、自治体を対象としたポスター及びチラシ等の送付や、テレビ、旅行情報誌といったマスメディアを活用した取組を進めるなど、様々な機会を捉えて広く発信してまいりたいと考えております。

次に、かわさきフェアにつきましては、川崎の持つ歴史、資源、強み等を生かし、改めて緑について市民の皆様と一緒に考え行動することで、川崎の新たな緑の文化を醸成し、誰もが住み続けたいまちへとつなげていく大きなチャンスであると考え、川崎らしい緑としたものでございます。次に、春開催のコンセプトにつきましては、秋開催の知ってもらった取組から、より分かりやすく、体験型のやってみるコンテンツを充実させ、来場者が緑の価値を実感し、暮らしの中に取り入れたいくなるような取組を進めてまいります。次に、春開催後のレガシーの考え方につきましては、5つのレガシーとして、ライフスタイルの変化、まちのしつらえ、出会いと交流、人の記憶、活動の継続を示しており、そのレガシーがフェアを契機に広がっていくイメージとして、日常に憩い、集い、にぎわう、緑とオープンスペースを創出すること、日常の中に緑が溶け込み、緑を通してつながりを生み出すことなどがございまして、今後、新しい川崎に向けて緑のまちづくりを進めてまいります。

次に、2027年国際園芸博覧会についての御質問でございますが、初めに、開催概要につきましては、神奈川県横浜市の旧上瀬谷通信施設において、国際園芸家協会の承認及び博覧会国際事務局の認定を受けて開催される最上位の国際園芸博覧会でございます。開催期間は令和9年3月19日から同年9月26日まで、博覧会区域は約100ヘクタール、参加者数は約1,500万人を見込んでいるものでございます。次に、横浜市開催に至った経緯につきましては、横浜市が平成27年6月に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設において、都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、本博覧会の招致を推進し、開催に至ったとのことでございます。次に、本市の関わり方につきましては、本博覧会への出展のエントリーを行っているところでございまして、世界中から博覧会に来場する多くの方々に対して川崎市の魅力を会場で表現し、世界に発信、PRすることにより、市への興味や関心等を促すとともに、幅広い分野での効果を期待するものでございます。次に、国際園芸博覧会に向けましては、かわさきフェ

アにおける5つのレガシーの実現や本市の強みなどを踏まえ、本博覧会の出展にふさわしい内容にしていく必要があると考えているところをごさいます、今後検討を進めてまいります。

次に、三沢川における国や県への要望についての御質問でございますが、国に対しましては、令和元年東日本台風による浸水被害が多摩川の水位上昇に伴い発生したものと考えていることから、多摩川の水位を下げるため、三沢川との合流部付近における河道掘削を早急に実施することを要望しているところをごさいます。また、県に対しましては、三沢川に接続する水路の排水を円滑にするため、三沢川の流下能力向上への取組や水門操作時における洪水の安全な流下への取組が必要と考えていることから、三沢川の適正な維持管理や多摩川との合流点処理について検討するよう要望しているところをごさいます。今後につきましても引き続き、治水安全度の向上に取り組むよう国及び県に対して要望してまいります。

次に、都市公園条例の改正についての御質問でございますが、本条例の改正につきましては、望まない受動喫煙の軽減、たばこの火による安全面やポイ捨てに伴う美化に係る課題等に対応するため、公園内の原則禁煙化を実施するものをごさいます。公園は高齢者や妊婦、基礎疾患を有する方なども利用する施設であり、受動喫煙対策としては様々な方への配慮が必要であることから、子どもの利用が比較的少ない公園も含め原則禁煙としたところをごさいます。喫煙者への配慮につきましては、原則禁煙とする中で、試行実施やパブリックコメントの結果を踏まえ、常駐管理者のいる公園において灰皿を設置した喫煙スペースを設けることを可能としたものをごさいます。また、条例第3条に基づく公園内の行為許可を受け、地域の行催事やイベント等で主催者が一時的に設けたスペースでは喫煙を可とするなど、一定の配慮を行ったところをごさいます。以上をごさいます。

○副議長 岩隈千尋 港湾局長。

〔港湾局長 森 賢一登壇〕

○港湾局長 森 賢一 港湾局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、扇島地区先導エリアにおける港湾物流拠点についての御質問でございますが、扇島地区先導エリアにおけるJFEスチール株式会社の既存バース等につきましては、令和6年11月に改定した川崎港港湾計画において、多目的に利用できる公共埠頭として転換する計画を定めたところをごさいます。具体的には液化水素運搬船やRORO船等の利用を見込んでおり、隣接するカーボンニュートラル拠点や高度物流拠点などと連携した国際海上物流の拠点として活用する計画としております。

次に、かわさきファズ株式会社との市有地賃貸借契約の契約期間についての御質問でございますが、現契約の契約期間につきましては、普通財産貸付契約については平成7年4月からの30年間、事業用定期借地権設定契約については平成18年10月からの約18年間をごさいます、令和7年3月末日で満了を迎えるところをごさいます。次に、今回の契約更新等の際に契約期間を30年とした理由につきましては、川崎市財産規則において、建物所有の目的で普通財産である土地を貸し付ける場合の貸付期間は30年が上限とされているところ、かわさきファズ株式会社がテナントに対し長期契約の選択肢を提示することが可能となり、テナントを誘致する上で有利に働くことや、同社の事業運営に際して長期の修繕の見通し等を立てることが可能となり、事業の計画的、円滑な遂行につながることなどが

安定経営の確保につながり、本市にとっても今後の権利金の残額の支払い等の面で有益であるためでございます。

次に、かわさきファズ株式会社の剰余金の配当の実施についての御質問でございますが、剰余金の配当が開始された経緯につきましては、かわさきファズ株式会社では、かねてから経営上の課題である繰越利益剰余金の黒字化等に向け事業展開を図っていたところ、株主から配当の実施要望が多く寄せられるようになってきたことなどから、実施に向けた検討を進めたものでございます。同社におきましては、令和元年度決算で繰越利益剰余金が黒字化したことを踏まえ、翌令和2年度の決算状況を見ながら配当実施の方向性の具体的な検討を行い、本市を含め株主及び金融機関に対して配当実施に向けての考え方を説明し、賛同を得ながら準備を進めてきたものでございます。配当実施の検討に当たりましては、同社が安定的な経営を確保しつつ着実な事業運営を図るため、長期借入金の返済について、金融機関に対しては令和9年度まで、本市に対しては令和12年度までに完済する予定としていることから、現行の約定どおりの返済期間を維持しつつ、配当実施がその後の収支に及ぼす影響を考慮しながら配当案を決定し、令和3年5月の取締役会、同年6月開催の株主総会における決議により決定されたものでございます。

次に、債権者としての立場を踏まえた剰余金の配当等についての御質問でございますが、本市といたしましては、かわさきファズ株式会社が出資法人としての役割を着実に果たすことができるよう、安定的な経営を行っていくことが重要と考えていたところ、同社から剰余金の配当を行うことにより株主構成の安定による経営の安定化が図られること、財務状況を維持しつつ着実に事業を行っていく見込みであること等の配当実施に関する考え方の説明があったことに加え、本市への配当金6,800万円の収入が見込まれることなどを総合的に考慮し、最終的に令和3年6月の株主総会において提案された議案に賛成したものでございます。なお、地方自治法において、出資法人の剰余金の配当に関し議会の議決を要するとの特段の定めはされていないところでございますが、いただいた御意見も踏まえ、引き続き、かわさきファズ株式会社の経営状況を的確に把握しながら、契約書上定められた借入金の返済を着実にを行うよう求めるとともに、権利金の支払いについて協議してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 臨海部国際戦略本部長。

〔臨海部国際戦略本部長 玉井一彦登壇〕

○臨海部国際戦略本部長 玉井一彦 臨海部国際戦略本部関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、扇島地区先導エリアについての御質問でございますが、高度物流拠点につきましては、令和5年8月に策定いたしました土地利用方針において、扇島地区の強みを生かし、GX、DXによる効率化、高付加価値化の実現を目指すこととしております。具体的には、既存の物流機能にとどまらない物流プロセスにおける担い手不足や脱炭素化など、我が国の物流課題の解決に資する自動化、省人化、水素活用等の先端的な機能導入が図られるよう、来年度の地権者による事業者決定に向けて検討調整を進めているところでございます。今後につきましても公共性、公益性の高い土地利用転換の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、大師橋駅前交通広場についての御質問でございますが、大師橋駅につきまして

は、交通機能強化に向けた実施方針に定めた基幹的交通や端末交通の結節機能の役割を担う交通拠点として整備を行っているところでございます。今後の取組につきましては、同方針の改定を進める中で、大師橋駅前を発着するバス路線の再編などを含め、利用者の利便性向上を目指すとともに、公共交通の運行の効率化など交通機能強化に資する施策を検討してまいります。また、検討の過程においては、沿線住民や臨海部の立地企業との対話の場を設けるとともに、交通事業者と引き続き協議調整に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 危機管理監。

〔危機管理監 柴田一雄登壇〕

○危機管理監 柴田一雄 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

感震ブレーカーについての御質問でございますが、感震ブレーカーは、地震の揺れに伴った電気機器からの出火や電気が復旧したときに発生する火災に対して有効な手段の一つと考えておりますので、これまで防災啓発冊子「備える。かわさき」や出前講座、防災イベントなどの機会を通じて普及に努めてきたところでございます。次に、普及状況につきましては、今年度、川崎区及び幸区の不燃化重点対策地区にお住まいの方のうち約1万500世帯を対象に、本年1月9日から2月21日までの間、住宅における設置状況や設置を考えたきっかけ、設置に至っていない理由などについてアンケート調査を実施し、現在集計を行っているところでございます。今後につきましても、調査結果や他都市の取組状況等を参考に、関係局と連携して一層の普及促進に向けた方策を検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 川崎区長。

〔川崎区長 中山健一登壇〕

○川崎区長 中山健一 川崎区役所関係の御質問にお答え申し上げます。

機能再編に伴うオンライン相談についての御質問でございますが、再編後の支所におきましては、高齢者等の区役所へ出向くことが負担となる方々に配慮した取組として、令和7年1月からオンラインによる相談窓口を設置しているところでございます。オンライン相談につきましては、電話での対応が困難で区役所への来庁が難しい方などを想定して設けたものでございますが、2月20日時点での利用実績はございません。再編後の窓口につきましては、区役所へ来庁していただき、対面での応接を基本としておりますが、相談者の状況に応じて自宅への訪問などにより対応しているところでございます。今後につきましても、相談者の状況に応じた適切な方法により、丁寧に対応してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 交通局長。

〔交通局長 水澤邦紀登壇〕

○交通局長 水澤邦紀 交通局関係の御質問にお答え申し上げます。

交通局における処分についての御質問でございますが、交通局におきましては、今年度、複数の懲戒処分を行っておりまして、これらの事案の発生により、お客様に多大な御迷惑をおかけしたこと、また、市民の皆様の信頼を損なう状況になりましたことを改めまして深くおわび申し上げます。交通局ではバス事業者としての規律を確保するために、市全体の規定に加え、独自の処分量定を設けておりますが、運行上のミスにつきましては、限ら

れた運転手や車両で一定の地域をカバーし、便数を確保するために運転手が乗務する路線数が多くなっていること、経路の途中で分岐する複雑な路線が多いことが要因の一つと考えております。また、運行管理者などによるバックアップはあるものの、最終的には個々の運転手に運行が任されており、お客様の安全を第一に、常に変化する走行環境やバス車内の状況を的確に把握し適切に対応する必要がある、バス運転業務特有の環境が背景にあるものと捉えておりますが、気の緩みによる漫然運転などが直接的な原因であると考えております。交通局では事案ごとにドライブレコーダーの映像記録などにより、運転手も自身の言動や心理状態を振り返りながら具体的な発生原因の確認や分析を行うとともに、適性診断機器を用いた運転手個人の特性に合わせた指導教育等を実施しております。また、運転中の状況変化に応じた心のコントロールなどを学ぶ交通心理士による研修や運転機能の維持向上を図る実技研修のほか、職長運転手による分岐交差点での注意喚起など、運転手を中心とした予防策も実施しております。引き続き運行上のミスの防止に向け取り組んでまいります。その他の事案につきましては、ほとんどの職員が法令等のルールを遵守している中において、特定の職員が故意あるいは大きな過失により発生させたものでございまして、こうした事案に対しましては、職員一人一人が交通事業者としてのプロであること、公務員であることの意識の徹底が必要であり、こうしたことを交通局全体で強く意識できるよう、点呼等の日常業務や研修など、あらゆる機会を捉えて繰り返し法令遵守や安全最優先の意識づけを行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

病院事業における収益確保と支出削減に向けた取組についての御質問でございますが、病院事業の主な収益は、全国一律の公定価格である診療報酬でございますが、令和6年の診療報酬改定を超える人件費の上昇や物価高騰により、市立病院のみならず、病院経営は全国的に大変厳しい状況となっております。そのような中、市立病院が地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するという公立病院の役割を果たしていくためには、収入の確保と支出の削減にしっかり取り組んでいく必要がございます。そのため、収入面では、さらなる救急搬送患者の受入れや地域医療機関との連携強化による患者の紹介、逆紹介の推進、診療報酬加算の確実な取得などにより、収入の確保を進めてまいります。また、支出面では、エネルギーサービス事業の活用や照明設備のLED化、電気契約の見直しによる光熱費節減の取組のほか、薬品・診療材料調達の際の価格交渉の実施、医療器械調達の際のスペックや必要性、収益性等の十分な精査による調達価格適正化の取組を推進してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 消防局長。

〔消防局長 望月廣太郎登壇〕

○消防局長 望月廣太郎 消防局関係の御質問にお答え申し上げます。

令和6年の火災等についての御質問でございますが、初めに、建物火災282件の消防用設備等の設置状況についてでございますが、建物火災は住宅や店舗、倉庫、事務所などの建物の火災でございまして、このうち自動火災報知設備または住宅用火災警報器が設置されていた建物は215件、消火器が設置されていた建物は203件でございまして、火災発生時の

初期対応に当たる初期消火が行われましたのは163件でございます。次に、住宅用火災警報器の設置状況についてでございますが、川崎市火災予防条例の適合率、いわゆる設置率につきましては、令和6年6月時点で85.8%となっておりまして、全国の平均設置率66.2%、神奈川県平均設置率71.1%と比較し高い状況であることから、一定の設置水準には達しているものと評価しているところでございます。今後につきましても、逃げ遅れなどによる被害の軽減のため、引き続き火災予防運動など、あらゆる機会を捉えて、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進などの住宅防火対策に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、救急要請についての御質問でございますが、救急車の適時適切な利用につきましては、啓発活動としてSNSへの投稿やかわさきFMでのラジオ放送の活用、緊急度、重症度が分かりやすいようイラストを用いたチラシの配布など、各種広報を行ってきたところでございます。また、かながわ救急相談センター#7119につきましては令和6年11月から事業開始となり、川崎市救急医療情報センターの双方の特徴を生かし、相互に連携することで利用者へ適切にサービスを提供していると伺っているところでございます。救急車の適時適切な利用について市民の皆様にご理解いただくことは重要なことと考えておりますことから、今後につきましても関係局等と連携し、様々な機会を捉え広報活動を実施してまいります。

次に、今後の救急業務についての御質問でございますが、増大する救急需要に適切に対応するため、救急隊の適正配置や現場滞在時間の短縮など、救急業務の効率化等に努めることは大変重要なことと認識しているところでございます。その取組といたしましては、デイトム救急隊の配置や、AIを活用した救急需要予測システムの運用のほか、ICT等のデジタル技術を活用した救急業務の効率化について令和6年度に実証実験を実施し、その効果や課題、システムに必要な機能の検証等を進めているところでございまして、令和7年度につきましても実証実験の結果を踏まえ、引き続き関係局と調整し、取り組んでまいります。また、総務省消防庁が全国展開を進めるマイナンバーカードを活用した救急業務、いわゆるマイナ救急の実証事業につきましては、令和6年度は9月6日から11月6日まで市内全救急隊30隊において、11月6日から2月6日まで、川崎区及び幸区の救急隊10隊において実施したところでございまして、その結果につきましては年度内に取りまとめさせていただきます。令和7年度も実証事業を継続することが決定しておりまして、引き続きマイナ救急の認知度向上のための広報を展開するなど、関係局等と連携しながら取り組んでまいります。

次に、中原デイトム救急隊についての御質問でございますが、出場状況につきましては、運用を開始いたしました令和6年4月1日から12月31日までの速報値で1,242件出場しており、その効果につきましては、中原デイトム救急隊の出場区域における日中の平均現場到着時間について、現場到着時間が過去最長となった令和4年と令和6年を比較しますと、令和4年は10.9分、令和6年は9.5分で、1.4分短縮となったところでございます。また、中原区全域における日中の平均現場到着時間につきましては、令和4年は11.1分、令和6年は10.0分で1.1分短縮となり、中原区全域にも効果があったものと考えておりまして、引き続き効果検証を実施してまいります。今後の予定といたしましては、令和7年4月から高津消防署にもデイトム救急隊を配置することとしておりまして、その効果検証も踏まえ、引き続き、現場到着時間の短縮に向け、救急隊の適正配置について関係局と連

携しながら取り組んでまいります。

次に、消防職員、ポンプ車等についての御質問でございますが、消防職員の総数につきましては、国が定めた消防力の整備指針に基づく消防職員数の算定方法によると、防火対象物、危険物の製造所等の数、配置されている消防車両、救急車両等の運用に必要な人員等によることとされ、1,581人と算出しております。本市における消防職員数については、予防業務の事務量を勘案した人員、配置されている消防車両、救急車両等の運用に必要な人員から乗換運用する人員を考慮した人数等の合計を、消防職員及び主要機械の配置基準において1,437人と定めております。また、国が定めた消防力の整備指針に基づく消防職員、ポンプ車等の算定数、現有数及び充足率につきましては、令和6年4月1日現在、消防職員数については算定数1,581人に対しまして現有数1,419人で充足率89.8%、ポンプ車については算定数43台に対しまして現有数43台で充足率100%、はしご車は算定数8台に対しまして現有数8台で充足率100%、化学車は算定数7台に対しまして現有数7台で充足率100%、3点セットは算定数1セットに対しまして現有数は1セットで充足率100%、消防艇は算定数1艇に対しまして現有数1艇で充足率100%、救急車は算定数34台に対しまして現有数30台で充足率88.2%、救助工作車は算定数8台に対しまして現有数8台で充足率100%となっているところでございます。国が定めた消防力の整備指針に基づく算定数と本市の現有数では、消防職員数と救急車の台数に差が生じているところでございますが、消防力の整備につきましては、市民の生命、身体及び財産を災害等から守るために重要なものと考えておりますことから、引き続き市民の安全・安心の確保に向け、関係局と十分協議してまいります。

次に、航空隊についての御質問でございますが、初めに、基準に対する本市の状況につきましては、平成13年4月に24時間体制を16名で運用していたところですが、令和元年、総務省消防庁長官より消防防災ヘリコプターの運航に関する基準が示されたことに従い、令和3年4月に配置人員を24名としたところでございます。内訳としましては、運航責任者1名、運航安全管理者2名、操縦士8名、整備士7名、専任航空救助員6名となっており、体制強化に努めているところでございます。次に、操縦士不足につきましては、操縦士の高齢化や消防防災ヘリコプターの2人操縦士体制、ドクターヘリコプターの拡充などにより生じていると考えられることから、高度な技術を必要とする操縦士需要はますます高まっていくものと受け止めているところでございます。次に、機種限定資格者の確保の取組につきましては、退職状況を踏まえ、本市保有のヘリコプターの操縦に必要とする機種限定資格を有する操縦士の採用や、機種限定資格を有しない操縦士に対しては計画的に養成を行い、限定資格者の確保に努めているところでございます。

次に、消防職員数についての御質問でございますが、改正の目的につきましては、高津消防署へのデイトム救急隊の配置や救急需要対策業務への対応、コンビナート地域における高圧ガス保安法の権限移譲に伴う高圧ガス業務への対応により、本市の消防力の強化を図るためでございます。また、期待する効果につきましては、デイトム救急隊の配置については、高津区は日中の平均現場到着時間が他の地域よりも長くなっているため、その短縮を、救急需要対策業務への対応については、救急体制の検討、救急業務のDX推進等を、高圧ガス業務への対応については、高圧ガス関係施設を詳細に把握することで、災害発生時により効果的な消防活動が可能となり、被害の軽減につながることを見込んで

いるところでございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育次長。

〔教育次長 池之上健一登壇〕

○教育次長 池之上健一 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、授業時数の不足についての御質問でございますが、宮崎中学校につきましては、本年1月に外部からの指摘により事務局が調査したところ、標準時数に対し3年生の年間授業時数が不足する見込みであることが判明したところでございます。次に、授業時数の確認についてでございますが、各学校では教務主任が年度当初に作成した年間授業時数の計画表を管理職が確認し、その後、変更した際には毎月の職員会議等において全教職員で共有しており、また、事務局では年度当初に提出された教育課程編成届を基に授業時数等を確認し、不備があった際には修正を指示しているところでございます。次に、再発防止策につきましては、次年度以降、事務局が前期終了後に各学校の授業時数の状況を調査するとともに、区教育担当が定期的な学校訪問の際に各学校の状況を把握し、適宜、指導助言してまいります。中学3年生にとって卒業後の時間は貴重なものと考えておりますので、今年度、不足が見込まれた授業時数につきましては、卒業式までに授業を追加する等の対応により確保してまいります。

次に、自然教室についての御質問でございますが、初めに、八ヶ岳少年自然の家の利用状況につきましては、自然教室以外の利用が約2割となっており、休日や夏休み等において子ども会等の青少年団体やグループ、家族等が利用しているところでございます。今後、施設の存廃の検討に当たりましては、こうした利用団体等の御意見も伺いながら、丁寧に本市の取組を説明してまいります。次に、これまでの検討状況につきましては、現地での再編整備と富士見町内での移転整備について、それぞれ費用等を含め整備内容を検討したところ、現地での再編整備は、野外活動エリアが土砂災害警戒区域内となるため長期的な安全性の確保に課題があること、また、他施設の活用と比較して両案ともに費用負担の増が見込まれることから、一旦検討を凍結し、他施設の活用を前提に取組を進めることとしたところでございます。次に、次年度の取組につきましては、他施設で自然教室を実施する小学校19校、中学校16校の結果を検証するとともに、令和8年度分について、各学校の希望と宿泊先のマッチングや行程表の作成等の事前準備を民間事業者のノウハウを活用した手法で実施し、これらの結果を踏まえ、次年度末に今後の自然教室の方向性を取りまとめてまいります。また、今後の見通しにつきましては、民間事業者とのサウンディング調査結果等を踏まえ、3年間を目途に段階的に移行し、令和10年度には全校他施設での実施を想定しているところでございます。次に、施設の存廃につきましては、他施設の活用に係る検証結果、地形的な課題や施設の利用状況等を踏まえ、次年度末までに方向性を取りまとめてまいります。なお、施設を廃止する場合は立地特性等を踏まえながら、多角的な観点から跡地の在り方を検討する必要があると考えております。

次に、市立高等学校についての御質問でございますが、初めに、県との役割分担についてでございますが、地方分権改革の流れの中で平成13年に法律が一部改正され、都道府県のみならず、住民に身近な行政サービスを担う市町村が、その行財政能力に応じて積極的な役割を果たすことができるようになり、本市においては、県立高等学校が多数ある中、社会や市民の要請に基づきながら川崎らしい魅力ある市立高等学校づくりを進めてきたと

ころでございます。次に、令和7年度入学者選抜における競争率についてでございますが、全日制課程普通科では、橘高等学校が1.53倍、幸高等学校及び高津高等学校が1.23倍となっており、全日制課程専門学科では、橘高等学校国際科の1.69倍が最も高く、川崎高等学校福祉科の0.79倍が最も低くなっております。また、定時制課程では、川崎高等学校普通科昼間部が0.63倍である一方、夜間部は川崎総合科学高等学校商業科の0.14倍をはじめ、0.4倍を下回る状況となっております。次に、これまでの取組と成果につきましては、教育ニーズに合わせた普通科及び専門学科の改編や地元の企業等と連携した総合的な探究の時間の充実等に取り組んできたほか、併設型中高一貫教育校を開校し、国際都市川崎をリードするたくましい人材の育成を目指し、海外研修や異文化交流等を通じた国際理解教育に力を入れてまいりました。今後につきましては、市立高等学校改革推進計画第2次計画の検証結果を踏まえ、教科等横断的な学びの強化や中高一貫教育の見直しに取り組みながら、魅力化、特色化に向けて教育課程の編成や教育指導体制の整備等を検討してまいります。

次に、定時制課程の現状と課題についてでございますが、定時制課程につきましては、全日制課程と比較して支援が必要な生徒が多く、退学者も多いことから、一人一人に応じたきめ細やかな学習支援や最後まで学校に通えるための支援が必要と認識しております。その一方で、全校で定員割れが続いている状況や通信制高等学校への進学者が年々増加していることなどを踏まえ、今後、社会状況の変化や生徒が求める教育ニーズ等に合わせ、生徒が学びを選べる高等学校を検討してまいります。次に、市立高等学校の在り方検討についてでございますが、これまでの歴史や経緯を踏まえつつも、少子化が進行する中では定員数の調整が必要であると認識しておりますので、次代を担う人材の育成に必要な市立高等学校の在り方や適正な配置及び規模について検討してまいります。次に、高等学校の授業料無償化についてでございますが、現在、国において制度の見直しが議論されており、現時点では本市への影響は明確ではございませんが、今後、国の動向等を注視しながら情報収集に努めてまいります。

次に、宿題についての御質問でございますが、宿題を廃止している市立学校は小学校1校となっております。宿題の有無につきましては学級担任や教科担当等で判断されるものでございますが、学校全体における宿題の在り方につきましては、保護者の理解を得ながら、最終的に校長が判断するものと認識しております。また、宿題の実態につきましては、事務局では個別の取組状況を把握しておりませんが、宿題の内容や出し方につきましては各学校で検討するものと考えております。

次に、学校歯科保健指導推進事業についての御質問でございますが、令和4年度から各区1校の小学校において、生涯にわたり健康の保持増進ができる資質や能力を育てる目的で、ブラッシング方法や家庭でのフッ化物洗口液の使用方法など歯科保健指導の事業を実施しており、歯の健康は大切だと思いましたが、フッ素は虫歯を予防する効果があることが分かりましたか等の設問に対して、児童の理解が進んでいる回答が得られる一方、家庭でのフッ化物洗口に対する理解が進んでいないことを課題として捉えているところでございます。次年度につきましては、児童の歯を守る取組の習慣化に向けて、家庭での体験の機会を継続するために、洗口液の配付を増やすとともに、複数の学年で学習ができるよう新たな教材を作成する等、事業の充実を図ってまいります。

次に、学校給食における食品廃棄物の取扱いについての御質問でございますが、学校給

食では、小学校34校、中学校4校、学校給食センター3か所で、残食や調理過程で発生する野菜等の廃棄部分の飼料化を実施しており、令和5年度の飼料化の総量は約710トンとなっております。

次に、川崎市職員定数条例についての御質問でございますが、初めに、事務局職員の増員につきましては、様々な教育施策の推進に向けて組織体制の強化を図るものであり、主な内容といたしましては、体育館等への空調設備の整備や、教員の人材確保策の強化などに着実に対応するものでございます。また、学校の職員の増員につきましては、少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、急増する不登校、いじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びの支援等を図るものであり、主な内容といたしましては、小学校6年生における35人学級の実施や中学校における組織的な校内支援体制の強化等に対応するものでございます。次に、優秀な教員の確保につきましては、これまでの教員採用試験の受験機会の拡充等の取組に加え、成績上位者に対する奨学金返還支援事業の新設や、職員部教職員人事課に新設する大学連携担当による教育実習等の全市的な受入れ体制の構築や、学生に本市教育現場の魅力を伝える取組等により人材確保策を強化してまいります。

次に、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業についての御質問でございますが、初めに、施工内容につきましては、省エネ性能に優れた機種を採用、デマンドコントロール機能の導入によるエネルギーコストの削減、遠隔監視システムの導入による機器の不具合の検知やデータの計測及び分析を行うことによるエネルギー使用量の削減等の事業者提案に基づき設計したもので、次年度に施工を開始するものでございます。次に、次年度の施工予定につきましては、小学校7校、中学校27校の34校となっております。次に、事業の進捗状況につきましては、現在、設計図書の取りまとめを行うとともに、次年度の施工に向けた準備を行っているところでございまして、提案内容の実現に向けて引き続きモニタリングを行ってまいります。

次に、附帯決議に対する取組についてでございますが、1点目として、地元活用、地元調達につきましては、今年度は設計業務を行っている段階でございますので、次年度の施工に向け事業者提案の履行状況を適切にモニタリングしてまいります。2点目として、変更契約等への対応につきましては、対象室の変更や物価変動を適切に反映するため必要な手続を行っているところであり、また、下請事業者への適正な支払いにつきましては事業者へ周知するとともに、不適切な事例が生じた場合には必要な指導を行ってまいります。3点目として、事業者との災害協定につきましては、市外に所在する構成企業からの支援が受けられるよう、昨年9月に事業者と協定を締結したところでございます。次に、議会への報告等につきましては、本年1月の文教委員会で進捗状況を報告したところでございまして、引き続き適時適切に対応してまいります。次に、事業対象外の学校の災害対応につきましては、本災害協定に含まれており、災害発生時などに必要に応じて空調設備の点検や修繕、避難所の運営の支援等を要請してまいります。

次に、体育館等の空調設備の整備についての御質問でございますが、初めに、今後のスケジュールについてでございますが、次年度から設計に着手する15棟のうち、8棟は令和8年度に、7棟は令和9年度に供用開始予定となっております。残る155棟につきましては、早期に整備するため、次年度中に整備内容、スケジュール、事業手法等を検討し、整備方針を策定した上で実施してまいります。次に、支援委託の目的及び主な業務内容につきまし

では、体育館や格技室等への効率的、効果的な空調設備の整備に向けた事業スキームを構築するために、整備内容やスケジュール、事業手法などを検討するものでございます。次に、交付金の内容についてでございますが、主な補助要件は、避難所として指定されていることや、令和15年度までに断熱性が確保されていることとございまして、補助対象事業費は、空調設備の新設及びその関連工事に要する経費のうち7,000万円を上限額としており、補助額の算定割合はその2分の1となっております。また、支援委託の仕様には交付金等の活用の検討を業務内容に含めており、今後、事業費を精査する中で検討してまいります。次に、高等学校の体育館空調の予算につきましては、高津高等学校の空調設備の設計費とございまして、令和8年度の体育館再生整備に併せて整備するものであり、橘高等学校の整備時期につきましては、整備方針を策定する中で検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 田中眞一登壇〕

○選挙管理委員会事務局長 田中眞一 選挙管理委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

川崎市長選挙についての御質問でございますが、本年11月18日に任期満了を迎えることにより執行が予定される市長選挙の日程につきましては、選挙人等への周知や執行に伴う様々な準備の期間などを考慮し、本年5月に開催する選挙管理委員会において決定する予定でございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 原議員。

〔原典之登壇〕

○41番 原典之 それでは、それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問する前に意見要望をさせていただきます。

中学生死亡事件に係る再発防止の取組についてです。この10年間、様々な取組をしてきましたが、答弁のとおり、困難な状況にある子ども、若者は依然多く、かつ、その課題はより一層複雑化しています。子どもたちが幸せに暮らしていくためには、を追求し、同じような事件を二度と起こさないこと、そして、川崎に生まれ育ってよかったと思えるようなまちづくりに努めていただくよう要望し、来年度の次期川崎市子ども・若者の未来応援プランの内容を注視してまいります。

次に、市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告についてです。答弁では、県立高校が多数ある中、社会や市民の要請に基づきながら川崎らしい魅力ある市立高等学校づくりを進めてきたとあり、これまでの歴史や経緯を踏まえながら、適正な配置及び規模について検討していくとのことでした。それぞれの学校は、地域の多くの皆様に愛され、母校への矜持を持っている方々もいらっしゃいますので、こういった方々の意見をよく聴きながら検討を進めていただくよう要望いたします。

川崎認定保育園に対する助成制度についてです。主に人件費に充当されている川崎認定保育園に対する助成制度は公定価格と連動する、または見直しをする基準を設けるべきとの質問に対する答弁では、認可保育所等に対する公定価格の設定状況を踏まえた川崎認定保育園の助成費の在り方などの課題について検討するとのことでした。こども未来局として、川崎認定保育園に対する助成制度の抜本的な見直しが必要であるという課題認識は持

っていると理解しています。関係所管局との協議も含め早急な対応を要望します。

火葬需要の対応についてです。火葬待ちは全国的に課題となっており、本市では需要の多い時期で平均10日待ちとのこと。10日という待機日数が市民にとって許容範囲か、長いと感じるかは利用者により様々ですが、もっと早く火葬したいという要望があることも事実です。死亡者数は令和47年までは増加が想定されていることから、今後はより一層、待機日数への対応が必要となります。早く火葬をしたいというニーズに応えられるよう取り組むことを要望します。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、学校体育館への空調設備の整備について再度伺います。さきの答弁で今後の整備スケジュールや方針策定について言及がありました。次年度策定となる総合計画に確実に盛り込まれるのか、改めて伺います。令和2年度に概算で、体育館への空調新設は断熱化を含め約130億円とされていました。数字の精査を求めてきましたが、事業費について伺います。支援委託業者に効率的、効果的な整備内容や事業手法などを検討させるとあります。いわゆるコンサル会社の考えをうのみにするようなことがないよう進言しておきます。関係部局であるまちづくり局、危機管理本部との連携について伺います。特に、空調設備の熱源については、現に頻発する災害対応を鑑みれば、他都市でも積極的に導入が進んでいるLPガスの優位性は動きませんが、考えを伺います。

次に、交通政策について再度伺います。答弁ではUDタクシーの本市導入目標を令和2年度末で達成したことを理由に補助制度を終了したとのこと。しかし、隣接する東京都や横浜市では、導入が進んだ現在でも補助を継続しています。超高齢社会の到来を踏まえ、市税歳入も過去最高を計上する現状においては、当初目標とした10%に固執することなく、さらなるUDタクシーの導入を図り、障害者や高齢者の移動の確保を積極的に進めるべきと考えます。市長は再考する考えはないのか伺います。

次に、2027年国際園芸博覧会について再度伺います。我が国におけるA1クラスの国際園芸博覧会は、1990年の大阪花の万博以来37年ぶり、2回目の開催となるのが本博覧会です。本市においては全国都市緑化かわさきフェアの成功に向けて注力しつつも、開催まで2年に迫った本博覧会への積極的な取組が求められます。本市の関わり方について答弁では、本博覧会への出展を通じて、世界中から博覧会に来場する多くの方々に対して川崎市の魅力を発信、PRしていくとのことでしたが、加えて、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会への本市職員の派遣も実施すると伺っています。職員派遣の詳細を伺います。あわせて、その目的と期待する効果を伺います。また、本博覧会開催に当たり本市が負担する費用について、その内容と概算額を伺います。

次に、議案第36号、川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について再度伺います。これまで市長からは、本市は分煙であるとの答弁をいただいておりますが、今回示された内容は、常駐管理者のいる18公園のみ喫煙可能スペースを設けることができるとしています。人口155万人を擁し、多様性のまちを標榜する川崎市であるにもかかわらず、これまでの施策は非喫煙者を尊重するものばかり進められています。非喫煙者だけでなく、喫煙派の立場も尊重し、受動喫煙防止対策として喫煙所の設置をするのは当然と考えます。担当の藤倉副市長の見解を伺います。

次に、議案第45号、大師地区複合施設の建物の取得について伺います。答弁では、優れ

た提案をした事業者が選定されることが重要とのことですが、例えば会議室の利用申請手続はふれあいネットに登録されるのか、地域コミュニティ機能の拠点施設であるにもかかわらず、地区外及び市外の方々も利用できるのかなど、利用に伴うガイドラインすら示されていません。このままの状態では部会協議を進めていくのか伺います。同時に、指定管理事業者選定までには課題を整理されたいと思いますが、スケジュールを伺います。他方、機能再編に伴うオンライン相談ですが、いまだ利用実績もない状態が続いている上、相談者の状況に応じて自宅訪問などで対応しているとのことですが、利用者がいない理由をどのように認識されているのか、また、改善に向けた具体策とスケジュールをいつまでに示す予定なのか、伺います。

同時に、利用者からは支所の機能再編に対してどのような声が寄せられているのか、その対応をどうされていくのか、市長の考えを伺います。質問は以上です。

○副議長 岩隈千尋 市長。

○市長 福田紀彦 交通政策についての御質問でございますが、UDタクシーにつきましては補助制度終了後も着実に導入が進み、今年度末には令和7年度末までの成果指標としている25%を超えることが想定されております。こうした中、多くの利用者が乗車できるワゴンタイプにつきましてもUD認定された車種が複数あることから、新たな取組としてコミュニティ交通にも寄与するワゴンタイプの導入支援を行うなど、誰もが乗車できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

区役所・支所の機能再編についての御質問でございますが、再編後、市民の方からは、再編されたことを知らない、区役所や支所仮庁舎の場所が分からないなどの声が寄せられておりますので、安心して御利用いただけるよう引き続き窓口等において職員から御案内するなど、あらゆる機会を捉えて地域の方々へ丁寧に周知を図ってまいります。以上です。

○副議長 岩隈千尋 藤倉副市長。

○副市長 藤倉茂起 都市公園条例の改正についての御質問でございますが、分煙対策につきましては、社会全体として、喫煙者、非喫煙者双方の立場に配慮した環境づくりに向け、それぞれの施設等の特性に応じて適切な対応を講じることが必要であると認識しているところでございます。公園につきましては、高齢者や妊婦、基礎疾患を有する方なども利用する施設であり、受動喫煙対策としては様々な方への配慮が必要であることから、子どもの利用が比較的少ない公園も含め原則禁煙としたところでございまして、喫煙者への配慮として、常駐管理者のいる公園において灰皿を設置した喫煙スペースを設けることを可能としたものでございます。今後につきましても、誰もが安心して利用しやすい公園の環境整備に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 建設緑政局長。

○建設緑政局長 福田賢一 2027年国際園芸博覧会の関わり方についての御質問でございますが、初めに、本博覧会開催における本市職員派遣につきましては、来年度から管理職を含めた複数名の派遣について関係局と調整しているところでございます。派遣の目的などにつきましては、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会には、国、自治体、民間企業など様々なバックグラウンドを持つ職員が派遣されており、共に国家的プロジェクトに関わることによる人脈の構築や先進的な取組などによって得られた知見等を本市のグリーンコミュニティなどの施策の推進に生かすことで緑のまちづくりに貢献できるものと考えて

おります。次に、参加自治体の負担金につきましては、出展料も含めて基本的に生じませんが、出展に伴う費用として、展示の企画、設計、施工、維持管理等に要する費用が発生するものでございまして、その額につきましては、今後、展示内容の検討に併せて整理してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 川崎区長。

○川崎区長 中山健一 大師コミュニティセンターの利用についての御質問でございますが、コミュニティセンターの利用に関する基本的な考え方等につきましては指定管理の仕様書において公表する予定でございまして、仕様書に基づき優れた考え方や取組を提案した運営事業者を大師コミュニティセンター部会において選定してまいります。また、コミュニティセンターは、地域の身近な拠点として、子どもから高齢者まで誰もが集える施設になることを目指してございまして、指定管理者となる事業者と共に、機能を継承することも文化センター、老人いこいの家の利用者や地域の御意見を伺いながら、供用開始までの約2年間の準備期間として施設利用のルールづくりを進めてまいりたいと考えております。次に、機能再編に伴うオンライン相談についての御質問でございますが、オンライン相談の利用がないことにつきましては、案内が不十分なこと及び市民の方からの手続や届出などの問合せには、それぞれの状況に応じて電話や対面等により対応を行っているためと考えております。今後につきましては、市民の方が支所に来庁された際や電話での問合せの際に相談者の状況に応じて御案内を行うほか、年度内に行われる地域での会合や市政だより区版5月号、地域情報紙への掲載などにより、改めてオンライン相談を含めた機能再編全体の周知を図り、オンライン相談を活用していただけるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育次長。

○教育次長 池之上健一 体育館等の空調設備の整備についての御質問でございますが、初めに、総合計画における取扱いにつきましては、局の総合計画策定推進本部において検討し、その結果が適切に反映されるよう関係局と調整してまいります。次に、事業費につきましては、令和2年度と比べ建設資材や労務費が高騰していることや断熱化や空調能力等の詳細な条件整理を要するため、整備方針を策定する中で精査してまいります。次に、関係局との連携についてでございますが、断熱化や空調能力、災害時の防災機能等の検討につきましては関係局と協議する必要がございますので、適切に実施してまいります。次に、熱源につきましては、防災機能をはじめ、イニシャルコストやランニングコスト等を総合的に検討する必要があるほか、学校現場によっては施工上の制約も見込まれることから、整備方針を策定する中で検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 原議員。

○41番 原 典之 あとは委員会に譲り、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長 岩隈千尋 49番、堀添健議員。

[堀添 健登壇、拍手]

○49番 堀添 健 私は、みらい川崎市議会議員団を代表し、令和7年第1回定例会に提案されました諸議案及び市政一般について質問いたします。

去る1月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、都市インフラを適正に管理運営することの重要性を改めて示しました。転落した車両の運転手の方の安否はいまだ不明

であるとともに、道路陥没が広範囲に及んだため、応急復旧でさえ年内いっぱいかかる見通しとのことです。一日も早い救出と本格的な復旧を心から祈念いたします。川崎市は市民に最も身近な行政であるとともに、生活基盤の多くを担い、支えています。都市インフラを適切に維持、整備するためにも十分な職務体制や技能、技術の継承が重要となっています。本年は川崎市にとって新たな100年が始まるスタートの年となります。私たちみらい川崎市議会議員団は、全ての市民が安心して誇りを持って住み続けることができる川崎市を実現するためにこれからも全力で取り組んでいくことを表明し、以下、質問をいたします。

令和7年度施政方針について市長に伺います。市長は市政運営の基本姿勢として、困難な課題に対しても組織の壁、行政の壁を越えたオール川崎で社会全体の最適化につながるよう取り組んでいくとのことです。初めに、特別市についてです。昨年11月に総務省が立ち上げた持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会の下に、大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループが設置され、これまでに3回の会合が開催されました。既に市長や神奈川県副知事も意見聴取に臨んだとのことです。ワーキンググループの検討状況に対する見解を伺います。また、特別市に移行した場合、本市への財政的な影響額は歳入歳出とも1,700億円程度との試算が示されていますが、その内訳を伺います。さらに、警察事務の在り方や区の住民代表機能の考え方など、これまで指摘されてきた諸課題に対する検討状況について具体的に伺います。今後、指定都市市長会として本年7月までに取りまとめ、国への提言活動を始める予定とのことです。スケジュールを含め、進捗状況を伺います。

次に、区役所改革についてです。誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくりとして、デジタル技術の著しい発展や地域コミュニティの重要性の高まりを踏まえ、区役所機能を強化するために区役所改革の基本方針改定に向けた検討を進めていくとのことです。現在の区役所の課題をどのように認識しているのか、併せて改革の方向性についても伺います。また、特別市制度法制化に向けた指定都市市長会の提言では、大都市の一体性を確保し、迅速な意思決定を可能とすることを考慮しながら、住民代表機能を強化、担保し、区行政に対する議会の意思決定機能やチェック機能を強化することが示されています。改定する基本方針の中でも特別市を視野に入れた具体的な検討が必要であると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、川崎市総合計画の改定についてです。昨年5月に示された川崎市総合計画改定に向けた基本的な考え方では、環境変化に機動的かつ柔軟に対応していくとともに、より市民に分かりやすい計画とするため、実施計画の構成を抜本的に見直し、第4期実施計画の構成等について、令和7年5月頃公表予定の川崎市総合計画改定方針に示すとしています。改定作業の進捗状況について具体的に伺います。また、我が会派は、この間、アウトプット型の成果指標からアウトカム型にシフトするよう求め、総務企画局と共に事業局に対し改善を促してきました。改定する総合計画における実施計画では成果指標をアウトカム型で設定することを基本にすべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、出資法人全般について伺います。まず、次期出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針の策定についてです。本方針は平成30年度に策定された出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針に基づき4年ごとに改定されており、令和7年度は令和8年

度から始まる次期方針の策定年度に当たります。これまでの方針を踏まえ、主たるポイントなど、どこに焦点を置き取り組むのか伺います。また、議会報告を含め、今後のスケジュールを伺います。次に、人的関与についてです。今年度末に退職予定の市職員に対する再就職候補者選考委員会が昨年11月及び12月下旬に開催されています。摘録を確認したところ、選考委員からは、同じような経歴を持つ市職員を推薦すると出資法人側の人事が硬直化するため、多様な人材を求める可能性について言及があります。これまで我が会派も適材適所や民間のノウハウを持った人材登用を求めてきたことから選考委員の考えと軌を一にするところですが、実際は幹部級における外部人材の登用はほぼありません。かわさき市民放送株式会社では好事例が発揮されていることから、出資法人の機能強化の観点から、新たな人材登用について本市として積極的に関与すべきと考えます。見解と対応を伺います。次に、退職職員の再就職における不正防止についてです。過去に国官僚による天下りのあっせん等の不祥事が相次いだことから法が整備され、それに準拠する形で本市においても川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱を定めており、第10条では、離職職員は、再就職の打診または依頼等は行わないものとする規定しています。しかしながら、実態は退職予定職員による出資法人への事実上の就職活動が頻発していることも確認しており、所属部署による犯人捜しが怖いために不正があるにもかかわらず声を上げることができないといった市職員の悲痛な声も寄せられています。市職員の再就職を所管する人事課においては各局に対し速やかに実態調査を行うべきと考えます。対応を伺います。

また、離職前に出資法人への就職活動を厳禁する文書を発出すべきと考えます。担当の加藤副市長に対応を伺います。

次に、民間活用(川崎版PPP)推進方針の改定について伺います。本方針は原則として5年ごとに見直しを実施することが定められていることから、課題解決や改善、強化等が必要な点の改定を行うとのこと。初めに、優先的検討対象事業についてです。今後、早い段階から民間に周知し、民間側に参画に向けての検討、準備を促すことや、優先的検討にかかわらず、民間事業者への情報発信を行っていくことでポテンシャルの確認及び効率的な事業推進等が図れるとする一方、早く手をつけた業者の優位性等への懸念があります。公平性と公正性の確保及び市内事業者の参画等の観点を踏まえ、見解と対策を伺います。次に、事業期間についてです。各案件の事業内容や規模等を踏まえ、適切性と妥当性を見極めることが肝要です。事業期間の設定方法の明確化と適正化を図るための取組について見解と対応を伺います。また、専門性の高い施設の運営事業に対して、専門職との連携強化や人材育成を実施することによりモニタリングの強化を図るとしていますが、形骸化をなくすために事業期間に応じた段階的な指標の設定など、効果的かつ実効性を高める取組について見解と対応を伺います。次に、民間活用を採用したことにより、施設等利用者の声や市民意見が事業者が届きにくい、対応に時間がかかるといった声も仄聞します。市民意見を反映しやすい仕組みづくりについて見解と対応を伺います。

次に、令和7年度川崎市予算案について伺います。令和7年度当初予算案は、一般会計で約8,927億円、前年度と比べ2.5%、約215億円の増となり、2年連続で過去最大となっています。歳入では市税収入が約4,048億円、前年度比5%、約194億円の増で、4年連続過去最大の見込みとなっています。昨年度と同様、他都市と比較しても堅調な様子が見えませんが、主たる要因について伺います。また、固定資産税が23億円の増と見込んでいま

すが、その要因について伺います。この部分についての答弁は結構です。

次に、予算と収支フレームについてです。令和6年度当初予算では、職員給与費の増や物価高騰により管理的経費、政策的経費が約218億円の増、歳出全体では約304億円増となったため、収支フレームの収支不足見込額120億円に対し、減債基金からの新規借入額を157億円計上しています。現時点での見通しについて伺います。また、令和7年度予算案では、同じく職員給与費の増や物価高騰により管理的経費、政策的経費が約277億円の増、歳出全体では約349億円増となっており、収支フレームでの収支不足見込額約49億円に対し、減債基金からの新規借入額を92億円計上しています。新規借入額がほぼ倍増となった要因について伺います。令和5年度決算では減債基金借入額に対し10億円の返済を行ったものの、仮に2年連続で収支フレームを大幅に超える新規借入計上となれば実質的な赤字運営の慢性化を危惧せざるを得ません。見解を伺います。さらに、一般会計当初予算規模は2.5%増の過去最大とのことですが、この1年間の消費者物価はおおむね3%程度上昇しており、一般会計予算額の伸びを上回っています。今後も加速的に人件費や物価高騰が続くと想定される中で、様々な施策や整備事業等への影響評価と対応について伺います。次に、市債についてです。令和7年度予算を反映した市債残高は年々拡大し、約1兆1,700億円となっています。金利上昇の影響と今後の見通しについて伺います。また、公共施設の老朽化やライフラインの整備や再開発事業を迎え、市債発行額の増大も想定されます。これまでどおり減債基金の確実な積立てが必要ですが、見解と対応を伺います。

次に、市長予算査定項目について伺います。初めに、介護人材の確保に向けた取組についてです。福祉人材の確保、定着に向けた取組として約3億1,000万円が拡充され、家賃補助や資格更新に係る受講料全額補助等が含まれています。地域包括ケアシステムの構築に向けて人材確保が必要不可欠ですが、このような取組の広報や働きかけをどのように行っていくのか伺います。

次に、病院事業における物価高騰等への対応についてです。一般会計より負担金として病院事業に前年度より約9億4,000万円増の約90億8,000万円の繰入れを計上しています。昨今、県では、公立病院の赤字が増加し、病院経営緊急対策会議仮称を設置するとのことですが、本市の病院経営の見通しについて具体的に伺います。関連して、個別事業の予算計上についてです。昨年、決算審査特別委員会において、我が会派の議員より、過去10年間の調査を行った結果、医療紛争損害賠償示談金の予算計上が増加しており、適正化を求めたところ、令和7年度の予算編成過程において検討していく旨の答弁でした。どのように対応されたのか伺います。

次に、包括外部監査報告の指摘を踏まえた今後の財政運営における基金の運用について伺います。初めに、効果的な運用の方向性について伺います。次に、急激な物価上昇を受ける中での次期財政収支フレーム作成における大規模投資事業の検討に際し、事業局との調整及びその方向性について見解と対応を伺います。

次に、公共ホールの在り方を踏まえた検討状況中間報告について伺います。公共ホールの在り方では、これまで施設が持つべき機能の整理や適正配置を進める上での基本方針や具体的な取組の進め方が示されてきた中で、1月23日の総務委員会での中間報告において、本市のホール機能を有する19施設のうち、幸市民館、国際交流センター、男女共同参画センター、市民プラザ、能楽堂の5施設が課題施設として抽出されました。初めに、対象施

設の抽出方法についてです。今回、利用合理性——本番稼働率や経済合理性——利用者当たりのコストを評価指標に用いていますが、利用合理性の課題が指摘された国際交流センターと男女共同参画センターについては問合せも多く寄せられており、過去には議会でアクセス向上や利用用途の制限について改善要望がなされるなど、対応を求めてきた施設です。改善を怠ってきたのは行政の不作為であり、本番稼働率が少ないと評価する前に、指摘されてきた課題を改善した上で検討を図るべきです。見解と対応及び所管局における国際交流センターの課題改善に向けた取組について具体的に伺います。

また、アクセスに課題がある施設については当然地域利用が多いことが容易に想定され、それらの特徴は中間報告の中でも指摘されています。アクセス性と本番稼働率の相関関係について見解を伺います。さらに、この相関関係を分析、検討した上で、その結果を利用合理性等に反映して評価すべきと考えますが、見解と対応を伺います。あわせて、今後、利用用途ごとに他施設への需要移転の可能性を検討しながら、機能、規模の見直しの検討を進めるとのことですが、これらの課題施設については廃止も視野に入れた見直しを行うのか伺います。

次に、次期川崎市農業振興計画について伺います。現計画の策定から8年が経過し、農業者のさらなる高齢化や技術革新等による新たな取組など、農業を取り巻く環境は変化しています。令和7年度に実施される次期計画策定に向け、現計画で進展が見られなかった事業の今後について及び新技術等をどのように取り入れていくのか確認します。初めに、農業振興地域における課題についてです。本市には、早野、黒川上・東、岡上と4か所の農業振興地域がありますが、法改正が行われない限り、農地として活用することを義務づけられています。しかし、農業者の高齢化に伴い、遊休農地や違法転用など課題がある地域もあり、次期計画には抜本的な改革が求められます。特に観光農業を掲げる岡上には、小売店やトイレ、飲食店などが地域にない課題があります。営農団地内のアスベストが含まれるとされる老朽化した施設の建て替えにより課題解決が可能であると従前から訴えてきましたが、現計画では全く進展しませんでした。我が会派議員の質問に対し、計画に位置づけがなければ何もできない旨の答弁があったことから、次期計画では建て替え改修を明記し、位置づけるべきと考えます。見解と対応を伺います。また、農家レストランなど地産地消を看板にした戦略で成功した事例もあり、本市でも取り組むことを提案しますが、見解と対応を伺います。さらに、早野では産廃処理場や工場など違反転用が多く、早急な改善が必要です。見解と対応を伺います。加えて、昨今の異常気象により想定どおり収穫できない事例も増え、一層農業者のモチベーションに影響を与えることが懸念されます。そこで、農業振興地域内にスマート農業を活用する植物工場誘致を検討すべきと考えますが、必要な条件や課題について伺います。

次に、農業者所得の課題についてです。農業振興地域には稲作耕作地が多い一方、自家用米のみ耕作している農家も多く、収益にはつながっていない実態があります。現計画に引用されている川崎市農業実態調査によると、2割を超える世帯が農業収入ゼロ円であり、200万円未満は76%を占めるなど、農業が魅力ある産業となるよう、農業所得向上に向け、様々な施策展開が必要としながら、この間、大きな進展はありません。水田で耕作可能な作物には高級食材のマコモダケやレンコンがあり、特にイネ科のマコモダケは神奈川県が産地であり、生産者によると耕作方法は比較的簡易な上、販売価格が高く、収益の増が期

待できることから、本市がマコモダケ産地となるよう支援等について見解と対応を伺います。次に、農業者の育成についてです。現在、岡上では、明治大学農学部をはじめ4大学の学生が地元農業者の指導の下、ブドウ畑の管理からワイン醸造、販売まで一連の作業に取り組んでいます。また、明治大学は黒川に研究農地を保有しており、農業を学ぶ学生を多く指導していますが、その学生がなりわいとして農業を選択することが現状では難しいと仄聞します。本市では農業職は20年ほど採用されておらず、農業振興地域を有しながら専門的知見が乏しい実情があることから、専門知識を有する若き農業者を受け入れることは本市の農業活性化につながる可能性もあり、有効と考えます。農業振興地域には様々な制限が付されていますが、本市の農地で研究や作業に従事した学生や農業で生計を立てることを目指す人材の受入れについて次期計画に位置づけるべきと考えますが、見解を伺います。次に、太陽光発電の活用についてです。本市では、令和7年度から、一定条件の下、太陽光発電設備整備を義務化します。昨今はヨウ素を原料としたペロブスカイト太陽電池が開発され、日本のメーカー数社が量産体制を検討している状況です。ペロブスカイトは薄くて軽いため、農地のハウス等にも設置が可能となります。農地では自走式草刈り機の充電やスマート農業など電力需要も高く、農業用太陽光発電設備整備を積極的に推進するため明記すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、太陽光発電設備等の設置義務化についてです。本市では令和7年度から一定の条件の下で新增築する建物について太陽光発電設備等の設置が義務化されます。それにより市内で太陽光発電設備の需要増加が見込まれることから、令和5年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内事業者の育成が急務であるとし、各メーカーの住宅用太陽光発電設備を施工するために必要な各社が発行する施工ID研修の受講費用を負担し支援しましたが、資格取得者は27社、延べ155名にとどまりました。執行率が想定を下回ったことについて見解を伺います。一方で、本市における戸建ての建築物確認申請件数は各区とも例年400件から600件あります。本格実施となる令和7年度以降の市内事業者の育成支援の在り方について見解と対応を伺います。

また、事業継承の課題は電気工事事業者も例外ではなく、神奈川県が全国で最も深刻となっているとのデータも示されています。本市の新たな取組を契機とした機会を創出することにより将来的な展望を与えるきっかけになることが想定されます。本市の研修支援を活用して資格を取得した事業者を積極的に活用するスキームを構築することにより、本市の技術者不足や事業継承の課題など様々な波及効果が期待されます。見解と対応を三田村副市長に伺います。次に、体育館等空調設備の整備についてです。ペロブスカイト太陽電池が開発されることにより、重量物を載せられない屋根への設置も進む上、体育館屋根に貼ることによる断熱効果や自家発電による災害対応等メリットは大きいことから、メーカーが量産体制に入る前の今から積極的に各メーカーにアプローチし、確保に努めることについて見解と対応を三田村副市長に伺います。

次に、ポリ塩化ビフェニル——PCB廃棄物について担当の三田村副市長に伺います。令和6年8月に上下水道局の2つの施設から、これまでの調査で見逃されていた高濃度PCB廃棄物が新たに発見されたことに対し、令和6年第3回定例会の我が会派の代表質問において、担当の三田村副市長から、あってはならないことと考えており、全庁的に徹底した再確認を実施する旨の答弁がありました。このような中、労働会館の改修工事現場

において、新たに高濃度PCB廃棄物を含む照明器具安定器2台が確認されたと、1月30日に議会に報告がありました。これまでの全庁調査の対象は、高濃度PCB安定器を使用していたとされる昭和32年1月から昭和52年3月までに建築された建物及び工作物としており、労働会館は昭和56年に建築されたため、調査対象外とした施設でした。この間の議会でのやり取り等を鑑みると対象施設以外は調査しないといった消極的な姿勢や危機意識の甘さを指摘せざるを得ませんが、この間の調査の在り方について十分と考えているのか、見解を伺います。また、法定処分期限は過ぎているものの、事業終了準備期間である令和8年3月末までの完全処分に向けた本市の取組姿勢を伺います。さらに、万が一、今後新たに発見され、期限内に処分が間に合わなかった場合の対応等について伺います。

次に、アピアランスケア助成制度の創設について伺います。同制度については、令和4年3月の予算審査特別委員会で我が会派の故飯塚正良議員が、がん治療当事者としての視点と他都市の先例等を踏まえ、最後に取り上げた課題であり、制度創設を強く要望してきたところです。ようやく令和7年度予算案に助成制度の予算が計上され、指定都市で初めてがん患者のみならず、先天性、事故、がん以外の病気の方なども対象としたことは評価できますが、ウィッグ助成などは他都市で既に実施されており、遅きに失した感があります。予算額は2,512万円とのことですが、闘病中の対象者等も多い中、対象者であることの証明をどの程度を求めるのか伺います。この質問については他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

さらに対象者への効果的な周知、広報について具体的に伺います。

次に、二十歳を祝うつどいについて伺います。初めに、心身障害者二十歳を祝う会終了に伴う対応についてです。特別支援学校の卒業生のために開催されていた二十歳を祝う会が今年で終了し、来年度からは二十歳を祝うつどいへの参加を促すとのことですが、来年度以降は重度障害者の参加もあり、そのための優先席を用意してきたとのことですが、来年度以降は障害者の参加数が大幅に増えることが想定され、受入れ体制の強化、当事者や家族に対する事前の詳細な説明や必要な配慮についての情報収集及び出欠確認時期を早めに設定するなど、緻密な対応が必須です。見解と対応を伺います。また、送迎のための車寄せや駐車スペース、トイレや介助用ベッドの確保、音や人混みに敏感な方のためのクールダウンスペースや控室などの整備も検討すべきと考えますが、見解と対応を伺います。さらに、企画等にインクルーシブな視点を加えるなど、プログラムの工夫は必然です。見解と対応を伺います。次に、分散開催についてです。現在高校3年生向けの案内では、工事による影響で会場は未定とアナウンスされていることから、当事者や保護者からは地元開催を望む声が寄せられています。我が会派は従前より等々力周辺住民の負担、一部若者対策による警察への負担、各種協力団体の負担等も勘案し、各区での開催を提案しています。先ほど指摘したとおり、来年度以降は障害者の参加が一層増えることが想定されることから各区での開催を検討すべきと考えます。改めて見解を伺います。

次に、放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性案について伺います。初めに、担い手の確保についてです。2月7日に開催された川崎市青少年問題協議会において、子どもの居場所について担い手不足が課題との説明がありました。居場所の新たなツールとしてSNSやオンライン等の活用を検討すべきですが、見解と対応を伺います。次に、学童期の居場所づくりについてです。現在、放課後の居場所については、わくわくプラザ、

みんなの校庭プロジェクト、地域の寺子屋と重複するような施策があり、見守り体制の役割分担や人材の確保などが課題と考えます。効果的、効率的な実施に向けた検討を行うとのことですが、具体的な進め方について伺います。とりわけわくわくプラザについては、施設の狭隘化、老朽化やバリアフリー対応の遅れに加え、全児童対策にもかかわらず、中高学年があまり利用しない実態があります。子どものニーズに合わせて見直す必要があると考えますが、見解と対応を伺います。

次に、自動運転バスについて伺います。1月27日から自動運転バスの実証実験が始まり、令和9年度中にレベル4の自動運転バスの実装に向け、令和7年度予算においては1億8,000万円計上されています。試乗した際には路上駐車や通行車両が多く、車線変更等においても課題が散見されました。今回の実証実験の総括と見いだした課題及び今後の対策について具体的に伺います。次に、信号機との連携についてです。信号機の情報がバスと連携されることで急ブレーキ回避などが可能となり、より安全でスムーズな運行が可能と考えます。現在は1か所だけですが、レベル4運行に向けたインフラ整備等について見解と対応を伺います。次に、川崎病院線についてです。今回、当路線については、自動運転ではなく、完全手動での運行でした。今後のレベル2からレベル4運転に向けた具体的な課題と取組について伺います。

次に、等々力緑地再編整備事業について伺います。初めに、整備事業費についてです。本事業は、施設の老朽化や防災対策の充実、社会環境の変化への対応など新たな課題が顕在化していることから、PFI方式に基づく事業手法を活用し計画されています。令和3年の契約締結時には事業費として約633億円が示されていましたが、令和6年11月には突如約1,232億円と2倍近く増大することが示されました。川崎とどろきパーク株式会社—KTPによると、内閣府が6月に改正したPFIに関するガイドラインにのっとり概算工事費を算出した結果とのこと。1月31日のまちづくり委員会資料によると、これまでKTPは、令和6年2月に本市に物価変動の対応を事前相談し、11月には概算工事費を算出し、対応を要望しています。ところが、この間、議会へは5月23日のまちづくり委員会でも事業内容の報告のみでした。その後、12月に事業費増額の資料が提供され、1月31日のまちづくり委員会で正式に報告されました。それまでの間、庁内でどのような議論、検討が行われ、なぜ議会報告が遅れたのか、その理由についてそれぞれ具体的に伺います。

また、我が会派の聞き取り調査では、このような重要案件について副市長が出席している会議ですら議事録が存在しないことが判明しました。本市の財政に多大な影響を及ぼす事業について議事録を残すことは市の方針として定めるべきと考えます。藤倉副市長に見解を伺います。

さらに、本予算議案には債務負担行為で271億円余が計上されています。内訳を確認すると、新たな改定に用いる物価指数で算出された額が約171億円、アスベスト処理費用として約99億円、施設維持管理運営費で約2億円とのことですが、それすら委員会資料には具体的に記載されていません。この件についても委員会でも説明がなされていませんでしたが、算出根拠及び検討内容、今後の契約までの取組について詳細に伺います。次に、モニタリング等支援業務及び官積算についてです。令和5年度から令和11年度までにかけて2億7,000万円で日本経済研究所とモニタリング等支援業務契約を締結しています。これまで同事業者から得られた知見及び効果について具体的に伺います。また、このたび、官積算の

ために新たな事業者と契約するとのこと。両事業者の役割が重複しないのか、それぞれの役割について伺います。

さらに、事業継続と判断したことについて、投資的事業としては巨額な契約変更につながることも、さらなる精査が求められます。市長の見解を伺います。

次に、事業の周知についてです。本事業については主に金額や特定の施設に関心が集まり、計画全体の内容について市民に十分認知されていないと考えます。特に今後進められる自由提案施設などの情報については、市民の理解と関心を深めるため、より積極的な周知、広報が必要です。そこで、本計画の全体像や進捗状況、自由提案施設の内容について、市民に対し幅広く情報発信を行うべきと考えますが、見解と対応を伺います。また、今後、植栽計画が示されるとのことですが、中原区では市民に親しみがある桃の木を求める声など、植栽については市民の思いを勘案した計画の策定が必要と考えます。見解と対応を伺います。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについてです。3月22日から4月13日まで春フェアが実施されます。2月12日のまちづくり委員会では、秋フェアの振り返りとともに春フェアに向けた取組が報告されたので確認します。初めに、開催日程についてです。4月13日の最終日に総合閉会式を実施するため、国、県、市の各級議員をはじめ、県内外行政機関、実行委員会、都市緑化関係者など約2,000名を招いて式典を実施するとのことですが、当日は2025年日本国際博覧会の開幕日と重なっています。大阪万博の日程は令和2年12月25日に公表された一方、本市のフェアは約2年後の令和5年2月に公表されており、どちらも国税が投入される国家イベントであることから、本来であれば重複を避けて調整すべきと考えます。そこで、本市フェアの開催期間及び閉会式の日程調整はどのように決定したのか、その経緯及び判断した根拠について詳細に伺います。次に、パンフレットについてです。令和6年第4回定例会で我が会派は、秋のパンフレット76万部の約45%に相当する34万部が市民の目に触れることも、報告されることもなく、処分されることを明らかにしました。業者に委託し、トイレットペーパーにリサイクルするとのことですが、その量及び委託費等について伺います。また、秋のパンフレットは全て処分するのではなく、秋の様子等を周知する目的で各会場内に配架するなど有効活用すべきと考えます。見解と対応を伺います。さらに、半分近くが廃棄となる失敗を繰り返さないため、春については市政だより特別号として冊子化し、全戸配布することを提案しました。報告によると、冊子化ではなく、A3サイズ2枚分をつなげたサイズを蛇腹に折り畳む形式を採用し、市政だよりのノウハウを活用し全戸配布するとのこと。秋のパンフレットは、総合版が表紙を入れて16ページ、各会場版は24ページずつあり、4冊を合わせると88ページでしたが、春は総合パンフレットの8ページ分に集約されています。これではフェアの存在を知らない市民に対し、周知し、魅力を伝え、来場を促すツールとして十分とは言えないと考えます。そこで、全戸配布するにもかかわらず、内容を極端に減らした理由及び全市民に周知する内容として十分と判断した根拠について具体的に伺います。

次に、災害への対応について伺います。初めに、トイレ対策についてです。発災当初から迅速に使用できるトイレ環境を整えるため、携帯トイレを新たに約95万枚調達し、指定避難所などに2日分の備蓄を確保するとのこと。これまでの川崎市備蓄計画では3日分としながら2日とした根拠について伺います。さらに、新たに指定避難所の備蓄倉庫に

保管される携帯トイレは100枚入りの段ボール箱で5,320箱となり、170か所で平均約31箱の備蓄が増えることとなります。避難所によっては、備蓄品を精査し、優先度の低いものを別の保管場所に移動する、廃棄するといった対応が必要になりますが、見解と対応を伺います。あわせて、市立学校でも児童生徒用として新規で36万枚備蓄されることとなり、段ボール3,600箱分の保管場所が校内に必要となりますが、見解と対応を伺います。次に、備蓄トイレに関し、令和6年第1回定例会の我が会派の代表質問に対し、避難所運営会議や関係局区と連携して取組を進めるとともに、避難所運営マニュアルの見直しを進めてまいりますとの答弁でした。その後の進捗を伺います。次に、マンホールトイレの整備についてです。令和7年度予算では新規で9,100万円余が計上され、市内全避難所等への整備に向けた基礎調査を実施するとのこと。調査の概要について伺います。また、令和6年11月に指定避難所等におけるマンホールトイレ整備手法の検討に関し、PPPプラットフォームにて民間事業者との意見交換会を実施しています。事業者から出された意見とそこから見いだした課題及び今後の対応について伺います。さらに、その資料によると令和6年度に基礎調査を開始するとしていましたが、令和7年1月30日に入札不調になったとのこと。今後の整備スケジュールへの影響及び対応について伺います。加えて、本事業については、危機管理本部、教育委員会、環境局、上下水道局が綿密に連携して実施することが肝要です。その上で進捗管理はどこが担うのか、明確にすべきと考えますが、見解と対応を伺います。

次に、避難行動要支援者に対する災害時個別避難計画の作成についてです。令和7年度予算では、ケアマネジャーへの伴走支援等の取組を拡充するため、合わせて8,600万円余が計上されています。令和7年度末までに優先対象者の個別避難計画作成が努力義務となっている一方、作成を希望しないケースもあるとのこと。これまでに対象者全体に対して作成意向を確認した割合と作成に至った割合をそれぞれ伺います。また、伴走支援を拡充しても、ケアマネジャー自身の負担軽減を図らなければ効果は限定的になると考えます。様式の記入項目の優先順位づけや見直しなどを行うことや、横浜市のように同意書を市から対象者に直接送付し、本人、家族作成用の手引を用意することなどの対策を取るべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、大規模道路陥没事故を受けた対策について伺います。初めに、本市が八潮市の事故を受けて実施した下水道管路施設に対する緊急点検の結果について伺います。また、腐食のおそれが大きい箇所については法により5年に1回以上の法定点検が義務づけられていますが、事故発生箇所は対象外だったと報道されています。そこで、本市での法定点検箇所数及び検査状況、また、本市における同様の事故発生の可能性について見解を伺います。あわせて、これまで本市で発生した陥没事故件数及び被害状況等について伺います。さらに、八潮市の事故は、県の自主的な定期点検による危険度判定から直ちに補修する必要はないと判断されていたにもかかわらず、発生しています。今後、未然に事故を防ぐためには健全度予測やリスク評価にAI等の最新技術を採用することも検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。現在、市は管渠再整備重点地域から計画的な再整備を行っていますが、計画を見直す必要性について伺います。次に、点検作業方法についてです。現状は、点検対象となる管に作業員が入って目視で実施しているとのことですが、特に下水道管は硫化水素が発生し危険を伴うため、作業員の負担も大きく、課題と考えます。昨今

は管の中を調査可能なドローンも開発されており、本市でもドローン等を活用した点検方法を導入すべきと考えます。見解と対応を伺います。

次に、病院事業全般について伺います。初めに、市立川崎病院医療機能再編整備事業についてです。令和7年1月、市立川崎病院の救命救急センター棟新築工事中に大量の地中障害物が発見されました。特殊な機械を使った掘削作業が2月下旬から4月中旬頃までかかる見込みとのことですが、既存棟改修工事に及ぼす影響について具体的に伺います。次に、昨年の入札不調から計画変更となった既存棟改修工事についてです。川崎病院が担う役割の重要性を鑑みれば、さらなる遅延は許されません。これ以上の遅れを出さないためにもまちづくり局との連携が重要ですが、見解と対応を具体的に伺います。次に、市立多摩病院に対する指定管理者制度活用事業中間評価についてです。1月23日の健康福祉委員会で報告がありました。同病院は平成18年2月1日から令和18年3月31日まで指定管理者制度が導入され、聖マリアンナ医科大学が指定管理者として運営しています。今回の評価対象期間は、平成18年2月から令和6年3月までの約18年間となります。委員会に示された中間評価シート本編の資料はA4サイズ僅か8ページのみで、評価内容も前例踏襲的であり、18年間の評価として極めて薄い内容でした。とりわけ我が会派が指摘したのは、昨今の民間企業では必然となっている企業統治や内部統制制度、危機管理体制の整備、財務分析といった病院経営におけるガバナンス等の諸整備を指定管理者が適切に実行しているのか、また、それを病院局が管理監督しているのかといった観点です。残念ながら、委員会質疑では従前のマニュアルに沿って行っているとの答弁があり、中間評価シート策定過程において我が会派が指摘してきた事項などは全く議論されていない実態が明らかになりました。病院事業は企業会計であるがゆえに、機械的な評価を行うのではなく、質の高い評価を行うことが病院事業全体に対する社会的信用の向上につながります。担当部署においては、速やかに修正、加筆するなど改善すべきと考えます。見解と対応を伺います。同指定管理者については、過去に精神保健指定医資格の不正取得問題などで厚生労働省から行政処分された経緯があり、本市も立入検査を行っています。通常あり得ない事案が生じながら、本評価シートへの記載は一切なく、これでは透明性や説明責任、再発防止策をどのように果たしてきたのか、全く読み取れません。過去の不祥事等からの再発防止策がどのように取り組まれ、現在の安心・安全な医療サービスの提供につながっているのかを修正、加筆の際は検討すべきと考えます。見解と対応を伺います。

また、市長事務部局所管の指定管理者を評価する場合は、通常、民間活用事業者選定評価委員会で評価することになっています。病院局の場合は本評価シートを作成するに当たり、川崎市立病院運営委員会で評価、議論したとのことでしたが、議事録を確認したところ、本評価シートに対する説明こそあれ、議論はほぼありませんでした。そもそも議論するに当たり、指定管理者が同席していること自体疑問です。これでは適正なモニタリングを行うことはできません。今後は市立病院運営委員会と指定管理者の評価を明確に区分する制度設計を求めます。見解と対応を病院事業管理者に伺います。

さらに病院局からの回答では、中間評価シートを作成するに当たり、総務企画局及び財政局と調整会議を行ったとのこと。摘録を確認したところ、総務企画局からは、追記加筆することや病院施設の点検について、病院局が指定管理者側の意見のみをうのみにし、問題ないとしていることに苦言を呈する指摘もありました。病院局に対し、プロ意識を持

って取り組んでいただきたいとの厳しい声も記載されています。我が会派の懸念と同様の指摘です。病院局自身で適切な中間評価シートを作成できないのであれば、修正、加筆の際に関係局による一層のサポートを行うべきと考えます。対応を伺います。

次に、教員不足への対応について伺います。令和7年1月1日時点における本市教員の未充足は202.5人となり、ますます深刻な状況となっています。我が会派は、これまでも教員確保のための新たな採用手法や工夫について提案してきました。令和6年度は、夏、秋、冬と3回にわたり複数回採用選考を実施しましたが、採用状況及び来年度に向けての課題と対応について具体的に伺います。次に、本年度も小中学校について一般任期付教員採用を実施しましたが、応募者が124人から98人と減少し、募集数60人に対し51人の合格となっています。辞退者があればさらに少なくなることも想定されますが、現在の状況を伺います。

また、令和6年第2回定例会の我が会派の質問に対し、教育長からは、私が先頭に立って教員不足の解消に向けた取組を推進していかなければならないとの答弁でした。退職教員の再任用希望や非常勤講師の確保状況を含め、令和7年度4月当初に全学級に担任を確保できる見込みがあるのか、教育長に伺います。

次に、非常勤講師の勤務条件の改善についてです。本市の教員約6,500人のうち非常勤講師は1,200人余りとなっています。年間最大任用週数を35週から52週に引き上げるとのことですが、検討の経緯と見込まれる効果について伺います。また、下限42週を新たに設定することですが、課題と対策を伺います。次に、教員採用者に対する奨学金返還支援事業についてです。我が会派が提案した教員採用者への奨学金返還支援が令和8年度採用者から実施されることとなりました。対象者40名に10年間で最大200万円を支援することですが、設定の根拠を伺います。また、教員採用試験の成績上位者が対象とのことですが、大学3年次在籍者推薦、複数回選考など、選考過程が複雑化する中、公平、透明な支援基準を設定すべきです。見解と対応を伺います。

次に、市立学校における授業時数不足について伺います。本事案は1月23日の新聞報道により明らかになりましたが、高校受験さなかの中学3年生も影響を受ける事態となっています。また、本事案の問題点は、報道からの取材で授業時数不足が判明するまで各学校からの公表や報告は一切なく、教育委員会事務局もその実態を把握していなかったという事実です。初めに、事実関係についてです。2月10日の教育委員会事務局が行った報道発表によると、最初に授業時数不足が判明した宮崎中学校以外にもさらに6校、合計7校において授業時数不足が見込まれることが確認されました。そもそも当該校らは、教育委員会事務局が調査に入ったこの時期までなぜ公表してこなかったのか伺います。また、時間割の弾力運用は学校現場の裁量に任されていますが、なぜ教育委員会事務局は各校の実態をこれまで把握してこなかったのか、具体的に伺います。さらに、過年度分の授業時数について不足はなかったのか懸念されます。伺います。

次に、再発防止策について教育長に伺います。今回、示された再発防止策では、教育委員会事務局が各校の授業時数確保の状況を確認するとしていますが、誰がどのように行うのか不明確です。我が会派は、これまで再三にわたり区教育担当が機能していないことを指摘していますが、今後はどの部署が責任を持ち、各校を監督するのか伺います。この部分につきましては他会派の質疑で理解しましたので、答弁は結構です。

また、各校では、今回の事案を教訓としてどのように内部統制機能を改善するのか伺います。次に、生徒らへの謝罪と教職員の処分について教育長に伺います。対象となった7校については学校教育法施行規則を遵守しておらず、教職員が誤った認識を持ちながらも、それを放置したまま公表せず、結果として大人の都合で受験生を含む生徒らに負担を強いっていることは教職員の働き方改革と別問題であり、猛省すべきと考えます。しかしながら、2月10日時点の聞き取り調査では、保護者説明会の実施や謝罪、また、教職員の処分についても指導課は未検討としています。宮崎中学校では保護者説明会を実施したとのことですが、他の対象校においても保護者説明会を実施し、事案の公表を行っていなかったことや中学3年生に負担を強いたことを直接謝罪するといった誠実な姿勢を見せることが学校教育の信頼回復への第一歩だと考えます。見解と対応を伺います。関連して、この間の教育委員会事務局及び学校現場における不祥事についてです。ここ数か月を振り返ってみても、市立豊学校における児童生徒の個人情報漏えい、紛失、学校プールの止水忘れ、市立川崎高校附属中学の入試解答作成ミス、個人情報を含む職員通報書、いわゆる公文書の紛失など、内部統制の欠如が著しい状況です。我が会派は、個人情報の漏えい対策等についても市情報セキュリティ基準を学校現場に適用することを提案するなど、トラブルを未然に防ぐためのリスクヘッジの考え方を当局に協力的に行ってきました。しかしながら、それが現場で実行されなければ意味をなしません。これまでの反省点と今後の取組について具体的に教育長に伺います。

次に、市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告書について伺います。2月12日に文教委員会報告において令和2年度に策定されて以降の取組状況等をまとめた検証報告書が示されましたが、我が会派議員の指摘により、報告書内に約40か所以上の数値等の誤りが発覚し、訂正される事態となりました。数値は客観的事実に基づく基礎資料であり、定時制課程の在り方検討の必要性など、今後の方向性を議論する中で多大な影響を及ぼす可能性があります。それにもかかわらず、既に統廃合され、現在は存在していない幸高等学校商業科の記載や充足率等の数値が誤っていたことは、信憑性のない資料に基づき委員会で議論された状況であり、甚だ遺憾です。教育長に所感を伺います。

また、経緯と再発防止策を具体的に伺います。次に、報告書では、川崎高等学校及び附属中学校は学習指導要領等によらない特別の教育課程の編成が可能ですが、コロナ禍の影響等により実施できなかったとのこと。今後の取組についてスケジュールと併せ具体的に伺います。

次に、学校施設における体育館空調設備整備の推進について伺います。初めに、予算についてです。熱中症対策や災害の発生状況等を踏まえ、体育館等への早期の空調設備の整備に向けた取組として約2億9,000万円を計上しています。整備に当たっては、国の空調設備整備臨時特例交付金を活用するとのことですが、令和7年度の予算額及び今後の見込みについて伺います。あわせて、関連工事も適用範囲とのことですが、今後、実施される体育館の再生整備、予防保全のうち断熱に資するものについては当該交付金の活用を検討すべきです。見解と対応を伺います。次に、整備方針の策定についてです。策定費として2,530万円が計上されています。令和6年第3回定例会代表質問で我が会派が指摘したとおり、体育館は学校施設長期保全計画に基づき再生整備や予防保全が実施されており、本計画と整備方針の整合性を図るべきと考えます。見解と対応を伺います。また、整備方針の策定

スケジュール及び議会に示す時期について伺います。また、今後の整備手法等についてです。2月12日の文教委員会資料では、今後の事業手法について、効率的、効果的な整備を早期に実施できる手法を検討する必要があるとの説明があり、民間活用の可能性についても示唆しています。現在行われている川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業においても、市内事業者等に対しサウンディング調査が実施されましたが、どの段階で意見聴取を行うのか伺います。

また、2月14日時点の聞き取り調査では、設計を担うまちづくり局より、2月28日に特定の業界団体と本事業について勉強会を行う予定がある、業界団体から呼ばれているとの回答がありました。多額の事業費が見込まれる大型公共事業の契約案件を今後控え、特定の業界団体と事前接触し、当局が非公式の勉強会に出席予定とする理由を責任者であるまちづくり局長に伺います。

さらに、今回のような特定の業界団体だけの非公式の勉強会等の参加は利害関係者との事前接触に抵触するおそれがあり、公務員としての倫理、サービス、コンプライアンスの観点から公正な事務執行なのか、総務企画局長に伺います。

次に、本事業は既に始まっている川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業と同時進行で実施していくこととなります。資機材や人材の確保及び学校活動への影響を最小限にするためのスケジュール調整などがさらに難しくなることが予想されますが、見解と対応を伺います。関連して、我が会派は、PFIを採用した同事業においては教育委員会のモニタリングが重要と指摘してきました。事業者の進捗状況をどのように把握しているのか、具体的に伺います。次に、格技室についてです。体育館の整備を主体としながら格技室の空調整備も検討するとのことですが、長期保全計画での位置づけを含め、どのように整備を進めていくのか、見解と対応を伺います。次に、給食調理室についてです。所管部署に令和6年7月の給食調理室の温度の調査を依頼したところ、室内温度が40度を超える学校が散見されました。我が会派は、給食調理室の劣悪な労働環境が放置されていると指摘し、当局は増改築に合わせて整備する旨説明してきましたが、早急に対応すべきです。見解と対応を伺います。

次に、学校給食物資購入費について伺います。令和7年度予算案では、学校給食費の保護者負担を据え置くため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し約4億6,000万円、一般財源より約4億5,000万円が計上されています。令和6年第4回定例会における我が会派の代表質問では、市長から、本市は食材料費のみ保護者負担とすることを原則としている旨答弁がありました。これまでも我が会派がただしてきた一般財源の充当及び国からの交付金活用に至った経緯をそれぞれ伺います。また、給食費改定と来年度の徴収金額据置きについて、保護者等に対しどのように周知を図るのか、具体的に伺います。次に、学校給食運営基金について、来年度は保護者負担の給食費に加え、国からの交付金と一般財源から食材料費の実費を支払った残高が基金に積み立てられるとのこと。積立金の予算執行をどのように整理するのか、本市の見解と対応を伺います。

次に、学校給食無償化についてです。令和6年第3回定例会における我が会派の代表質問に対し、学校給食費の負担軽減などの子育て支援施策は国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると認識していると市長答弁があり、軌を一にするところです。自治体間格差が引き続き大きな課題となっている本市ですが、今後の対応を市長に伺いま

す。

次に、学校における水泳授業について伺います。令和6年第3回定例会における我が会派の総括質疑において、教職員の働き方改革に関連し、水泳指導の在り方について、教職員の負担軽減や指導内容の格差解消のため、外部委託などの民間活用を検討し、専門知識を持つ指導者を加えることを求めました。教育長は、検討の必要性を認識しており、今後、民間事業者の現状把握や移行の可能性を調査しながら取組を進める旨答弁し、4,221万円余に予算が拡充されました。これまで、老朽化した学校プールを持つ学校が民間活用の対象とされてきましたが、現状把握も含め、進捗状況及び対象校の選定について伺います。また、民間スイミングスクールの活用に加え、学校への指導者派遣などについても民間活用することを提案しましたが、見解と対応を伺います。さらに、前回指摘した送迎バスの活用についても見解と対応を伺います。

次に、今後の自然教室の方向性等中間報告について伺います。自然教室については、八ヶ岳少年自然の家の老朽化に加え、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されていること、さらには、バス運転手の確保が困難になったことなど、様々な課題が生じています。1月31日文教委員会の報告では、現地での再編整備及び富士見町内での移転整備は、安全性とコスト比較の観点から一旦検討を凍結し、他施設の活用について検討していくとのことでした。実施候補地のうち、受入れに限りがある民間施設は先着順かつ継続的に優先予約ができることから、早く移行した学校が有利に施設を確保できる可能性があります。初めに、これまでの検討経過や他施設への移行等について、各学校に対しどのように周知しているのか伺います。また、今後、移行を希望する学校が増加した場合の調整方法について見解と対応を伺います。次に、保護者負担の考え方についてです。令和6年第2回定例会我が会派の代表質問では、他施設へ行く場合の追加費用の保護者負担についてただし、今後の自然教室の方向性と併せて検討するとの答弁でした。その後の検討状況及び次年度の対応を具体的に伺います。次に、就学援助制度についてです。我が会派は、他施設で保護者負担が増加し、超過部分が発生した場合の対応についてもただし、当該施設に基づいた設定について検討するとの答弁でした。検討状況及び令和7年度の対応について、予算措置を含め、具体的に伺います。次に、富士見町との協議についてです。我が会派は、長年交流がある富士見町との十分な協議及び丁寧な対応を求め、次年度以降の検討内容の具体化に併せ、必要に応じて対応する旨の答弁でした。協議状況及び今後の対応について具体的に伺います。

次に、議案第52号、中央療育センターの指定管理者の指定について伺います。初めに、議案提出に伴う当局の対応についてです。代表質問に備え、民間活用事業者選定評価委員会の会議録を2月3日に求めたところ、14日の夕方に提供されました。所管課には、議案審査に係る会議録等の関連資料の事前準備につき都度改善を求めてきましたが、一向に対応が図られていません。遅くとも議案上程の日程に合わせ関連資料の調整を終えるべきと考えますが、見解と今後の改善策について明確に伺います。次に、今回も事前から懸念していたとおりの1者選定となりました。過去4回の選定がいずれも1者選定という異例の事態が繰り返されてしまいました。今回、1者選定を避けるためにどのような募集の工夫を行ったのか伺います。また、現指定管理事業者の同愛会以外に3法人からの問合せがあったとのことですが、公募にはつながりませんでした。この理由と原因をどのように認識

しているのか伺います。さらに、過去に三田村副市長から、複数の法人の強みを生かした共同での応募も可能となっているとの答弁がありました。共同での応募を検討した法人はあったのか伺います。次に、事業者選定等に関する手引きについてです。指定管理期間について手引では、長期間であると、ほかの事業者の参入機会を阻害し、施設管理や管理運営主体の見直しの機会を逸するおそれがあるとの記述があります。既に中央療育センターは、令和8年3月31日までの現指定期間まで1者選定で15年間、加えて今回の議案が成立すると1者選定で20年間の指定管理事業となります。事業者選定等に関する手引きの競争性を促す取組に照らして、このケースをどのように理解、整理するのか伺います。

また、1者選定を避けるために手引きやその運用の見直しを検討すべきと考えます。総務企画局長に伺います。あわせて、現在の指定管理者制度導入施設数と1者選定の施設数をそれぞれ伺います。

次に、選定の過程についてです。今回、総括評価を行った委員2名が選定委員会の委員に就任しています。うち1人が選定委員会の部会長推薦の発議を行い、もう1人が部会長になっています。以前から指摘をしてきましたが、指定管理期間の事業者を評価し、さらに指定管理事業の継続を決定する総括評価委員が今回の1者選定で事業者の評価に当たる選定委員を兼ねるのは不適切と考えます。見解と改善策を伺います。次に、中央療育センター事故検証報告書に記載された再発防止策の取組についてです。短期入所利用の児童死亡事故を受け、令和6年3月に事故検証報告書がまとめられました。これによる再発防止策等が今回の選定にどのように反映されたのか、確認することが重要です。四半期ごとのモニタリング及び年度評価について、組織的に問題点や改善状況を把握するとともに、定期的なモニタリングの中で指導、指示しつつ、年度評価や総括評価に反映させる必要があるとあります。今回の選定に向け、所管局においてどのように改善を図ったのか、具体的に伺います。次に、こども未来局との連携についてです。児童相談所や福祉事務所などの公的機関が支援に係る際に、入所児童の支援に必要な施設と地域の効果的な連携への見直しが指摘されました。障害児童の障害施策と児童福祉のはざまの問題です。健康福祉局所管課とこども未来局、当該施設との連携がどのように改善され、今回の選定に反映されたのか伺います。

次に、障害児入所施設の課題についてです。検証報告書では、障害児入所施設は少ない上、常に満床であり、短期入所の利用ができず、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合への緊急対応が難しい、入所枠の増設を含めて、障害児入所施設の在り方を引き続き検討し、結論を出すものとするとしています。今回の選定に向け、どのように検討されたのか具体的に伺います。次に、同愛会についてです。検証報告書では、亡くなった児童についての情緒面や行動面等のアセスメント、地域の関係機関と連携の不足、亡くなった児童の家族支援の視点の不足、当該施設内での亡くなった児童の状況や支援方針・方法の共有の不足、多角的な支援と研修機会の不足など、施設運営の根幹に係る厳しい指摘が羅列されています。今回の選定に至るまでにどのように改善が図られたのか、具体的に伺います。次に、検証報告書にある虐待や身体拘束という認識の不足についてです。応募書類の令和3年から令和6年9月30日までの監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類によると、本市だけでなく、横浜市など他都市の施設においても身体拘束の事例などに対して、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、

従業員に対して研修を実施するなど、その他必要な措置を講じてくださいなどと改善指導がなされています。同愛会の虐待や身体拘束という認識の不足についてどのように改善がなされたのか、具体的に伺います。次に、選定評価委員会の会議録によると、委員から同愛会の改善の取組への課題が指摘され、この委員会は附帯意見をつけられますかと発言しています。この発言の趣旨と対応について具体的に伺います。

質問は以上です。(拍手)

○副議長 岩隈千尋 堀添議員に申し上げます。ここで休憩をお諮りいたしたいと思しますので、御了承願います。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 岩隈千尋 御異議ないものと認めます。およそ30分休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時44分再開

〔局長「ただいまの出席議員副議長とも53人」と報告〕

○副議長 岩隈千尋 休憩前に引き続き、ただいまから会議を開きます。

ここであらかじめ、会議時間の延長についてお諮りしておきたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議時間につきましては、ただいまのところ午後5時を過ぎることが予想されますので、その場合には会議時間を延長することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 岩隈千尋 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 岩隈千尋 それでは引き続き、みらいの代表質問に対する答弁を願います。市長。

〔市長 福田紀彦登壇〕

○市長 福田紀彦 それでは、私から、ただいまみらいを代表されました堀添議員の御質問にお答えいたします。

特別市についての御質問でございますが、特別市制度につきましては、第30次地方制度調査会の答申から、国で議論がされないまま10年以上が経過している状況にあり、今回、総務省がワーキンググループを設置し、指定都市の意見を直接聴取して議論が行われたことは大きな意義があったものと考えております。ワーキンググループでの議論を踏まえ、引き続き国において十分な検討がなされ、我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、指定都市が果たす役割や大都市の在り方について次期地方制度調査会において調査審議を行うことにつなげていただき、特別市の法制化に向けた議論が加速されることを期待しております。特別市に移行した場合の影響額につきましては、令和元年度の県の予算に基づく試算として、市域において県が賦課徴収している地方税等の歳入額と、市域における県の事務事業の歳出額に県からの各種交付金の影響も加味した額を提示したところでございます。これまで指摘されてきた諸課題に関する検討状況につきましては、昨年11月の指定都市市長会において特別市に関する考え方の追加説明資料(素案)として整

理しているところでございます。その中で、警察事務につきましては、特別市に公安委員会及び警察本部を設置することを前提としつつも、国等の判断によっては道府県と共同設置する方法も考えられること、また、区の住民代表機能の在り方につきましては、議会側との十分な議論の必要性を明記した上で、区の常任委員会等の設置や区長の特別職化を検討することなど項目ごとに整理しておりますので、引き続き国等の議論を踏まえた検討を進めてまいります。今般の提言につきましては、昨年11月に策定した素案を基に、既に総務大臣や総務省のワーキンググループでの説明、経済界との意見交換などを行っております。今後、指定都市を応援する国会議員の会などとの意見交換も予定しておりますので、引き続き関係者との意見交換を重ね、特別市の必要性について理解をいただきながら、7月をめどに提言として取りまとめ、特別市の法制化の早期実現に結びつけてまいりたいと考えております。

区役所改革についての御質問でございますが、地域課題の多様化、複雑化や少子高齢化に伴う地域コミュニティの重要性の増大など区役所を取り巻く環境が大きく変化しており、これらの環境変化に的確に対応し、行政サービスをより効率的、効果的に提供していくことが重要であると考えております。このため、行政サービスの向上と共に支え合う地域づくりの推進に向け、業務全般にデジタル技術等を最大限活用し、住民の利便性の向上と業務の効率化を図るとともに、限られた人的資源を地域支援や相談対応などの専門性の高い業務に振り向けるなど行政サービスの最適化が必要であると認識しております。区役所改革の基本方針の改定に当たりましては、これらの視点とともに、指定都市市長会における特別市の区の住民代表機能の考え方に係る議論も踏まえ、今後の区役所が果たすべき役割や方向性を検討してまいります。

総合計画改定についての御質問でございますが、改定作業の進捗状況につきましては、この間、本市を取り巻く環境変化を踏まえ、基本構想及び基本計画の改定や実施計画の抜本的な見直しに向けた検討を進めてまいりました。第4期実施計画については、市民にとって分かりやすく、機動的な計画とするため、施策の目標達成に大きく寄与する事業や財政負担が大きい事業など主要な事務事業を精選し、かつ計画期間中の主な取組内容などの必要な情報のみを簡潔に記載することを想定しており、各局区においてしっかりと検討を進めるように指示したところでございます。また、成果指標につきましては、これまでも原則としてアウトカム指標の設定に努めてまいりましたが、一部の施策については課題があるものと認識しており、計画改定に当たりましては、改めて政策体系や施策の目標を見直すとともに、成果をよりの確に捉えられる指標を精選するなど、評価制度全体の改善を進めてまいります。

等々力緑地再編整備についての御質問でございますが、当緑地におきましては、人々の日常とつながり、人生の大切な節目になり、まちの誇りになる緑地を目指して、民間活力を導入して再編整備に取り組んでいるところでございます。このたび、事業者から求められている想定を超える事業費増額への対応について、各専門家の助言を受けながら確実に精査を実施するよう所管局に指示しているところでございまして、この再編整備が市民にとって、よかったと言われるものとなるよう引き続き知恵を出し合って進めていきたいと考えております。

学校給食費の無償化についての御質問でございますが、学校給食費の負担軽減などの子

育て支援施策につきましては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきものであると認識しており、引き続き国の動向を注視するとともに、他の政令市等と連携しながら国に対して働きかけてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 加藤副市長。

〔副市長 加藤順一登壇〕

○副市長 加藤順一 職員の再就職についての御質問でございますが、再就職に関する規制につきましては、地方公務員法等の規定に基づき厳正に運用してきたところでございます。職員個人が出資法人等と接触することは、職務に関連しない法人であっても市民の皆様から疑念を抱かれる可能性もありますので、十分留意するよう、文書の発出を含め庁内に周知徹底してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 藤倉副市長。

〔副市長 藤倉茂起登壇〕

○副市長 藤倉茂起 等々力緑地再編整備に係る議事録についての御質問でございますが、令和6年11月、本事業において、事業者から物価高騰に関する要望があったことを踏まえた庁内調整の記録につきましては事業所管局が議事内容や会議結果を記録していたところでございますが、本案件は市民生活に大きく影響し、市民の関心が高い事業である点などを踏まえ、意思決定に至る過程が分かるよう、より一層、適切に対応するよう指示してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 三田村副市長。

〔副市長 三田村有也登壇〕

○副市長 三田村有也 初めに、太陽光発電設備の研修支援についての御質問でございますが、脱炭素社会の実現に向け、本年4月から実施する特定建築事業者太陽光発電設備導入制度は、市内の太陽光発電設備の設置やメンテナンスの需要増加に伴う商機を捉える機会を創出し、技術者の育成や市内経済の活性化に寄与するものであるなど様々な課題解決への貢献も期待されるところでございます。このような状況を踏まえ、設備設置を担うことのできる市内事業者の確保は大変重要と考えており、その育成に向けた支援を行ってまいります。また、市民の方が補助金を利用して太陽光発電設備を設置する際には、本市に登録された太陽光発電設備普及事業者が施工する必要があるとございますので、市内事業者へ登録を呼びかけるなど、担い手となる市内事業者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進してまいります。次に、ペロブスカイト太陽電池についての御質問でございますが、ペロブスカイト太陽電池につきましては軽量で柔軟という特徴を有し、これまでのシリコン型太陽電池では設置が難しかった低耐荷重性の屋根や壁面等への設置が可能であると言われており、本市といたしましても、さらなる再生可能エネルギーの普及拡大に寄与する技術であると考えております。既に一部のメーカーにおいて、国の支援の下、量産技術の確立のための生産体制の整備に取り組まれており、同時に耐久性や施工方法などについての課題についても国及び事業者で検討が進められていると伺っておりますので、引き続き国やメーカー各社の動向などの情報収集に努めるとともに、学校施設などへの設置について検討してまいります。

次に、庁内の高濃度PCB廃棄物についての御質問でございますが、高濃度PCB使用

照明器具につきましては、昭和51年10月以降は新規で設置することが法令により禁止されており、国はそうした経過を基に、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物を調査対象と定めたマニュアルを作成し、全国でそのマニュアルに基づく調査が実施され、処分が行われているものでございます。本市といたしましても、調査対象と定められた施設につきましてこれまでも繰り返し調査を行うなど、国のマニュアルに沿った対応を図ってきたと考えております。次に、今後の取組といたしましては、このたび発見された昭和55年着工の労働会館は国のマニュアルで定められた調査対象以外の施設であるため、対象範囲以外の調査の必要性について国に確認したところ、今回の案件は法令違反となる極めて特殊な事例であり、調査対象以外の施設に拡大して調査を実施する必要性は感じられないとのことであり、そうした見解を踏まえ、本市といたしましては、調査対象と定められた施設に関して、現在実施している調査結果をできるだけ早く取りまとめ、仮に新たに発見された場合には早急に処分を行うなど、生活環境の保全上支障がないように対応を行ってまいります。次に、JESCO事業終了後の対応につきましては、現在、国では高濃度PCB廃棄物について今後も少量かつ散発的に発生することを想定し、長期的に処理していく必要性があるという認識の下、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、JESCO事業終了後に発見された場合の処分方法等について検討を行っておりますので、その方針に基づき適切に対応してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育長。

〔教育長 小田嶋 満登壇〕

○教育長 小田嶋 満 初めに、担任の確保についての御質問でございますが、児童生徒数の増減に伴う学級数の変動や臨時的任用教員の確保状況など様々な不確定要素がある中、未充足の縮減に向けて、今年度は秋期・冬期選考などの新たな取組を実施し、人材確保に努めているところでございますが、令和7年4月には厳しい状況が見込まれております。しかしながら、年度当初において学級担任が不在となることのないよう、個々の学校の状況に応じて専科教員等を学級担任に振り替えるなど、あらゆる対策を講じてまいります。

次に、授業時数不足についての御質問でございますが、初めに、内部統制につきましては、今回の事案を受けて、各学校では校長が改めて担当者を明確にし、確実に総授業時数を確保する教育課程を編成した上で、職員会議や学期末等の打合せにおいて、それまでの授業時数の状況を確認するとともに、区教育担当への報告を行うこととしてまいります。また、各校長に対し、様々な機会を通じ、学校運営に関する適切なマネジメントの徹底を指示してまいります。次に、生徒や保護者への説明等につきましては、信頼回復のためには各学校が誠実な姿勢を示すことが重要であると考えており、本事案では、各学校が2月10日以降、速やかに説明と謝罪の文書を配付した上で、改めて公立高等学校入学者選抜が終了した同月15日以降に保護者会を実施したところでございます。また、教職員の処分につきましては、本事案に係る事実関係を調査した上で適切に対応してまいります。次に、事務事故等についての御質問でございますが、この間の一連の事務事故等につきましては、教育行政の責任者として反省すべき点があったと大変申し訳なく思っております。教育行政に携わる全職員が責任感を強く持って業務に取り組むよう、今月10日付で適正な事務執行の徹底について文書を発出してありますが、次年度以降も引き続き、事務局管理職会議

や合同校長会議等において全管理職に周知徹底し、市民の信頼回復に努めてまいります。特に公文書につきましては、公文書管理規程や情報セキュリティ基準等にのっとり適切な管理を学校現場に徹底するなど、内部統制の一層の推進を図ってまいります。

次に、記載内容の誤りについての御質問でございますが、報告書につきましては今後の市立高等学校の在り方を検討するための資料となることから正確な情報をお伝えすべきであり、重く受け止めております。今後、あらゆる機会において危機感、緊張感を持ち、全力を挙げて事務ミス防止に取り組んでまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 病院事業管理者。

〔病院事業管理者 金井歳雄登壇〕

○病院事業管理者 金井歳雄 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

市立病院運営委員会における指定管理者の評価についての御質問でございますが、市立病院運営委員会は、学識経験者、財務の専門家、医療関係者で構成され、市立病院の事業計画の実施状況に係る評価、多摩病院の管理運営業務の評価等を行う目的で設置しているものでございます。この運営委員会におきましては、業務が専門的で多岐にわたる病院事業の評価を行うことから、直営2病院と多摩病院の職員も出席しているところでございます。しかしながら、指定管理者制度活用事業における評価におきまして、外部委員から意見聴取を行う趣旨、目的に鑑みれば、被評価者が外部委員による評価の審査の場に同席することは、外部委員からの客観的、かつ自由闊達な意見の聴取や公正かつ適正な審査に影響を与えるおそれがありますので、評価に疑念を生じさせることのないよう直ちに見直しを図ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 大澤太郎登壇〕

○上下水道事業管理者 大澤太郎 上下水道局関係の御質問にお答え申し上げます。

下水道管路施設の緊急点検等についての御質問でございますが、初めに、国土交通省からの要請に準じて実施した緊急点検につきましては2月20日に完了しており、陥没につながる腐食等の不具合は確認されておられません。次に、法定点検箇所数につきましては全市で144か所あり、これまでの目視による点検の結果、腐食等の不具合は確認されておられません。また、その他の箇所の定期点検に加え、全ての管渠上部の路面状況を2年サイクルで確認するとともに、関係局と連携し、路面下空洞調査を実施するなど道路陥没事故の未然防止に取り組んでおりますので、埼玉県と同様の事故の発生は想定しづらいものと考えております。次に、本市における上下水道施設を原因とした道路陥没事故につきましては、下水道の不具合によるものは過去10年間に4件発生しており、その被害状況といたしましては、歩行者の転倒事故が1件、タイヤのパンクなど物損事故が3件ございました。また、水道の漏水によるものは過去10年間に4件発生しており、その被害状況といたしましては、バイクの転倒事故が1件、陥没した穴に車両が転落するなどの物損事故が3件あったところでございます。

次に、下水管渠の健全度予測につきましては、アセットマネジメントの取組として、計画的にテレビカメラ調査による健全度の把握を行うとともに、不具合などの維持管理情報を蓄積し、これらの情報を管渠の健全度予測やリスク評価に活用し、施設の状況把握を行っているところでございます。今後につきましては最新技術を導入することも有効と考え

られますので、他都市におけるAIなどの導入実績やその効果等について調査を進め、最適な維持管理に努めてまいります。次に、管渠の再整備につきましては、アセットマネジメントのリスク評価に基づき、管渠の不具合に伴い発生する道路陥没や流下能力の低下などのリスクが高い地域を管渠再整備重点地域として設定し、再整備を推進しているところでございます。今後も最新のリスク評価を反映した適切な管渠の再整備に努めてまいります。次に、ドローンの活用につきましては、既に下水の上に浮かべて管渠内を調査する浮流式テレビカメラを導入しているところでございますが、今後、さらに新技術の動向や他都市の導入事例などについて調査、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 総務企画局長。

〔総務企画局長 白鳥滋之登壇〕

○総務企画局長 白鳥滋之 総務企画局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、出資法人についての御質問でございますが、次期経営改善及び連携・活用に関する方針につきましては、デジタル化の進展、物価高騰、人材不足など社会状況が急激に変化している中、本市施策の進捗なども適切に踏まえ、法人の役割、存続意義について改めて確認を行う必要があると考えておまして、現在、令和7年度末の方針の策定に向けて考え方を整理しているところでございます。なお、議会の皆様に対しましては、例年8月下旬に行っている取組評価の報告と併せまして、まずはこの考え方を報告する予定としております。次に、出資法人における人材登用につきましては、経営改善及び連携・活用に関する指針において、職務権限や責任にふさわしい人材を、官民を問わず広く求め、能力、知見を有する人材の積極的な活用に努めることとしております。これまでのヒアリング等においても法人の考え方を確認してきたところございまして、引き続き多様な人材の確保に向けた検討を求めてまいります。

次に、職員の再就職についての御質問でございますが、地方公務員法におきましては、職員が職務上不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対し自身の再就職を要求することなどを禁止しており、また、川崎市退職職員の再就職に関する取扱要綱におきましても、退職職員は、職務に関連する企業等に対して再就職の打診または依頼等を行わないこととしておまして、再就職の意思確認調査等のタイミングに合わせて職員に周知しているところでございます。退職職員の再就職に当たりましては、透明性、公平性及び公正性を確保することが重要でございますので、各局等へのヒアリングを通じて調査を行い、こうした規定に違反する事象を把握した場合には適切に対応してまいります。

次に、民間活用推進方針についての御質問でございますが、優先的検討対象における公有財産利活用事業につきましては、早期の情報発信のほか、民間との対話の場を設けることで公平性や公正性を確保するとともに、市内事業者の参画を要件または加点事由とする規定などを通じて地域経済の活性化に寄与してきているものと考えておりますので、引き続き適切に対応してまいります。次に、事業期間につきましては、事業内容や規模に応じた適切な期間を設定することが重要でございますので、各所管局において事業ごとに民間事業者との意見交換を行い、参画意欲を確認することなどにより適切な期間を設定するよう確認、調整しているところでございます。次に、モニタリングにつきましては、サービスの質や安全性を確保する上で大変重要と認識しておりますので、専門職との連携強化や

人材育成の実施を推進方針に新たに位置づけるとともに、今年度から外部講師による研修を実施するなど、今後も様々な観点からモニタリング強化に向けた取組を推進してまいります。次に、市民意見についてでございますが、サービスの質の確認や改善のためには利用者意見の収集とその反映は重要でございますので、事業者選定等に関する手引きに基づき、引き続き定期的なアンケート等による意見の収集や満足度の年度評価への反映などを通じて市民サービスの改善、向上を図ってまいりたいと存じます。

次に、公共ホールの在り方を踏まえた検討状況についての御質問でございますが、本検討は、市内の公共ホール全体を俯瞰して課題解決に向けた取組を進めるものでございます。一方で、個別施設の利用上の課題解決に向けた取組を進めることも重要であると考えており、利用合理性の改善に向けては、ソフト面の対応を含めて実現可能な取組を検討することが必要であると認識しております。こうしたことから、全市的な観点に加え、個別施設の状況を踏まえながら施設所管局と連携し、課題解決に向け、取組を進めてまいります。次に、ホール利用者は比較的近隣に居住しているケースが多く、アクセス性は稼働率に影響を与える一因であると認識しております。また、これまでの利用者ヒアリングにおいては、アクセス性のほか、ホールの物理的形狀など様々な要因が稼働率に影響していることを伺っており、これらの要因を踏まえながら施設の特性や用途に応じて求められる機能などを確認し、各ホールで適切に役割分担を行うことで、より効果的な利用につなげてまいります。次に、課題施設につきましては、機能、規模の見直し検討の中心となる施設であり、検討の結果、他施設との複合化や機能移転などにより、他用途への転換や廃止、縮小する可能性はございますが、必要な機能、サービスは維持、向上させる前提において、利用者がより一層利用しやすい環境への転換を目指してまいります。

次に、多摩病院の指定管理に係る中間評価についての御質問でございますが、このたびの病院局における中間評価シートの作成に当たりましては、庁内検討体制である民間活用調整委員会において様々な観点から審議、調整してまいりました。今後の修正等に当たりましても、この間の議会での御指摘も踏まえながら引き続きしっかりと確認してまいりたいと存じます。

次に、利害関係者との接触についての御質問でございますが、関係業者等との接触につきましては、川崎市職員服務規程により、職務の公正な執行に対して疑惑を招く行為をすることのないよう注意しなければならないことを定めているところでございます。外部の団体による勉強会への出席は、知識、技術の習得などの人材育成等に資する面もあることから一律に禁止されるものではございませんが、特定の事業者のみとの接触は職務の公正な執行に対して疑惑を招くおそれがあることから注意しなければならないものと考えております。

次に、指定管理者制度についての御質問でございますが、事業者選定における競争性を促す取組につきましては、1団体のみ応募を可能な限り避けるよう、令和6年4月に事業者選定等に関する手引きを改定し、施設所管局においてPPPプラットフォーム意見交換会等で参入障壁等を聞き取り、必要に応じて仕様書の見直しを行うなど、より多くの事業者が参画しやすい環境整備に努めることとしておりますので、更新を予定している施設所管局に対して周知徹底してまいります。また、令和7年2月1日現在における指定管理者制度導入施設数は197施設、そのうち現指定期間の更新等において応募が1団体であった

ものは125施設でございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 財政局長。

〔財政局長 斎藤禎尚登壇〕

○財政局長 斎藤禎尚 財政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、予算についての御質問でございますが、令和6年度につきましては、市税収入は当初予算額を上回る見込みでございますが、歳出におきましては、物価高騰の影響などが懸念されることから、減債基金からの新規借入れにつきましては予算全体の執行状況を注視し、対応してまいります。令和7年度につきましては、市税収入が増加したものの、給与改定や物価高騰の影響などにより歳出がそれ以上に増加したため、収支不足は収支フレームに対して拡大したところでございます。これまでも持続可能な行財政基盤の構築に向けて取り組んでいるところではございますが、社会経済状況の変化がある中においても安定的な市民サービスの提供は不可欠であるという認識の下、先送りできない課題に対応していることから収支不足が生じ、減債基金を活用しているところでございます。今後も物価高騰をはじめ厳しい財政環境が続くものと見込まれることから、税源涵養や事業の重点化、既存事業の見直しなど効率的な財政運営に努めてまいります。次に、市債についての御質問でございますが、令和7年度予算におきましては、政策金利の引上げや昨今の市債発行状況を踏まえ、公債利子を前年度と比べ8.9%増の108億円と見込んだところでございます。今後につきましては、本年1月の金融政策決定会合において、経済、物価の見通しが実現していくとすればそれに応じて引き続き政策金利を引き上げるとされたことから、引き続き金融市場の動向を注視してまいります。減債基金への積立てにつきましては、市債の満期一括償還に備えて計画的に行っている償還そのものでございますので、所要額を着実に積み立ててまいります。

次に、基金の運用についての御質問でございますが、運用状況につきましては、これまで減債基金以外の積立基金は主に1か月以内の定期預金による運用を行ってきたところでございますが、このたびの包括外部監査において、その運用方法について御意見をいただいたところでございます。今後につきましては、それぞれの基金の目的に応じ、適切なリスク管理を行いながら、より効率的に収入を確保できる運用期間や手法について検討してまいります。次に、収支フレームについての御質問でございますが、収支フレームの改定に当たりましては、大規模投資的事業の増嵩が本市財政に大きな影響を与えることを十分に考慮する必要があるものと考えており、事業のボリュームや効果、進捗状況等について関係局と緊密に協議し、適切な調整を行ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 市民文化局長。

〔市民文化局長 高岸堅司登壇〕

○市民文化局長 高岸堅司 市民文化局関係の御質問にお答え申し上げます。

国際交流センターの課題改善に向けた取組についての御質問でございますが、アクセス向上につきましては、令和3年度からシェアサイクルポートを7台分設置するとともに、令和4年度から民間事業者によるデマンド交通「チョイソコかわさき」の実証実験において停留所が設置されるなどの取組を行っており、引き続き関係局等と連携しながら利用促進に向けた協議調整をしてまいります。また、同センターにつきましては、ホール、レセプションルームなどふれあいネット以外の申込みとしている諸室について、国際交流を目

的とした利用を優先することなどを管理運営基準で定めているところでございますが、申込みのルールがより明確となるよう検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 経済労働局長。

〔経済労働局長 久万竜司登壇〕

○経済労働局長 久万竜司 経済労働局関係の御質問にお答え申し上げます。

農業振興についての御質問でございますが、岡上営農団地における施設の建て替えにつきましては、老朽化が進んでいることに加え、利用者も高齢化が進み、施設管理が困難となっており、今後の活用を検討する必要があると考えております。当該施設につきましては、営農団地管理組合において利活用に関する検討が行われており、本市に対しても管理組合の皆様からは様々な御意見をいただいておりますことから、今後の農業振興に係る活用の検討について支援してまいります。次に、地産地消の取組につきましては、令和元年度に農業振興地域の整備に関する法律施行規則の改正が行われ、特区を指定することなく農家レストラン等を設置することが可能となったところでございます。市内農業者からは、地元の食材を活用した農家レストランを設置したいとの御相談もいただいております。地域の活性化に向けて有効な手段でありますことから、引き続きJAセレサ川崎と連携した積極的な情報発信及び経営支援を行ってまいります。

次に、違反転用につきましては、営農意欲の低下や近隣住民への影響も懸念されることから早期発見と是正が重要であり、県、警察、農業委員会等で構成される川崎市違反転用等防止対策検討会議において農地パトロール等の対策に取り組むとともに、違反者等に対して粘り強い指導を行っていただいております。早野の違反転用につきましては、早期の通報があったものについて、農地所有者や事業者に対して法令等の説明及び指導を実施することにより発生を防止し、現在、農地利用を希望する方との貸借を進めているところでございます。引き続き、関係機関と連携しながら違反転用に対する是正指導を行ってまいります。次に、農業振興地域における植物工場の設置につきましては、設置予定の農地を農業用施設用地の利用区分とすることや農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更が必要となり、農地法においては、周辺の農地利用に支障がないこと等の一定の要件を満たす必要がございます。課題といたしましては、施設を運営するために必要なインフラ整備の初期投資に多額の費用がかかることや、年間の運営経費、狭隘な土地に設置した場合の事業採算性などがあると考えております。

次に、農業収入の増加につきましては、持続的な農業経営を図る上で大変重要であることから、付加価値の高い農産物の生産や栽培技術の向上など多面的な支援が必要であると考えており、その可能性を検証してきたところでございます。今後につきましても、マコモダケの活用をはじめ、農業収入の増加につながる農産物の活用に向けて必要な支援を行ってまいります。次に、農業者の育成につきましては、本市では、担い手の高齢化や後継者不足等の課題を踏まえ、令和4年度からかながわ農業アカデミー研修修了者などの農業経営に関する知識や技術について一定程度の知見を有する就農希望者の受入れを行っており、令和5年度は3名の新規就農につなげることができたところでございます。農業の活性化に向けて新規就農への支援は重要と考えておりますことから、就農人材の確保に向けた周辺大学等との連携や農業技術の習得者の確保について次期農業振興計画の策定に向けて検討してまいります。次に、太陽光発電の活用につきましては、営農を継続しながら発

電を行うことで、農産物の販売収入に加えて、発電電力の自家利用等による農業経営の改善が期待されるものと考えております。ペロブスカイト太陽電池につきましては、農地における活用が期待されることから、国やメーカー等への情報収集に努め、農業者やJAセレサ川崎の要望等を踏まえて、設置可能性について検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 環境局長。

〔環境局長 菅谷政昭登壇〕

○環境局長 菅谷政昭 環境局関係の御質問にお答え申し上げます。

太陽光発電設備施工ID研修等についての御質問でございますが、本取組は太陽光発電設備設置能力の向上や設備設置の担い手育成に一定の効果があったものと認識しております。市内事業者の育成支援につきましては研修機会の確保が重要と認識しておりますので、今後も市内の電気・建設関係団体とも連携しながら、現場で必要となる基礎的な知識の習得や太陽光発電を取り巻く動向など知見を有する事業者と連携した研修会やセミナー等を開催するとともに、オンライン研修の充実など取組を推進してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 健康福祉局長。

〔健康福祉局長 石渡一城登壇〕

○健康福祉局長 石渡一城 健康福祉局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、介護人材の確保に向けた取組についての御質問でございますが、介護サービスの最大の基盤は人材と考えておりますことから、介護職員の家賃支援における対象職種の拡充、介護支援専門員の資格更新者に対する受講料補助の創設、カスタマーハラスメント相談窓口の設置と新たな取組を行うことで、介護人材の確保と定着支援を推進してまいります。支援策につきましては、介護職員等が活用できるよう、本市ホームページへの掲載や各事業所へのメール配信、事業所向け集団指導講習会等の場や関係団体への直接説明を行うなど、様々な機会、媒体を通じて広く周知を行ってまいります。

次に、アピアランスケア助成制度についての御質問でございますが、広報につきましては、市ホームページや広報物の配布等により周知するとともに、助成の対象となる方は、がんをはじめとする疾患や事故により治療を受けている状況にあると考えられることから、医療機関を通じて相談や情報提供を行っていただけるよう協力を求めてまいりたいと存じます。

次に、高齢者個別避難計画についての御質問でございますが、令和6年9月に実施したアンケート調査結果により、優先作成対象者として確認した約2,400人につきましては、約8%の方が本人または御家族が作成を希望しないと回答しております。また、本市に提出されている高齢者個別避難計画は令和6年12月末時点で102件でございます。作成に至った割合は約4%でございます。ケアマネジャーの負担軽減につきましては、アンケート調査における業務多忙の理由を踏まえ、作成に取り組みやすい環境整備が重要であると認識しているところでございます。今後につきましても、高齢者個別避難計画の記入項目に優先順位を示すことなど作成の手順を分かりやすく解説したマニュアルを新たに作成し、居宅介護支援事業所等へお示しするほか、他都市の事例を参考に必要な改善を行うなど、さらに高齢者個別避難計画の作成を推進してまいりたいと存じます。

次に、中央療育センターの指定管理者の指定についての御質問でございますが、議案に係る関連資料の提出につきましては、過去の選定評価に関する資料など、一部確認や集約に時間を要するものについて議案上程日までに提出できないものがございましたが、関連資料の事前準備も含め、引き続き、可能な限り迅速かつ適正な事務執行に努めてまいります。新規事業者の参入促進に係る取組につきましては、周知、広報といたしまして、市ホームページへの掲載をはじめ、本市障害福祉施設事業協会等の関係団体を通じた情報提供や県内事業所に対するメール配信などを行ったほか、新規事業者が業務内容をイメージしやすいよう、仕様書の記載をより具体的にすることなどの取組を行ったところでございます。また、あわせて、選定スケジュールを前倒しするとともに、指定管理者が変更となった場合の十分な引継ぎ期間を確保したほか、引継ぎ時において想定される必要な人件費の確保に向けた取組を行ったところでございます。公募に関心をいただいた法人につきましては、お問合せのあった3法人のうち2法人が施設見学に参加されましたが、そのうち1法人から、職員の確保が難しく応募を見送る旨の連絡をいただいたところでございます。応募の可否につきましては、各法人の経営方針などの様々な要因の下、御判断されているものと考えておりますが、今回辞退の御連絡をいただいた法人の辞退理由を踏まえると、医師をはじめとした高度な専門職など多くの職員配置が必要な施設であることも応募に至らなかった要因の一つとして考えられるものと認識しております。共同事業体による応募の検討状況についてでございますが、少なくともお問合せをいただいた3法人に関しましては、共同事業体で応募を検討している旨のお問合せはございませんでした。

競争性を促す取組につきましては、今回の募集に対して複数の法人からお問合せがあったことを受け、少なくとも本施設の公募に関心をいただけたことがうかがえましたが、結果として、現指定管理者以外からの応募がなかったことから、周知、広報、引継ぎ費用の計上や仕様書の更新などのほかにも、施設特性などを踏まえたさらなる工夫について検討していくことが必要であると考えているところでございます。選定委員の選任につきましては、総括評価の審議に関わった委員が参加することで、施設運営上の課題を踏まえ、より適正な施設運営に向けた審議が行えるものと認識しているところでございますが、今回の選定に当たりましては、新たに3名の学識経験者を委員として選任し、より多角的な評価につながるよう工夫を図ったところでございます。今後につきましても、様々な知見から幅広い視点での評価がなされるよう、適宜異なる分野からの委員の選任をするなどの工夫を行ってまいりたいと存じます。

事故報告書における再発防止の取組といたしましては、総合リハビリテーション推進センターや児童相談所の専門機関等が参加する川崎市障害児入所施設支援のあり方検討委員会を令和5年度から開始し、事例や支援方法の検討等を通じて組織的な問題点や改善状況について確認を行うとともに、職員体制の整備等により継続的な再発防止策を講じていく必要があることを総括評価に反映し、仕様書において事故検証報告書の内容を遵守するよう明記したところでございます。今後につきましても、必要な再発防止策のほか、支援方法等についても市が適宜適切に関与していくとともに、モニタリングの徹底に努めてまいります。

こども未来局との連携につきましては、事後検証報告書において初動対応に不備があったことを踏まえ、両局が連携し、協力して対応に当たることとしており、通常時から中央

療育センターが実施する人権擁護・虐待防止対策委員会への参加や、川崎市障害児入所施設支援のあり方検討委員会について当該施設を含め協働して実施し、事例や支援方法の検討等を通じて支援の質の向上に取り組むなど、両局で協力しながら施設への指導、支援を行ってございまして、仕様書に事故検証報告書の内容を遵守するよう明記しているところでございます。障害児入所施設につきましては、川崎市障害児入所施設支援のあり方検討委員会における事例や支援方法の検討等を踏まえ、障害児入所施設における課題や利用児童の変化等を把握するとともに、また、障害のある方の地域生活を支える仕組みの一つの柱である短期入所の拡充の必要性なども含め、今後の障害児入所施設の在り方について検討しているところでございます。本施設における取組につきましては、児童等の状況について児童相談所や学校と情報の共有を図るほか、家族支援を踏まえ、家庭での状況や保護者の意向、睡眠や食事等の配慮が必要な状況を確認し、担当する職員等への共有を行っていること、また、職員の質の向上に向けては、職員の職歴や年数に応じて、新人職員には、日本知的障害者福祉協会主催の知的障害を理解するための基礎講座の受講、経験職員には強度行動障害支援者養成研修の受講など、計画的に研修を実施し、職員一人一人のスキルアップを図るなどの取組を実施していることにつきまして報告を受けているところでございます。

虐待防止に向けた取組につきましては、児童相談所や障害者施設指導課等も参加する人権擁護・虐待防止対策委員会において、研修計画の策定、職員へのセルフチェック等の取組を実施するほか、毎月、身体拘束適正化委員会を実施し、不適切な関わりが疑われる事案や、やむを得ず行った身体拘束について、より適切な関わり方の検討を個々の事例に沿って行い、施設全体で虐待や身体拘束が起こらないよう取組を実施していることにつきまして報告を受けているところでございます。委員会での附帯意見に係る指摘につきましては、施設運営に関する応募法人の提案に対し、組織的に取り組むための意識の醸成とともに、現場職員に負担を強いることがないよう適切に履行されること等に対し市が適切にモニタリングを行っていくことを求める趣旨のものでありますことから、今後、当該法人に対し通知等を行うとともに、市として責任を持ってモニタリングを実施してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 こども未来局長。

〔こども未来局長 井上 純登壇〕

○こども未来局長 井上 純 こども未来局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、二十歳を祝うつどいについての御質問でございますが、障害者の参加への対応につきましては、真の共生社会の実現に向けて、式典等により多くの方が参加できるようにすることは重要であると考えておりますので、事前に参加対象者へのアンケートを実施するなど、健康福祉局や教育委員会事務局とも協力しながら情報収集を行い、必要となる対応も含めた開催方法等について検討してまいります。次に、施設の設備等につきましては、配慮が必要となる方への対応も見込まれることから、本年の式典等を障害者の関係団体の方にも御覧いただき、利用できそうな設備や必要となる対応についての御意見をいただいたところでございまして、開催場所の運営事業者や関係局等と協議調整しながら、必要となる備品やスペースの確保に努めてまいります。また、当日のプログラムや運営などに障害者の御意見を反映することは大切であると認識しておりますので、関係局とも協力

しながら二十歳を祝うつどい企画実施委員会や二十歳を祝うつどいサポーターグループへの参加を促してまいります。次に、開催場所につきましては、今後、等々力緑地再編整備などの環境変化や多様化する青少年の意識、価値観も踏まえながら、開催の目的や内容について二十歳を迎える世代の意見を伺うとともに、青少年関係団体とも十分に議論をしながら検討してまいります。

次に、放課後等の子どもの居場所づくりについての御質問でございますが、担い手の確保に向けたSNS等の活用につきましては、スマートフォン等の普及も進む中、SNS等は、情報共有、情報発信のための有効なツールであると認識しております。公的な取組として導入するに当たっては、デジタル技術の活用に向けた専門的な知識等が必要と考えているところでございますので、他都市の取組状況等も踏まえ、庁内の関係部署と協議してまいりたいと存じます。次に、学童期の居場所づくりにつきましては、小学校で展開している放課後等施策について各事業をコーディネートする機能などが必要であると認識しているところでございますので、教育委員会事務局と連携しながら課題解決に向けた対応策を検討してまいりたいと存じます。また、わくわくプラザにつきましても、放課後等の子どもの居場所として、子どもの声を聴きながら、行ってみたい、やりたいことができる、居心地のよい空間の実現が必要と認識しております。今後につきましては、施設の適切な維持管理に努めるとともに、子どものニーズに合わせて、わくわくプラザの運営上の課題解決に向けた対応策を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 まちづくり局長。

〔まちづくり局長 宮崎伸哉登壇〕

○まちづくり局長 宮崎伸哉 まちづくり局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、自動運転バスについての御質問でございますが、実証実験につきましては、1月27日から2月7日までの実験期間において、走行に関する事故や大きなトラブルはなく、また、試乗会では多くの関係者や市民の方々に御参加いただいたことから実験の目的を達成できたものと考えております。今回の実証実験では、交通量の多い道路環境において、路上駐車回避や車線変更の際などに、交通状況によっては自動運転から手動運転に切り替える課題もあったことから、引き続き技術の研さんや社会受容性の醸成などを関係者と連携しながら進めてまいります。次に、信号機との連携につきましては、自動運転バスの安全性や走行性の向上が期待できることから、関係者と連携し、設置箇所の検討や調整を進めてまいります。次に、川崎病院線につきましては、ターミナル駅前特有の歩行者、自動車がふくそうする課題があることから、手動運行により基礎的な走行データを取得したところでございまして、来年度は自動運転バスの走行に必要な高精度3次元マップの作成などを行い、レベル2での実証実験により、レベル4での走行に関する課題の抽出や今後の対策を検討してまいります。

次に、特定の業界団体との勉強会についての御質問でございますが、今回の勉強会は、機械設備勉強会として、一般社団法人が空調等の知識の習得や会員の研さんを目的に、空調システムのメリット、デメリットや施工時の注意点など機器メーカーからの全国事例を共有するものと伺っており、こうした勉強会は本市の技術職員の技術力向上にも資するため、参加を認めたものでございます。参加する職員に対しては、その後の業務において、公平・公正性に十分配慮するとともに、併せて管理監督者においてもコンプライアンスに

ついて十分に再認識し、職務の公正な執行に対して疑惑を招く行為をすることのないよう注意喚起してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 建設緑政局長。

〔建設緑政局長 福田賢一登壇〕

○建設緑政局長 福田賢一 建設緑政局関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、等々力緑地再編整備・運営等事業についての御質問でございますが、物価変動の対応につきましては、令和6年2月に事業者から事前相談を受けておりましたが、具体的な金額等の提示を受けていなかったため、内閣府の通知やガイドライン改定の動向を踏まえた対応等について庁内関係部局と共有したものでございまして、その後、事業者において、11月に概算工事費が算出され、同月14日に本市に対して工事費高騰への対応が要望されたことから、20日に議会への情報提供を行ったところでございます。あわせて、今後の再編整備事業の進め方について、契約解除などを含め改めて検討を行い、1月にまちづくり委員会へ報告したところでございます。次に、令和7年度予算案における債務負担行為につきましては、1月のまちづくり委員会では予算措置に関する方向性をお示したものでございまして、予算額に基づく内訳といたしましては、整備費として内閣府事務連絡を参考に算出した全体スライドによる改定差額に土壤汚染やアスベストの対策等の令和7年度以降の出来高をを検討した見込額を加えた費用と、維持管理費として現契約で定められた毎月勤労統計調査や消費者物価指数などを用いた物価変動による改定差額を設定するものでございます。今後につきましては、事業者提示額に対する確実な精査が必要と考えており、PFI事業や建設工事、法務、会計等の専門家に助言を受けながら、公共工事の積算基準等により本市が工事費を算定する方法で事業者の実施設を検証し、変更契約額を整理するとともに、議会などの場を通じて丁寧に説明してまいります。

次に、本事業のモニタリング等支援業務につきましては、PFI事業の実務や法務、会計の専門家が各種業務の要求水準の適合について確認するものでございまして、これまで本事業の契約書の運用、解釈や事業者協議の支援、今回の事業者要望の対応に関して想定される本市の具体的なリスクや契約上の対応方法などについて知見を得ており、これらを踏まえ、本事業の適切な推進に寄与しております。一方で、金額精査のための業務委託につきましては、事業者が提案する施設の工事費について公共工事の積算基準等により本市が工事費用を算定する方法で積算するものでございます。次に、事業の周知につきましては、これまで事業説明会や環境影響評価及び都市計画素案に関する説明会を行ってきたところであり、引き続き市民に適切に周知、広報を行うことは重要と考えておりますので、説明会に加え、計画の全体像や自由提案施設の内容について周知する効果的な方法について事業者と連携しながら検討してまいります。次に、植栽計画につきましては、既存の樹林地、水辺などの自然環境を生かし、緑地全体の植栽計画を立案することや、市民に親しまれている桜、中原区の木である桃等を活用することが重要と考えてございまして、今後、説明会などの場で市民の皆様の御意見も伺ってまいります。

次に、全国都市緑化かわさきフェアについての御質問でございますが、開催期間につきましては、花の見頃や土日祝日の状況、後催都市である岐阜県の開催日等を総合的に勘案し、令和5年2月に日程案を議会に御報告したところでございます。その後、令和5年8月に川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会総会の議決を経

て、基本・実施計画に閉会式等の公式行事も含め開催期間等を位置づけたものでございまして、2025年日本国際博覧会の開幕とかわさきフェアの閉会式の日程が重なることは影響を与えるものではないと考えたところでございます。次に、秋開催のパンフレットのリサイクル量につきましては、現在のところ約16トンと想定しております。また、リサイクルの費用につきましては、全国都市緑化かわさきフェア広報宣伝実施等業務委託の一部として実施するものであり、約60万円を見込んでいるところでございます。

次に、秋開催のパンフレットにつきましては、このほとんどをリサイクルするものとして手続を進めているところでございますが、一部につきましては秋と春との違いを知っていただき、より春開催をお楽しみいただけるよう、各種会議や会場の総合案内所等における説明用などとして展示してまいります。次に、会場マップにつきましては、春休みの子どもたちをはじめとした市民の皆様に対して、分かりやすさを重視し、親しみやすいイラストを採用するとともに、各会場の地図やメインコンテンツ等の魅力的な情報を厳選したところでございます。また、形状につきましては、視認性が高く、一目で全体を把握できるため、紙面を広げたときに直感的に情報を伝えることができることなどの理由から、多くの公園やテーマパーク等で施設案内として採用されている蛇腹折りとしたものでございます。なお、秋開催のパンフレットに比べ分かりやすさを重視したことにより、結果として掲載できなかった会場の詳細なコンテンツ、開催意義や会場展示等に関わっていただいた方の紹介等につきましては、引き続き、市の広報紙や公式ウェブサイト、SNS等の各種広報媒体などを活用し発信してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 危機管理監。

〔危機管理監 柴田一雄登壇〕

○危機管理監 柴田一雄 危機管理本部関係の御質問にお答え申し上げます。

災害時のトイレ対策についての御質問でございますが、2日分の携帯トイレ備蓄の根拠についてでございますが、能登半島地震をはじめ、過去の大規模な被害をもたらした震災では、仮設トイレの運用が困難となるなどのトイレ環境の課題が多く発生したことから、仮設トイレを使用できない状況を想定するとともに、被災による混乱した状況の中で、避難所等における既設トイレの使用可否の確認やマンホールトイレ等の設置に時間を要することを想定し、発災から2日間は、利用方法が容易で、すぐに使用することができる携帯トイレによる対応を図り、この2日の間に被災状況に応じたオペレーションを行うことで、発災から切れ目なく、安全で衛生的なトイレ環境を確保してまいります。次に、携帯トイレの保管場所についてでございますが、新規に調達予定の携帯トイレにつきましては、従来の1箱当たり2倍程度の収納ができる同等規格の圧縮されたものを購入する予定でございまして、保管場所につきましては、備蓄倉庫のスペースを確保するため、仮設トイレ等の保管場所の再配置について関係局区と協議を進め、調整しているところでございます。また、児童生徒用の携帯トイレの備蓄につきましても発災時の混乱が生じないようにすることが重要でございますので、原則、備蓄倉庫に保管するとともに、倉庫の備蓄状況など必要に応じて教育委員会事務局と調整し、適正に管理するよう努めてまいります。

次に、避難所運営マニュアルの見直しについてでございますが、避難所におけるトイレの使用につきましては、下水管の耐震化の進捗により、これまで発災3日間はトイレの水を流さないとしたものを、発災の直後においてまずは使用を禁止して、最終ますに下水が

流れることを確認することによって使用の可否を判断することに見直しすることといたしました。現在、各区の防災訓練等において最終ますの確認訓練を取り入れており、その実施結果を踏まえて、最終ますの確認等が終わった避難所から速やかに避難所運営マニュアルに反映するよう区と連携してまいります。

次に、マンホールトイレの整備についての御質問でございますが、基礎調査の概要についてでございますが、マンホールトイレ整備に必要な現地調査や学校、避難所運営の関係者へのヒアリングの実施、各避難所における配置案の作成など、整備に必要な基礎的な資料の作成を行うものでございます。次に、PPPプラットフォーム意見交換会による事業者からの意見についてでございますが、157か所のマンホールトイレ整備に係る設計と工事を一括発注するデザインビルド方式について参加した事業者等との意見交換を行いました。その意見の中で、一定の諸経費等の削減と工期の短縮の可能性はあるものの、長期契約による物価変動のリスクや学校敷地内の地中埋設物による設計変更などのリスクなど、一括発注による様々な課題が懸念されることなどが確認できました。今後、いただいた意見を基に多角的な視点から検討を進めてまいります。次に、入札不調となった令和6年度の基礎調査委託についてでございますが、マンホールトイレの整備に向けた基礎調査につきましては、令和7年度から実施する計画の中で対応するよう調整しておりますので、今年度入札不調による整備スケジュールへの影響はないと考えておりました。次年度の基礎調査を確実に実施するための調整を図ってまいります。次に、災害時のトイレ対策事業の進捗管理についてでございますが、マンホールトイレの整備事業は多くの関係局区と連携を図りながら着実に事業を進める必要があることから、危機管理本部が中心となり事業の進捗管理を図ってまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 病院局長。

〔病院局長 森 有作登壇〕

○病院局長 森 有作 病院局関係の御質問にお答え申し上げます。

病院経営の見直しについての御質問でございますが、病院事業の主な収益である診療報酬は全国一律の公定価格でございまして、令和6年の改定では本体部分が0.88%引き上げられておりますが、物価高騰などの影響により、令和7年度予算では、薬品費等の材料費が約3億8,000万円増加し、給与改定等に伴い給与費が約19億3,000万円増加するなど、費用の大幅増により約15億4,000万円の赤字となっております。今後は、市立3病院の整備等に要した企業債の償還が令和8年度にピークを迎えることから当面厳しい経営状況が続くことが見込まれますが、引き続き地域医療連携の推進や救急搬送患者の積極的な受入れなど、地域に必要な医療需要に応えるとともに、照明設備のLED化等による光熱費節減の取組などにより収支改善に努めてまいります。次に、医事紛争損害賠償示談金についての御質問でございますが、医事紛争に関する損害賠償金につきましては1件当たり1億円を超える多額の支出となる可能性があり、また、複数の事案に備える必要がありますので、例年、病院事業費用の雑費に4億円を予算計上するとともに、当該費用は保険により補填されますことから、その同額を病院事業収益のその他医業外収益に計上してきたところでございます。令和7年度におきましては、近年の川崎病院、井田病院における損害賠償請求額の実例を踏まえ、川崎病院2億円、井田病院1億円、合計3億円を病院事業費用の雑費に予算計上するとともに、その同額を病院事業収益のその他医業外収益に予算計上した

ものでございます。

次に、市立川崎病院医療機能再編整備事業についての御質問でございますが、川崎病院救命救急センター棟新築工事での地中障害物の判明による既存棟改修工事への影響についてでございますが、令和8年1月の着工を予定しております1期工事の中で、救命救急センター棟新築工事と関連する工事は、令和8年6月着工予定の1階の救急外来を感染診察室等に改修する工事でございます。令和9年5月から着工予定の小児病棟等の改修などの2期工事や、その後の3期工事を含め、工期全体に影響が出ないよう関係局や設計業者と調整しているところでございます。関係局との連携につきましては、これまでもさらなる入札不調を招かないよう、業者へのヒアリングや分離発注、夜間工事の減少などについて、まちづくり局とも一体となって検討を進めてきたところでございまして、今後も庁内関係部署との連携の下、事業を進めてまいります。

次に、多摩病院に係る指定管理者制度活用事業における中間評価についての御質問でございますが、このたびの中間評価につきましては、指定管理者からの年度報告に基づく施設の管理運営状況の記載に加え、過去18年間にわたる施設運営の定性的、定量的な効果やガバナンス等の状況、多摩病院に係る事務の主体として実施したモニタリング結果についても反映する必要があったものと考えてございまして、現在、改めて定期的に提出されている報告書や日常的な運営状況の確認等のモニタリングの状況を整理し、指定管理制度による運営の効果やガバナンス等の状況、コンプライアンスの観点も含め、その内容が制度の趣旨に沿ったものとなるよう検証、検討しているところでございます。今後、関係部署と必要な確認、調整を行い、再度、外部委員の意見聴取等も含め適切な手続を進め、必要な加筆、修正を行った上で、令和7年度の夏頃を目途に改めて市議会にもお示しするとともに、今後のモニタリングにも活用してまいりたいと考えております。次に、過去の不祥事やその再発防止に向けた取組の記載につきましては、指定管理者自身にも法令遵守義務が当然にあることに鑑みれば、法令違反のみならず、事故の発生や事務ミスなども含め、発生状況や再発防止策、その取組状況などについても適切にモニタリングし、その内容を中間評価に反映する必要があったものと考えておりますので、加筆、修正の際に併せて検討してまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 教育次長。

〔教育次長 池之上健一登壇〕

○教育次長 池之上健一 教育委員会関係の御質問にお答え申し上げます。

初めに、教員不足への対応についての御質問でございますが、令和7年4月の採用者数についてでございますが、小学校区分は270人、中学校・高等学校区分は170人、高等学校の福祉区分は1人、特別支援学校区分は28人、養護教諭区分は19人、合計488人を見込んでいるところでございます。次年度におきましては、全国的に受験者数が減少している中、より多くの人材確保を図るため、引き続き受験機会の拡充や特別選考の応募資格や選考区分の見直し等を実施してまいります。次に、一般任期付教員採用候補者選考につきましては、合格者51人のうち3人が辞退し、48人の採用見込みとなっております。次に、非常勤講師の勤務条件の改善につきましては、現在の任用週数では長期休業中に勤務しない不安定な雇用となっていることや研修を受ける機会が不足していることなどの課題があることから、その解決に向けた検討を進めたものでございまして、この改善により、さらなる非

常勤講師の人材確保や授業力の向上につなげてまいります。また、任用週数の設定につきましては、実際の授業週数に相当する42週から1年間に相当する52週の範囲で任用することを予定しておりますが、42週未満の勤務を希望する非常勤講師につきましては、制度変更の趣旨を丁寧に説明し、可能な限り42週への移行を促しつつ、個別事情等も踏まえて柔軟に対応してまいりたいと考えております。次に、奨学金返還支援事業における対象者数等につきましては、制度創設の趣旨である優れた人材の確保の観点やこれまでの本市の教員採用試験の合格者数、他都市の先行事例等を踏まえて設定したものでございます。本事業につきましては、夏期に実施する教員採用試験における小学校区分及び中学校・高等学校区分の合格者を対象としており、返還支援を希望する成績上位者から決定してまいりたいと考えております。

次に、市立中学校における授業時数の不足についての御質問でございますが、初めに、学校教育法施行規則上、1単位時間は50分、年間総授業時数は1,015時数とされておりますが、授業時数の不足が見込まれた7校では時間割の弾力的編成により45分授業を組み合わせるところでございまして、そのうち5校では50分に換算した時数の確認が十分ではなく、授業時数の不足を認識していなかったため、また、2校では授業時数の不足を認識しておりましたが、卒業までの間に補完する予定としていたため、公表には至らなかったものでございます。次に、授業時数の確認についてでございますが、事務局では、年度当初に各学校から提出された教育課程編成届を基に授業時数等を確認し、不備があった際には修正を指示しておりますが、年度途中の授業時数の変更は学校の実情に応じてその裁量で随時行うものであり、これまで事務局ではその都度の把握は行っていなかったところでございます。次に、過年度分の授業時数につきましては、令和5年度分の確認を行いました。が、授業時数に不足があった学校はなかったところでございます。

次に、市立高等学校改革推進計画第2次計画検証報告書についての御質問でございますが、初めに、報告書の誤りの経緯につきましては、学科再編に関する認識不足や根拠データの算出基準日の確認不足等によるものでございまして、今後は統一した形式によりデータ管理を行ってまいります。次に、川崎高等学校及び川崎高等学校附属中学校につきましては、次年度以降、これまでの取組を振り返りながら、魅力化、特色化に向けて教育課程の編成に取り組むとともに、教育指導体制の整備等について検討してまいります。

次に、体育館等の空調設備の整備についての御質問でございますが、令和7年度の予算についてでございますが、整備着手する15棟の体育館への空調設備の整備の経費として、設計費及び工事費で約2億6,600万円、155棟の効率的、効果的な整備に向けた整備方針の策定に必要な経費として委託費約2,500万円を計上しており、今後の見込みにつきましては、整備方針を策定する中でお示ししてまいります。次に、断熱化につきましては、財源の確保は重要な課題と認識しておりますので、交付金の活用について検討してまいります。次に、学校施設長期保全計画と整備方針につきましては、早期の空調設備の整備に向けて必要な整合を図ってまいります。次に、今後のスケジュールについてでございますが、整備方針につきましては次年度中の策定を目指しており、議会への報告等につきましては本事業の進捗状況等を踏まえながら適切に行ってまいります。

次に、サウンディング調査等につきましては、民間活用の検討に当たって必要となることから、聴取内容の検討を進め、適切な時期に意見聴取を行ってまいります。次に、川崎

市立小中学校空調設備更新整備等事業との調整につきましては、教育活動への影響をはじめ、技術者や労働者、資器材の確保等も考慮したスケジュール調整が必要と認識しておりますので、整備方針を策定する中で検討してまいります。次に、川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の進捗状況の把握についてでございますが、維持管理業務につきましては、業務記録、月報等により維持管理業者の実施内容について、また、設計業務につきましては定期的に進捗状況の報告を受けるとともに、業務水準チェックリスト等により、設計業者の実施内容について、それぞれ株式会社川崎スクールエアクオリティがセルフモニタリングを行った上で市がモニタリングを実施するものでございます。次に、格技室等の空調設備の整備につきましては、設置状況が学校により異なることから、整備方針を策定する中で検討を行うとともに、学校施設長期保全計画との整合を図ってまいります。次に、給食室の空調についてでございますが、空調設備の整備につきましては、給食の衛生上の安全性を確保しつつ、十分な冷房効果を得られる整備を行うためには、工事期間が夏休み期間を大幅に超過し、給食を止める必要があることを課題として認識しておりますので、給食室の増改築や内部改修を契機に進めてまいります。

次に、学校給食費についての御質問でございますが、初めに、令和7年度予算編成の経緯につきましては、学校給食の質を維持するため、令和6年11月に学校給食費の見直しを行いました。これによる保護者の負担を軽減するため、一般財源の活用について検討を進めていたところ、国による新たな経済対策が示されたことから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源の活用により、保護者の負担を現行の額に据え置くこととしたところでございます。次に、保護者への周知についてでございますが、学校給食費の改定等につきましては既に文書により通知しておりますが、今後、改めて学校給食費の納付方法等に関するお知らせの中で現行の額に据え置くことを周知してまいります。次に、学校給食運営基金につきましては、食材料費として執行した額に対する学校給食費、臨時交付金及び一般財源のそれぞれの財源の充当に係る考え方を整理した上で適切に対応してまいります。

次に、水泳授業についての御質問でございますが、民間活力の活用の可能性につきましては、昨年7月に文部科学省が、学校プールの管理については、原則学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であるとの考えを示したことも踏まえ、民間事業者の現状等の把握を行うとともに、学校現場の意向も確認しながら検討を進めた結果、次年度は実施対象校を現行の3校から新たに開校する新小倉小学校を含めて7校に拡大したところであり、学校プール施設や受託可能な民間事業者の現状等も踏まえ、対象校を選定してまいります。次に、学校への指導者派遣などにつきましては、現在夢教育21推進事業の中で実施しておりますので、引き続き、効果的な民間活力の活用について検討してまいります。また、民間のスイミングスクールで水泳授業を行う場合の移動方法につきましては、学校等の実情に応じて徒歩または民間事業者のバス利用による方法を採用しておりますが、現在、西有馬小学校の低学年は徒歩移動となっており、事業者とのヒアリングを行いながら検討しているところでございます。

次に、自然教室についての御質問でございますが、初めに、各学校への周知につきましては、小学校、中学校それぞれの校長会での説明をはじめ、希望校には直接出向いて担当教員に説明を行うなど、様々な機会を通じて丁寧に対応してきたところでございます。今

後、移行を希望する学校が増加した場合の調整方法につきましては、先行して他施設に移行した学校を優先することを前提に、可能な限り各学校の希望に添えるよう日程調整を行うとともに、利用可能な施設の拡充に努めてまいります。次に、費用負担についてでございますが、次年度につきましては、現在の自然教室の負担に関する考え方にに基づき、食事代や体験活動等に要する費用を保護者負担とし、それ以外のバス等の移動費や宿泊料を公費負担としたところでございます。次に、就学援助についてでございますが、今年度、八ヶ岳少年自然の家以外の3か所の施設を利用した中学校1校、小学校2校につきましては、各施設の食事代に基づいた実費を支給しているところでございます。また、次年度は、小学校19校で5か所、中学校16校で6か所の施設を利用する予定となっており、各施設の食事代に基づいた実費分を予算計上しているところでございます。次に、富士見町との協議につきましては、これまでも老朽化対策等に係る検討状況について適宜情報共有を図っており、先月も町役場を訪問し、今般の中間報告について説明を行ったところ、町への経済的な影響も大きいと、引き続き情報提供をお願いしたいなどの要望があり、今後も丁寧に対応を進めてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 堀添議員。

〔堀添 健登壇〕

○49番 堀添 健 それでは、再質問させていただきます。

公益通報者保護について再質問いたします。先ほどの質疑では、退職予定職員と再就職先に係る不正を把握しながらも、声を上げることによる行政内部の犯人捜しにより、市職員が畏怖している件について指摘しました。今国会では、組織の不正を内部から通報した人が不当な扱いを受けないよう、公益通報者保護法の改正案の提出が予定されています。それによると、公益通報したことを理由に通報者を解雇または懲戒処分にした場合、拘禁刑や刑事罰を科する内容が盛り込まれ、地方自治体にもそれらが適用されるとしています。兵庫県では、内部告発を行った元幹部が懲戒処分された後、自死に至ったことから、本市においても組織による通報者捜し等の悪質な行為は禁ずるメッセージを市長のリーダーシップの下、強く発するべきと考えます。市長に対応を伺います。

次に、民間活用(川崎版PPP)推進方針の改定に関連して再質問いたします。学識経験者等による選定評価については、各事業に応じた専門性や第三者自体の選定基準等が重要となります。学識経験者等による事業者選定時において、専門性が高い施設や課題が生じている施設に関してはより丁寧な審議が必要と考えますが、見解と対応を伺います。

次に、議案第52号、中央療育センターの指定管理者の指定について再質問いたします。同愛会については、この間、様々な不祥事が報告されています。平成28年12月の中央療育センターにおける児童死亡事故をはじめ、平成30年には同施設での性的虐待事案、さらに、平成29年には同法人が運営する別のグループホームで職員による利用者からの高額な金銭横領、また、横浜市でも同法人の障害者入所施設で虐待事件が発生、東京都の知的障害者入所施設においても虐待事件が多数発生しています。さらに、昨年9月には、同法人が指定管理者である北部療育センターにおいて、議案審査に係る時期に個人情報情報を誤送信というコンプライアンス違反事故を起こしています。昨年5月に同法人における中央療育センターの事故検証報告書が公表されましたが、その直後に事実上の異議申立ての文書が法人理事長より健康福祉局に提出されるなど、法人施設内の身体拘束や虐待の認識の在り方に

疑念を抱かざるを得ません。さらに、昨年9月2日に同法人の労働組合から、中央療育センター事故検証報告書の指摘事項に関する社会福祉法人同愛会の運営実態についての文書が健康福祉局に提出されました。その内容は、中央療育センターの死亡事故を同センターの施設運営の問題として限定的に捉えるのではなく、同愛会の全体的な法人運営の問題であるという認識を持ってこの問題に対処してもらいたい、さらに川崎市中央療育センターと同様の事故がこれからも起こり得るとも指摘しています。この文書について健康福祉局長は、内容を精査し、対応を検討する旨の答弁でした。その後の対応について具体的に伺います。

次に、1者選定についてです。指定管理事業であるにもかかわらず、連続して4回も同愛会のみでの1者選定というのでは、制度の趣旨に照らして選定自体に強い違和感を持たざるを得ません。我が会派は過去にも度々この課題の改善を求め、所管課も選定スケジュールの前倒しや十分な引継ぎ期間及び人件費の確保、さらには、共同事業体による応募など数々の見直しを図ったにもかかわらず、今回も同愛会のみでの応募となりました。そもそも発達や社会参加の支援を主な目的とする通所支援と生活全般の支援及び医療ケアを主な内容、目的とする入所支援では専門性が異なります。全国的にも入所事業所と児童発達支援センターの両方を持っている事業者はほとんどなく、両方の施設運営実績を保有しなければ応募できない現状は、まさに1者選定を助長し、固定化を促していると言っても過言ではありません。そこで、通所支援と入所支援を分離し、それぞれ公募する方式で再度選定することを検討できないのか伺います。次に、モニタリングの在り方についてです。事業者のセルフモニタリングをベースにした事業報告書を参考に所管課が評価シートを作成し、その上でこの評価シートを学識等の評価委員が5段階評価を行う仕組みとなっています。本市に直営での療育の現場がなくなり、療育の専門家が不在の中でどのように本市独自のモニタリングの質を見直し、より適正な評価シート作成のための体制を構築するのか、さらに、療育センターの運営とサービス内容の実態を正確にチェックしていくのか、改善方法を伺います。以上です。

○副議長 岩隈千尋 市長。

○市長 福田紀彦 公益通報についての御質問でございますが、公益通報者保護制度につきましては、通報事実の調査や是正を通じて法令違反や不正行為を排し、法令を遵守する組織づくりに寄与するものと認識しております。本市職員から通報が行われた場合には、公益通報者保護法上の公益通報に該当するのか、また、通報者保護の要件に該当するのか等を確認した上で、公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いや通報者を特定する行為の禁止等について適切に対応しているところでございます。引き続き、国における法改正の動向も踏まえながら、市民の皆様からの信頼にしっかりとお応えできるように取り組んでまいります。以上です。

○副議長 岩隈千尋 総務企画局長。

○総務企画局長 白鳥滋之 民間活用についての御質問でございますが、事業者選定時の審議につきましては、施設の特長や課題等を踏まえまして、提案内容の事前確認や委員同士の情報共有の実施など、審議を深めるための工夫が必要と認識しておりますので、現在、事業者選定等に関する手引きにそうした内容を追記することを検討しているところでございます。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 健康福祉局長。

○健康福祉局長 石渡一城 中央療育センターの指定管理者の指定等についての御質問でございますが、三多摩合同労働組合ゆにおん同愛会の分会長名で提出された文書への対応につきましては、法人の運営姿勢に対する問題点等について示されていたことから、当該法人を所管する神奈川県に対して当該情報の提供を行いました。また、本市といたしましては、適宜、当該法人に対し、事故報告書における再発防止の取組等について、当該施設内での情報共有に加え、法人内での共有の徹底についても意見交換を行っているところでございます。公募に当たりましては、様々な工夫を施した結果、障害児入所支援事業の運営実績を有しない法人からも施設見学の申込み等をいただいたところでございます。また、公募・選定手続については適正に行った結果と考えており、再度の選定を実施することは困難であると存じます。今後につきましては、今回の選定結果を踏まえ、公募手法等について施設特性等も勘案し、さらなる工夫を検討してまいりたいと存じます。療育センターへの対応につきましては、現在、指定管理制度の事務、評価、指導等と個別支援に係る運営支援の所管が障害保健福祉部内で分かれているため、連携して対応しているところでございますが、令和6年3月に取りまとめた中央療育センター事故検証報告書において、特にモニタリングの改善について御指摘をいただいたほか、令和6年4月の改正児童福祉法において、障害児支援の中核機関として、療育センターのさらなる機能強化に向けた取組が示されたところでございます。これらの状況を踏まえ、本市におきましては、来年度から障害保健福祉部障害計画課内に地域療育担当を設置し、これまで分かれていた業務を専任で行うことでモニタリングの強化につなげてまいりたいと考えております。具体的には、定期的に現地にて実施するモニタリングにおいて顕在化した課題等を施設と共有し、課題解決や質の向上に向けた取組手法などを検討するとともに、その進捗をフォローすることで、より適切な運営、評価等を行う体制を整えてまいります。以上でございます。

○副議長 岩隈千尋 堀添議員。

○49番 堀添 健 おのおの御答弁ありがとうございました。それでは最後に、意見要望を申し上げます。

公益通報者保護についてです。今回、我が会派が調査したところ、市職員による内部通報は、今年度が市長事務部局で1件、令和5年度が僅か3件、令和4年度が2件であり、外部通報の多さと比較しても十分機能しているとは言えず、その背景には組織内で内部通報者の探索行為が横行し、結果として内部通報者である市職員が脅威に感じ、萎縮し、通報をちゅうちょする原因となっています。今後、法改正が予定されていることから、法の趣旨を十分鑑み、内部通報者が不利益等を被ることがない制度設計を求めておきます。

次に、等々力緑地再編整備事業についてです。これまで我が会派は等々力緑地再編整備事業に関して推進の立場ではありますが、このたび議会に示された事業者提案に基づく全体事業費の想定は当初の契約金額の約2倍となる1,232億円余に上っています。また、令和6年2月に川崎とどろきパーク株式会社から物価変動の対応について当局へ事前相談がありましたが、この間の算定根拠を含む施策の意思決定過程が不明瞭であることは甚だ遺憾です。藤倉副市長からの答弁では、今後は意思決定過程に係る庁内会議等の議事録を明確にするとの答弁でした。意思決定過程を明確化するとともに、巨額の投資的事業となる本事業の議会への情報提供を一層丁寧に行うよう要望しておきます。また、答弁では、公共

工事の積算基準等により、本市が算定する方法で積算することとします。本市として、契約変更の内容を最小限に抑える工夫を検討することを求めます。

あとは委員会に譲りまして、質問を終わります。

○副議長 岩隈千尋 お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ延会することとし、次回の本会議は明日28日の午前10時より再開し、本日に引き続き代表質問等を行いたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 岩隈千尋 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○副議長 岩隈千尋 本日はこれもちまして延会いたします。

午後5時25分延会